

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 5 年 6 月29日

【中間会計期間】 自 令和 4 年10月 1 日 至 令和 5 年 3 月31日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9 階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光
弁護士 奥村 文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」および「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group Limited）を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「当グループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその子会社を意味する。別段の記載がある場合を除き、本書において「ANZGHL」とはANZグループ・ホールディングス・リミテッド（ANZ Group Holdings Limited）を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZグループ」とは、（ ）2023年1月3日前については、オーストラリア・ニュージーランド銀行とその子会社、および（ ）2023年1月3日以降については、ANZグループ・ホールディングス・リミテッドとその子会社を意味する。
2. ANZBGLの事業年度は9月30日に終了し、半期は3月31日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2022年9月30日に終了した事業年度は「2022年度」、「2022事業年度」、「2022会計年度」、「2022年9月終了年度」および「2022年9月30日終了年度」、2023年3月31日に終了した半期は「2023年3月半期」、「2023年3月31日終了半期」および「当期」と言及される。その他の事業年度および半期についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
3. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「セント」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル＝92.42円の換算率（2023年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランドドル」はニュージーランドドルを、また「ユーロ」はユーロ圏の公式通貨を指す。
4. 本書の情報の一部は、当グループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」を構成する。本書において、当グループとその経営陣に関連して、「予測する」、「推定する」、「計画する」、「意図する」、「予想する」、「確信する」、「期待する」、「することがある」、「見込みである」、「リスクがある」、「予定である」、「追求する」、「だろう」、「可能性がある」、「すべきである」およびこれらに類する表現が使用されている場合は、かかる将来に関する記載を示すことが意図されている。本書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。そのため、投資判断を行うにあたってこれらの記載に依拠すべきではない。当グループは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
5. 本書中の表において、係数が四捨五入されている場合、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2022年10月1日から本書提出日までの期間中、有価証券報告書（令和4年12月20日提出）の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載の内容につき、「2 外国為替管理制度 - 為替管理」の項目を除き、重要な変更はなかった。これらの項目を以下に置き換える。

2 外国為替管理制度

為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 2011年独自制裁法（連邦）に基づき、かつ2011年独自制裁規則（連邦）に従い、禁止の中で特に以下のもの：

- (a) ミャンマー、クリミアおよびセヴァストポリ、ロシア、イラン、シリア、ジンバブエまたは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への「制裁されているサービス」供与の禁止。財政援助、特定の種類の金融サービスまたは軍事活動もしくはは一定の輸出認可品目（武器または関連物資等）を支援もしくはそれらに関連して供与されるその他サービスを含む。
- (b) 北朝鮮、旧ユーゴスラビア共和国、イラン、リビア、ミャンマー、シリア、ジンバブエ、ウクライナまたは関係大臣が当該人物もしくは団体が大量破壊兵器の拡散に関与していると納得する地域向けの、関係大臣により指定された個人または団体に対し、直接的もしくは間接的に、資産を利用させることまたはそれらの利益のために資産を利用させることの禁止。
- (c) ロシアにとって経済的または戦略的に重要性がある活動への従事または機能の実行の禁止。
- (d) ウクライナの主権と領土の保全に対する脅威に責任がある、または加担していると関係大臣が確信する個人または団体に対する禁止。
- (e) ミャンマー関係大臣が指定した個人または団体がミャンマーにおける2021年のクーデターおよび人権侵害に責任がある、または加担しているとかかる大臣が認めた場合、それらの資産の使用や取引の禁止。

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁。当該個人または団体は以下におけるものを含む。

- (a) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁 - コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (b) 北朝鮮（国連憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則、国連憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）2017年文書および国連憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）（贅沢品）2017年文書）を参照）
- (c) スーダン（国連憲章（制裁 - スーダン）2008年規則を参照）
- (d) イラン（国連憲章（制裁 - イラン）2016年規則および国連憲章（制裁 - イラン）（制裁対象輸出品）2016年制裁リストを参照）
- (e) イラク（国連憲章（制裁 - イラク）2008年規則を参照）
- (f) アルカイダ（国連憲章（制裁 - アルカイダ）2008年規則を参照）
- (g) ソマリア（国連憲章（制裁 - ソマリア）2008年規則を参照）
- (h) レバノン（国連憲章（制裁 - レバノン）2008年規則を参照）
- (i) マリ（国連憲章（制裁 - マリ）2018年規則を参照）
- (j) リビア（国連憲章（制裁 - リビア）2011年規則を参照）
- (k) タリバン（国連憲章（制裁 - タリバン）2013年規則を参照）

- (l) 中央アフリカ共和国（国連憲章（制裁 - 中央アフリカ共和国）2014年規則を参照）
- (m) イエメン（国連憲章（制裁 - イエメン）2014年規則を参照）
- (n) 南スーダン（国連憲章（制裁 - 南スーダン）2015年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない。現金取引は1人の人物から別の人への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率、および 従業員数を除く。)) (下段括弧内は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、 比率、および従業員数を除く。))) (-はマイナスを表す)					
	2022年9月30日 現在/ 2022年9月30日 終了年度	2021年9月30日 現在/ 2021年9月30日 終了年度	2023年3月31日 現在/ 2023年3月31日 終了半期	2022年3月31日 現在/ 2022年3月31日 終了半期	2021年3月31日 現在/ 2021年3月31日 終了半期
収入(2)(3)	28,161 (2,602,640)	22,788 (2,106,067)	24,485 (2,262,904)	12,149 (1,122,811)	11,260 (1,040,649)
税引前利益(3)	10,079 (931,501)	8,936 (825,865)	5,028 (464,688)	5,035 (465,335)	4,376 (404,430)
税引後純利益 (非支配持分を除く)	7,119 (657,938)	6,162 (569,492)	3,568 (329,755)	3,530 (326,243)	2,943 (271,992)
当期包括利益合計 (非支配持分を除く)	3,399 (314,136)	5,858 (541,396)	5,128 (473,930)	987 (91,219)	2,193 (202,677)
普通株式資本	28,797 (2,661,419)	25,984 (2,401,441)	29,054 (2,685,171)	25,091 (2,318,910)	26,615 (2,459,758)
発行済株式総数 (普通株式)	2,989,923,751	2,823,563,652	3,003,366,782	2,794,104,174	2,845,541,800
株主資本(非支配持分 を除く)(4)	65,907 (6,091,125)	63,665 (5,883,919)	68,100 (6,293,802)	61,747 (5,706,658)	62,566 (5,782,350)
資産合計	1,085,729 (100,343,074)	978,857 (90,465,964)	1,111,605 (102,734,534)	1,017,361 (94,024,504)	1,018,339 (94,114,890)
非支配持分を除く1株当たり の株主資本 (単位：上段 豪ドル、 下段 円)(4)	22.04 (2,037)	22.55 (2,084)	22.67 (2,095)	22.10 (2,042)	21.99 (2,032)
配当金支払額(5)(6)	3,965 (366,445)	2,928 (270,606)	3,172 (293,156)	1,992 (184,101)	973 (89,925)
資産合計に対する非支配持分 を除く株主資本(4)	6.07%	6.50%	6.13%	6.07%	6.14%
平均株主資本に対する純利益 (7)	11.4%	9.9%	5.4%	5.6%	4.8%

	2022年 9 月30日 現在/ 2022年 9 月30日 終了年度	2021年 9 月30日 現在/ 2021年 9 月30日 終了年度	2023年 3 月31日 現在/ 2023年 3 月31日 終了半期	2022年 3 月31日 現在/ 2022年 3 月31日 終了半期	2021年 3 月31日 現在/ 2021年 3 月31日 終了半期
営業活動（に使用された）によるキャッシュ・フロー(8)	20,176 (1,864,666)	43,822 (4,050,029)	39,131 (3,616,487)	32,641 (3,016,681)	28,591 (2,642,380)
投資活動（に使用された）によるキャッシュ・フロー	-1,817 (-167,927)	10,258 (948,044)	-7,835 (-724,111)	1,093 (101,015)	-893 (-82,531)
財務活動（に使用された）によるキャッシュ・フロー(8)	-2,345 (-216,725)	-9,672 (-893,886)	8,815 (814,682)	-12,092 (-1,117,543)	-6,604 (-610,342)
現金および現金同等物の期末残高	168,132 (15,538,759)	151,260 (13,979,449)	208,800 (19,297,296)	168,054 (15,531,551)	124,460 (11,502,593)
期末現在従業員数 （フルタイム換算）(FTE) （単位：人）(9)	39,381	40,221	39,603	40,169	38,555

注：(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル＝92.42円の換算率（2023年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場）により換算されている。

(2) 受取利息、その他営業収入、保険事業収入純額ならびに関連会社投資の持分利益/損失を含む。支払利息および大手銀行税は考慮しない。

(3) 数値は継続事業ベースで表示されている。

(4) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2022年度：664億100万ドル（約6兆1,370億円）、2021年度：636億7,600万ドル（約5兆8,850億円）、2023年3月半期：686億2,500万ドル（約6兆3,420億円）、2022年3月半期：617億5,600万ドル（約5兆7,070億円）、2021年3月半期：625億7,600万ドル（約5兆7,830億円）。

(5) 2023年3月半期は、本再編（「2 事業の内容 - (1)概要」に記載される。）の一環としてANZ BH Pty Ltdに支払われた10億ドル（約924億2,000万円）の特別配当が含まれる。取締役会は、ANZGHLの完全子会社で中間持株会社であるANZ BH Pty Ltdに対して、2023年7月3日に24億3,300万ドル（約2,248億5,800万円）の中間配当金を支払うことを提案している。

(6) ボーナス・オプション制度調整（2022年度：7,700万ドル（約71億1,600万円）、2021年度：5,800万ドル（約53億6,000万円）、2023年3月半期：4,100万ドル（約37億8,900万円）、2022年3月半期：3,800万ドル（約35億1,200万円）、2021年3月半期：2,100万ドル（約19億4,100万円））を含む。

(7) 純利益は、税引後利益と定義される（非支配持分を除く）。平均株主資本は、当該期間についての平均株主資本（非支配持分を除く）と定義される。

(8) オーストラリア準備銀行(RBA)のターム資金供給ファシリティ（「TFF」）に関する資金供給は、2021年9月半期において営業活動から財務活動に再分類された。2021年3月半期についての比較情報は修正再表示されている。

(9) 1835iグループPtyリミテッドが管理する連結された投資先のFTEを含めるため、2022年の比較情報は修正再表示されている（2022年9月：185人、2022年3月：157人）。2023年3月半期における本再編の一環として、これらのFTEはANZBGLからANZ NBH Pty Ltdに異動した。2021年の比較情報は修正再表示されていない。

ANZBGLは、公開市場で取引される普通株式または潜在普通株式をもはや有していないため、1株当たり利益について意味のある数値を算出することや、関連する会計基準に準拠することはできない。そのため、ANZBGLは今後1株当たりの利益の数値を報告することはない。ANZGHLは、ANZグループの上場会社として、今後にかかる数値の報告を継続する。

2【事業の内容】

本半期中の更新事項

本半期中（2022年10月1日から2023年3月31日）に、有価証券報告書（令和4年12月20日提出）の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 3 事業の内容」に記載の内容につき、2022年10月1日から2023年3月31日までの半年間に以下のような変更があった。

(1) 概 要

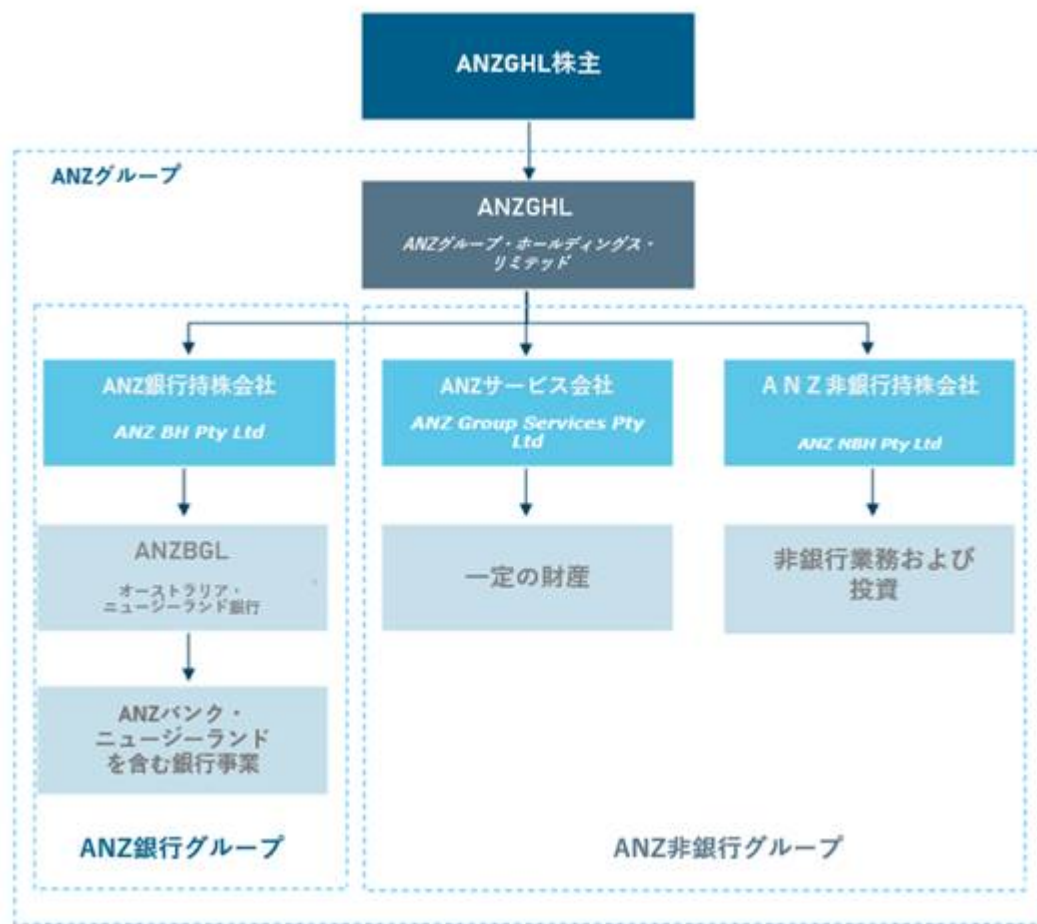
当グループは、オーストラリアでの営業を1835年に、またニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小規模企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2023年3月31日現在、当グループの資産合計は1兆1,116億ドルであり、当社の株主に帰属する株式資本および準備金は681億ドルであった。当グループは、銀行グループのうち資産合計の面で、2023年3月31日現在オーストラリアで第2位⁽¹⁾、2023年3月31日現在ニュージーランドで第1位⁽²⁾であった。

2023年1月3日、ANZBGLは再編（「本再編」）を行い、その結果ANZBGLに代わりANZGHLがANZグループの上場親会社となった。ANZGHLは、純粋持株会社（「NOHC」）であり、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）におけるNOHCとしての権限を有する。ANZGHLはASXに上場されており、ANZGHLの普通株式はASXで値付けされている。ANZGHLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。ANZBGLは、公認預金受入機関（「ADI」）であり、オーストラリアのオーストラリア健全性規制庁（「APRA」）やニュージーランドのニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）を含む様々な健全性規制機関による規制を受けている。本再編後は、ANZBGLはANZGHLの子会社である。

ANZグループの本再編後の構成は以下の図のとおりである



ANZGHLについては以下の事項に留意されたい。

- ・ ANZGHLは、ANZBGLの債務を一般的に保証したり、ANZBGLの発行した債券に関してこれを保証したりするものではない。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLの発行した債券について債務を負うものではない。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLが発行したTier 2負債証券について、当該証券の要項に従って当該証券がANZGHLの普通株式に転換可能であることを除き、債務を負うものではない。

本再編の実施前においては、ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はASXであり、ASXでその値付けがされていた。ANZBGLの普通株式は、NZXにおいても値付けされていた。本再編の結果、ANZBGLの普通株式は、ASXにおいてもNZXにおいても、上場も値付けもされていない。

- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2022年12月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2023年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ウェストパック・バンキング・コーポレーションの2023年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。
- (2) 出典：2022年12月31日終了の四半期に関するニュージーランド準備銀行（RBNZ）の銀行財務力ダッシュボード（<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>）。

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケット事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人ローンならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益 - 当グループが貸付業務で得た受取利息と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 受取手数料（純額） - 貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。資産運用収入を含む
- ・ 関連会社投資の持分利益 - 当グループが支配はしていないが重大な影響力を有する事業体に係る当グループの持分利益を示す。
- ・ その他収入 - 保険手数料、マーケット事業におけるセールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額、経済ヘッジ損益ならびに収益および費用ヘッジ損益ならびに事業の売却および閉鎖による損益を含む。

(3) 戦略

ANZグループの戦略は、顧客の財務的安定および持続可能性を改善することに注力しており、そのために、顧客を獲得して維持し、顧客の行動を積極的に変革するような優れたサービスおよび手段と洞察を提供している。

とりわけ、ANZグループは、次のことを支援したい。

- ・ 顧客が貯蓄をし、住み心地のよい住宅を購入および所有すること
- ・ 顧客が事業を開始または買収して成長させ、持続可能な形で成長させること
- ・ 顧客が地域内で資本および物品を流通させ、持続可能な形で顧客のビジネスを成長させること

ANZグループは、次のことを通じて、その戦略を達成しようとしている。

- ・ **命題** ANZグループの顧客は、絶えず変化するそのニーズを満たすべく進化するサービスを、容易に利用できることを好む。データをよりよく活用することにより、ANZグループは、顧客および顧客がその生存期間にわたり財務的健全性と持続可能性をいかに改善することができるかについて価値ある洞察を提供することができ、より優れた命題を設定することも可能となる。
- ・ 顧客を強化するとともに、他の者が産業を強化するためにも利用することのできる、柔軟で回復力のあるデジタル・バンキング・プラットフォーム このプラットフォームは、ANZグループ自身の命題の土台となるとともに、ANZグループの顧客、特に他の銀行や機関法人をさらに下支えしようとするものである。
- ・ **新しい価値をもたらすパートナーシップ** これは顧客がその財務的健全性と持続可能性をさらに改善するのに役立つエコシステムを伴うものである。ANZグループは、いかなる単一の機関もすべてのことを行い、顧客のニーズを満足するのに必要なペースでイノベーションを行うことはできず、したがって他のパートナーとの強固な関係は不可欠のものであると認識している。
- ・ **目的と価値に導かれる人々** これらの人々は、ANZグループの顧客およびANZグループが創出する結果を大切にすることにより、その価値を駆り立てる。ANZグループの人員は、他者の意見を聞き、学び、かつ適応し、最初に適切な事柄を成して、財務的健全性と持続可能性の挑戦に向けた結果をもたらそうとする。

ANZグループの顧客の財務的健全性と持続可能性を確立することは、利益の積極的な循環を生む。それは、顧客に対して直接の利益を与えるとともに、株主利回りをも増大させ、強力かつ積極的な評判につながり、究極的に顧客獲得のコストが低下することを意味する。また、それはロイヤルティ（忠誠）を増大させ、そのことがさらにより良いリターンを創出する - すなわち、より多くの資本が供給されて、ANZグループはより良い銀行の確立のために投資することができ、かつANZグループの顧客の生活を改善する活動を継続することができる。

(4) 当グループの主な活動

2023年3月半期中、当グループは、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにグループ・センター部門の6つの部門からなる部門構造で事業を営んだ。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高経営意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

2023年3月31日現在、当グループの6つの部門の主要な活動は以下のとおりであった。

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客に、あらゆる銀行サービスを提供する。これには、住宅ローン、預金、クレジットカードおよび個人ローンが含まれる。商品およびサービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャンネル（デジタル・バンキングおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATMおよびテレフォン・バンキング）、および外部のブローカーを通じて提供される。これにはまた、リテール顧客向けに提案するANZプラスの企画の開発および運営に関する費用も含まれる。

オーストラリア商業

オーストラリア商業部門は、小規模企業主および中規模商業顧客（中小企業（SME）バンキング）ならびに大規模商業顧客、および富裕層の個人顧客および同族グループ（スペシャリスト事業）という顧客セグメントに対し、アセット・ファイナンスを含むあらゆる銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、オーストラリア、ニュージーランドおよび国外の政府、世界中（パプアニューギニア（「PNG」）を含む。）の機関投資家および法人企業に対して、以下の事業ユニットを通じてサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、顧客に対して、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、顧客に対して、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンス、コーポレート・アドバイザリー・サービスを提供する。
- ・ 「マーケット」は、顧客に対して、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「パーソナル」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人およびプライベート・バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「ビジネス」は、デジタル、支店およびコンタクト・センターのチャンネルを通じた小規模事業バンキング、また、従来のリレーションシップ・バンキング、ならびに専任のマネジャーを通じての高度な金融ソリューションなど、あらゆる銀行サービスを提供する。これらは、未上場の小規模、中規模、大規模企業、農業事業セグメント、政府および政府関連企業を対象としている。

パシフィック

パシフィック部門は、リテール顧客および商業顧客（多国籍企業を含む。）、パシフィック諸島（PNGを除く。）の政府に商品・サービスを提供しており、これは法人部門の一部を構成する。

グループ・センター

グループ・センターは、テクノロジー、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズおよびアジアにおける少数投資も含む。

(5) サンコープ・バンク買収

2022年7月18日、ANZグループは、サンコープ・バンクの直接の純粋持株会社であるエスピージーエイチ・リミテッド（SBGH Limited）の株式の100%を取得することに合意したことを発表した。この買収は、連邦財務大臣の承認、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）の認可または承認、クイーンズランド州の1996年州金融機関およびメトウェイ合併法（QLD）の改正といった一定の条件を満たすことが条件とされている。完了は2023暦年の後半が予定されている。両当事者が別途合意しない限り、かかる条件が満たされる最終期日は契約締結後24か月である（その後、当事者のいずれも契約を終了させることができる。）

(6) 最近の進展

2023年3月31日以降、本書日付までに、重要な進展はない。

(7) 監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループ（ANZBGLグループおよびその子会社）は、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。当グループは、ANZグループ（ANZGHLおよびその子会社）の一部である。ANZGHLは、APRAの認可を受けた純粋持株会社（「認可NOHC」）であり、ANZグループの上場親会社である。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国における当グループならびにANZグループの規制および監督の概要を示す。本書で記載される場合を除き、「(7)監督および規制」の項の記載情報は当グループに関するものである。

概要

APRA

ANZBGLおよびANZGHLは、APRAの規制対象事業者であり、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）およびAPRAの健全性基準および報告基準上の義務を負う。

APRAによるANZグループに対する規制の概要は以下のとおりである。

- ANZGHL：認可NOHCである。ANZGHLは、下記に要約した認可条件（特定の資本要件を含む。）を遵守することが求められる。認可NOHCとして、銀行法およびAPRAの健全性基準に基づく規制にも服する。レベル3のグループの最上位の法人としては、ANZグループ（ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループの関連メンバーを含む。）全体に、APRAの一定の健全性基準が適切に適用されることを確保することが要求される。
- ANZ銀行グループ：銀行業務を行うANZグループの事業体（ANZBGL、ANZバンク・ニュージーランドおよびその他の当グループの事業体を含む。）を含む。ANZGHLは公認預金受入機関（ADI）であり、ANZ銀行グループは、自己資本比率や流動性に関する基準など、ADIにかかるAPRAの健全性基準や報告基準全般の適用を受ける。ANZ銀行グループに適用のあるAPRAの役割についてより詳しい情報については、下記の「オーストラリア」の項を参照のこと。

- ・ ANZ非銀行グループ：ANZグループのうち、ANZ銀行グループ以外の事業体で構成される。APRAの認可に関する要件に従うことを条件としつつ、かかる事業体には、ANZBGLに現在適用のある銀行の自己資本比率規制や流動性規制といったADI特有の規制は適用されない。前記のとおり、ANZGHLは、ANZグループやその顧客を保護するために適切であるとANZGHLが判断した場合、またはAPRAがANZGHLに要求した場合、ANZ非銀行グループの関連メンバーも含め、APRAの一定の健全性基準をANZグループ全体に適切に適用することが求められる。

ANZGHLは、ANZ銀行グループとANZ非銀行グループの両方を含むANZグループ全体のリスクを反映した十分な資本を保有することが要求される。ANZBGLに適用される所要自己資本を含め、ANZ銀行グループの所要自己資本は、現行のAPRAの要件によって決定される。

上記のように、本再編後、ANZGHLは、APRAの規制対象事業者である。APRAによるANZGHLの銀行法上の認可NOHCとしての認可は、以下の事項を含む一定の条件付きのものである。

- ・ ANZ BH Pty Ltd（「ANZ銀行持株会社」）およびANZBGLは、ANZGHLまたはANZ非銀行グループの事業体のいずれの取締役会メンバーでもない独立取締役一名を有しなければならない。
- ・ ANZGHL自身は、例えば、ANZグループ全体に対する経営指導、子会社への投資の保有、子会社への投資や支援、自己の活動または健全性義務を遵守するために必要なその他の活動を行うための資金調達、その他APRAが承認した活動以外の活動を行ってはならない。
- ・ ANZGHLは、ANZ非銀行グループにおいて重要な活動を開始する前に、APRAから異議がない旨の確認を得なければならない。
- ・ ANZBGLは、自身の運営に必要なすべての機能の保有を維持するかまたは利用可能なものとしなくてはならない。
- ・ ANZグループの非規制業務は、ANZBGLとは、財務上も運営上も分離可能なものとしなくてはならない。
- ・ ANZGHLは、ANZ非銀行グループがADIに過度のリスクをもたらす活動を行わないことを確保しなければならない（また、APRAがADIに過度のリスクをもたらすと書面で通知した活動については、ANZ銀行グループがANZ非銀行グループに移転することを確保しなければならない）。

APRAは、適切と判断した場合にはいつでもこれらの条件を見直し、変更することができる。

RBNZ

ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランド（またはANZバンク・ニュージーランドの子会社）に対するRBNZの規制については下記の「オーストラリア」および「ニュージーランド」の項を参照のこと。

その他の規制の影響

多くのその他の規制当局がANZグループ（ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループの両方を含む。）に対する監督および規制を継続する。オーストラリアでは、これらの規制当局には以下のものが含まれる。

- ・ オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」） - 会社および証券の事項に関連するもの
 - ・ オーストラリア取引報告分析センター（「AUSTRAC」） - マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に関連するもの
 - ・ オーストラリア情報コミッショナー事務局（「OAIC」） - 情報法に関するプライバシーおよび自由に関連するもの
- 米国では、これらの規制当局には米国連邦準備制度が含まれる。

オーストラリア

健全性および規制の監督

APRAの監督上の役割

1998年7月1日以降、APRAが、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含むオーストラリアのADIの健全性および規制の監督に責任を持っている。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および支払システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、様々なAPRA健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。APRAは、認可NOHC（ANZGHLを含む。）のような様々な規制対処事業体の健全性規制および監督についての責任も負っている。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関連会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、回復と解決の計画、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥る可能性があるときとした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め、）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年オーストラリア金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、オーストラリアにおける担当大臣が譲渡すべきであると宣明した場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などに、かかる強制譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のため、または当該契約に基づく債務の繰上げのため、当該契約に関する取引の終了のため、もしくは当該契約に基づく担保の実行の根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会議により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIの取締役会は、適用ある健全性基準が指定する様式により、ADIのリスク管理に関してAPRAに対して年次宣言書を提出しなければならない。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてASIC、ACCC、AUSTRAC、OAICおよび様々な証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受入および信用の取扱および助言を行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、2009年オーストラリア国家消費者信用保護法が定める消費者に対する責任についての要求基準等にライセンスが適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICが監督する市場に商品を提供し、また参加している。ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国家のインフラ・サービスを監督する。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確保することである。

AUSTRACは、オーストラリアの金融情報機関であり、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の規制当局でもある。2006年オーストラリアマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより運用されている。

OAICは、オーストラリア司法長官の所掌する独立機関である。OAICの主な役割は、プライバシー、情報公開および政府の情報政策であり、調査の実施、決定の見直し、不服の処理ならびに指導および助言の提供などを担当する。

自己資本および流動性

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産についてAPS第115号*自己資本規制：標準的計測手法*を使用する認可を受けている。

APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改革の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。バーゼル3改正は、CET1資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2016年1月1日から全面的に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1（「AT1」）およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規制に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。その他の変更には、カウンターパーティー信用リスクのための自己資本要件および大手の規制されていない金融機関に対するエクスポージャーに関する資産価値相関の引上げならびに金融制度審議会の結果による変更を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「規制上の動向 - 自己資本および流動性」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会リスク委員会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会リスク委員会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻度水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、2015年1月1日付でオーストラリアで実施された流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのバーゼル3国際的枠組の一部として導入された。

さらに、当グループは、2016年12月に安定調達比率（「NSFR」）の最終の基準が公表された後、2018年1月1日より、APRAのNSFR要件を満たしている。2023年3月31日において、当グループのレベル2 NSFRは119%であった（2022年9月30日は119%）。

ANZBGLは、APRA健全性基準APS第210号*流動性*（「APS第210号」）が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および流動性

当グループの自己資本管理および流動性に関する詳細については、「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - G. 流動性および資本資源 - (1)流動性リスク」から「(4)レバレッジ比率」までを参照のこと。

銀行役員説明責任体制および金融説明責任体制

銀行役員説明責任体制（「BEAR」）は、ADIグループにおける取締役および最も上級の役員に関する責任および説明責任の新しいフレームワークとして、2018年に導入された。BEARの下でのANZBGLの義務は、2018年7月1日に開始した。BEARの下で、

- ・ ANZBGLは、一定の上級役員または取締役の任命に際して、任命される個人を事前にAPRAに登録し、その者のADIグループ（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）における役割および責任を示した図を整備してAPRAに提出しなければならない。また、各上級役員または取締役について個人の役割および責任を詳述した説明責任文書をAPRAに提出しなければならない。
- ・ ANZBGLの登録された上級役員および取締役が説明義務を果たさない場合には、APRAは裁判所の命令なしにそれら個人の上級役員または取締役としての資格を奪う権限を与えられる（ただし、銀行法第6編に従った行政審理の対象となる。）。
- ・ ANZBGLは、取締役および上級役員について、報酬の一部繰延べを含むBEARの要件に適合した報酬決定方針を定めなければならない。
- ・ ANZBGLは、BEARの義務を遵守しない場合には、相当な金額の罰金を支払う義務を負う。

2020年1月、オーストラリア政府は、BEARは金融説明責任体制（「FAR」）により代替され、他のAPRAの関連事業体にもその体制を拡張する予定であることを発表した。

2021年10月、オーストラリア政府は、FARを整備することを企図した2021年金融説明責任体制法案（「FAR法案」）をオーストラリア議会に提出した。FARは、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会（「王立委員会」）の勧告に応じて整備されたものであり、APRAの規制対象である銀行業、保険業および退職年金事業を行う一定の事業者、ならびに当該事業者において一定の地位または責任を有する人員の説明責任のフレームワークを設定することにより、BEARを拡張し、これに代替することが企図されている。BEARと同様に、FARはANZBGLの事業の全てに適用されるものであるが、BEARの場合とは異なり、当グループ内の保険会社やライセンスを受けた退職年金受託者は、ANZBGLとともに、FARの下で説明責任を有する主体として指定され、FARの規定により直接の規制を受けることになる。FARは、APRAとASICにより共同で執行されるものである。

2022年4月、FAR法案は連邦選挙の発表後に期限切れとなった。FAR法案は、直近では2023年3月にオーストラリア議会に再提出された。現在の内容のまま議会通过した場合、規制対象者に対して段階的に施行されていき、ANZBGLに対する立法当初の6か月後からの施行を初めとして、立法当初の18か月後には当グループの保険会社および認可年金受託者に対して施行されていく。

FAR法案では、当グループおよびその一定の上位役職員は、新規のまたは強化された説明責任の義務を負い、その影響を受けることになる。例えば、FARは、ANZBGLが下記を実施するために合理的な措置を講じることを要求する。

- ・ 適切な技能、注意および精励をもって、誠実かつ真摯にその業務を行うこと
- ・ オープンで建設的、協力的な方法で、APRAとASICと取引すること
- ・ 健全な地位または健全な評判に悪影響が及ぶことを防止すること
- ・ 一定の取締役、上級役員その他のキーパーソンが上記の行為基準を満たし、適用のある法律を遵守するための合理的な措置を講じることを確保すること、ならびに
- ・ 関連事業者でその事業と活動が重要かつ実質的な影響をANZBGLに与える者が、ANZBGLと同様にFARを遵守することを確保すること

危機管理

銀行法の下では、APRAは、規制対象法人（およびその子会社と持株会社の一部）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進する権限を保有している。当グループに影響を与える可能性がある権限には、ANZBGLおよびその他のANZグループの法人（ANZGHLを含む。）との関係での監視、管理および監督権限が含まれる。銀行法には、ANZグループ内の規制対象法人（ANZGHLを含む。）に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための条項（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる（特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の）法令、発行者もしくは当該商品の転換先事業体の定款、発行者もしくは当該商品の転換先事業体が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置（義務の否定、債務の繰上げ、取引の終了、担保の実行など）のモラトリアムが定められている。

規制上の動向 - 自己資本および流動性

RBNZの自己資本要件

RBNZのニュージーランドの銀行の改定後の自己資本要件は銀行業健全性要件（「BPR」）の文書に規定されており、2021年10月から2028年7月までの移行期間中に段階的に施行される。ANZバンク・ニュージーランドに適用のある主要な自己資本要件のうち、主要な要件は、以下のとおりである。

- ・ ANZバンク・ニュージーランドのTier 1 資本要件はリスク加重資産（「RWA」）の16%に増加し、そのうち2.5%まではAT 1 資本で構成することができる。ANZバンク・ニュージーランドの自己資本合計の要件は、RWAの18%に増加し、そのうち2%まではTier 2 資本とすることができる。増加した自己資本比率要件は、2022年7月1日から2028年7月1日にかけて段階的に施行される。
- ・ AT 1 資本は永久優先株式によって構成することが必要であるが、これは償還可能なものでもよい。ANZバンク・ニュージーランドは、既存の内部AT 1 証券を外部の取引先にリファイナンス可能であると予想される。Tier 2 資本は長期劣後債務で構成することが必要である。

ANZBGLのレベル1のCET 1 資本への正味の影響は、2023年3月31日から2028年の移行期間の最終日までに約10億ドルから15億ドルへの資本要件の増加である（当グループの2023年3月31日現在の貸借対照表に基づく。）。この金額も、ANZバンク・ニュージーランドの自己資本状態の変更（例えばRWAの増加、管理バッファ要件によるものおよび潜在的な配当金額）に従い、時が経つとともに変化し得る。しかし、これらの改革の結果としてレベル1とレベル2のCET 1 の間の変動が狭まることから、2023年1月のAPRA資本改革の実施後は、当グループ全体の資本状態への正味の影響はより少なくなりうる。

詳細については、「監督および規制 - ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - 銀行の自己資本要件」を参照のこと。

自己資本規制-問題なく強固

APRAは、2023年1月1日、ADIに対する自己資本十分性および信用リスクに関する最終要件を実施に移した。

さらに、IRRBB、市場リスクおよびカウンターパーティー信用リスクが存在しており、APRAは、多数の健全性基準の修正について協議を行っているところである。APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、ADIの「問題なく強固」に関する自己資本フレームワークの見直しに関連して行ったAPRA健全性基準へのすべての変更による総合的な最終結果は、依然として不明である。

APRAの総損失吸収力要件

2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従いANZBGLを含むオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「オーストラリアのD-SIB」）に対して2024年1月までにRWAの3%増加させることを求めることになる。2021年12月2日、APRAは、損失吸収力に関する要件を最終化し、オーストラリアのD-SIBに対し、2026年1月までにその自己資本合計をさらにRWAの1.5%引き上げるよう要求する旨を述べている。以前公表した暫定的な3%の増加を含め、これによって、最低所要自己資本合計は全体でRWAの4.5%相当分引き上げられることになる。APRAは、主にその他Tier 2 資本によってこの要件が充足され、他の上位の資金調達において相当額の減少があると予想している。

追加の所要自己資本合計額は、2026年1月時点での当グループの実際のRWAに基づいて決定される。APRAは、「ADIの資本改革によるRWAの変化を考慮すると、2023年から実施される新たな自己資本フレームワークに基づいたドル建て金額の下限は、概ねRWAの4.5パーセンテージ・ポイントの要件に一致する」と言及している。

関連会社の枠組みの変更

2022年1月、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げするためのAPRAによるAPS第222号「関連事業体の関与」（「APS第222号」）の修正が発効した。かかる上限の引下げが当グループに重大な影響を及ぼすことは予想されない。詳細については、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APS第222号は、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関してANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定するとともに、グループ内の財務上のエクスポージャーに係る上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に財政支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- ・ ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- ・ ANZBGLは、関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持つてはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- ・ ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項を締結してはならず、
- ・ 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1 Tier1のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZバンク・ニュージーランドなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで25%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で75%
 - (ii) その他の関連会社に対し、
 - 規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2023年3月31日時点のANZBGLのANZバンク・ニュージーランドに対するエクスポージャーは、APS第222号の上限を遵守したものと なっている。

加えて、APRAは、2021年1月1日からは、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務

（ANZバンク・ニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZバンク・ニュージーランドおよびその子会社（ANZバンク・ニュージーランドとその子会社を総称して「ANZバンク・ニュージーランド・グループ」）に対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZバンク・ニュージーランドへの偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係るAPRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みの一定の要件が、2017年7月1日に発効した。この枠組みはまた、当グループが子会社（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZバンク・ニュージーランドを含む子会社に対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

規制上の動向 - その他

フレームワークおよび実務の自己評価

2018年5月1日、APRAは、すべての規制を受ける金融機関はガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務の自己評価を実施することにより恩恵を受ける旨、ならびに当グループのような大手金融機関についてもその取締役会により見直され承認された評価書を求めていく旨を指摘した。APRAがこのように述べたのは、他の主要なADIに関する健全性調査についての最終報告書で特定された論点に鑑みたものである。この健全性調査は、他の主要なADIグループのガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務を調査するために創設された。2018年11月30日、ANZBGLはAPRAに対して自己評価書を提出した。2019年8月22日、ANZBGLは、自己評価書の中で提起された問題に対応するためのANZBGLの取組みの状況（「ロードマップ」の進展を含む。）を詳述したANZBGL会長の論説を公表した。ANZBGLのロードマップでは、5つの注力領域（文化、ガバナンスおよび説明責任、オペレーショナル・リスクの管理、救済、ならびに簡素化）が設定されていた。同ロードマップは、複数年にわたる計画であり、2022年をもって完了した。APRAは、（2019年9月30日から）ANZBGLのロードマップにおいて概要が示されたオペレーショナル・リスクの管理に関する計画された目標が効果的に達成されるまで、オペレーショナル・リスクのための5億ドルの追加資本を保持するようANZBGLに求めており、かかる行為により持続的な望ましい効果がもたらされている。APRAは、2023年のANZBGLのオペレーショナル・リスクの管理の継続的な改善に向けた進捗の評価を行っている。

住宅モーゲージ貸付実務

近年において、APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段をとってきた。

2021年10月、APRAは、住宅ローン申請にかかる実行性を評価する際にADIが使用することが予定される最低金利バッファーにつき、ローンの金利に追加されるものとして最低2.5%であったものを最低3%に引き上げた。APRAは、かかる決定は、ADIの住宅モーゲージ貸付に関して増大する財務安定性リスクを反映するものであると指摘した。APRAは以下の事項も指摘した。APRAは、2022年9月に発効したADIの住宅モーゲージ貸付に関する信用リスク管理フレームワークをさらに改訂した。具体的には、ADIは、以下の種類の貸付に該当する貸付の程度を制限する能力を有しなければならない。

- (a) 返済負担率が4倍または6倍以上の貸付
- (b) 貸出金比率が80%または90%以上の貸付
- (c) 投資目的の貸付
- (d) 利息のみの貸付
- (e) (a)から(d)のいずれか2つを組合せによる貸付

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、与信申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の返済義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの返済義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細については、下記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 17. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年銀行健全性標準法（「BPS法」）は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が以下の目的で、銀行登録および登録銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

銀行登録に係るRBNZの方針は、適切な地位および評判を持つ金融機関のみが登録銀行となることができることを確実にすることを目的としている。この要件を条件として、RBNZは、銀行業界内の競争を促進するために、新規登録銀行参入への障壁を最小限に保つ意向があると述べている。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の安定性および効率性を促進することを目的としており、個々の銀行の破綻防止や債権者の保護を目的としたものではない。RBNZは、市場に本来存在する規律を活用し強化することで、これを達成することを目指す。

RBNZは、財務成績およびリスク状況に係る情報を定期的に銀行が開示する要件ならびに取締役が一定の主要な事項を定期的に保証する要件を非常に重視している。これらの方策は、市場規律を強化し、銀行の健全性管理責任が、RBNZがその責任を行使するのに最もふさわしいと考える者、すなわち取締役および経営陣にあることを確実にすることを意図している。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。

- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ BPS法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ 銀行のマネーロンダリング防止および対テロ資金要件の遵守の監視に係る指針を発行する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスクが適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本十分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細情報ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の半期財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各会計年度末には全面的な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類が虚偽または誤解を招くとみなされる情報を含んでいた場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をRBNZのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者がそれらの銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZバンク・ニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成しない。場合によっては、それらの情報は、ANZバンク・ニュージーランドの連結財務書類中の表示とは異なる分類または表示がなされている。

ニュージーランドで設立された銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたバーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZバンク・ニュージーランドを含む国内のシステム上重要な銀行の大半に、最低比率をRWAの3.5%上回る健全性資本バッファを維持することを求めており、これに従わない銀行は販売を制限される。この健全性資本バッファは、2028年7月におけるRWAの9%まで、段階的に引き上げられる。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向 - 銀行の自己資本要件」を参照のこと。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13の要件は、ニュージーランドで設立された銀行に75%の最低コア資金調達比率（「CFR」）を満たすことを求め、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier 1資本によって満たされることを確保している。

2021年9月、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行のBS13の遵守に関するテーマ別レビューの結果を公表した。これを受けて、RBNZは、2022年2月に、BS13の包括的なレビューも開始している。これには、Basel 3流動性基準のいくつかの側面についての検討が含まれる。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向 - 登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー」および「ニュージーランドの規制上の動向 - RBNZによるBS13のレビュー」を参照のこと。

また、RBNZは、すべての登録銀行に対し、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。

さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取消勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も、特に以下の行為をしてはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始すること、または継続すること。
- ・ 執行命令を出すこと、債務を差し押さえること、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行し、もしくは執行することを求めること。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じること。
- ・ 当該銀行に対して相殺権を行使すること。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

登録銀行への重要な影響力を取得する同意の申請を評価する際に、RBNZは、登録銀行としての登録申請を評価する際に関連するのと同じ事項を考慮に入れると述べている。同意を与える際、RBNZは、ふさわしいとみなす条件を課す可能性がある。

ニュージーランドの規制上の動向

銀行の自己資本要件

RBNZは、ニュージーランド国内で設立登録された銀行に適用される銀行自己資本要件を改定し、これは、BPR文書に規定されている。新たな自己資本要件は、2021年10月から2028年7月の移行期間中に段階的に実施される。現在実施中の主要な要件は以下のとおりである。

- ・ ANZバンク・ニュージーランドのTier 1 資本はRWAの16%まで引き上げられ、そのうち2.5%まではAT 1 資本で構成することができる。ANZバンク・ニュージーランドの総資本要件はRWAの18%に引き上げられ、これはTier 1 資本要件の2%まではTier 2 資本で構成することができる。自己資本比率要件の引上げは、2028年7月1日までに段階的に実施される。
- ・ AT 1 資本は、償還可能な永久優先株式で構成されなければならない。Tier 2 資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。
- ・ Tier 1 資本要件は、RWAの9%のCET 1 健全性資本バッファを含む。これには、2%の国内のシステム上重要な銀行の資本バッファ、1.5%の「早期設定」カウンターシクリカル資本バッファ（金融危機後においては0%まで一時的に引き下げることが可能であり、または資産価格高騰を防ぐために一時的に引き上げることができる。）、および5.5%の保全バッファが含まれる。
- ・ 条件付資本商品は、今後適格規制資本として取り扱われない。2023年3月31日現在、ANZバンク・ニュージーランドは約12億3,800万ニュージーランドドルのAT 1 商品を保有しているが、かかる商品が未償還で残った場合、2028年7月1日までの移行期間中に段階的に適格規制資本としての取扱いの対象から外れることになる。

RBNZの見直しは、ANZバンク・ニュージーランドが保有すべき自己資本の水準を著しく増大させる。見直しにより、ANZバンク・ニュージーランドの資本配分および事業計画を含むANZバンク・ニュージーランドおよびその事業に対して、重大な影響が及ぶ可能性もある。

RBNZの改正外部委託方針

ANZバンク・ニュージーランドなどのニュージーランドで設立された大手銀行は、外部委託契約のBS11（RBNZの変更外部委託方針）の遵守を確保しなければならない。

2017年10月1日より前から存在していた外部委託契約は、2023年10月1日までにBS11を遵守していなくてはならない。ANZバンク・ニュージーランドは、遵守プランの手順（Path to Compliance Plan）で概説される、既存外部委託契約のBS11の遵守の実現の最終段階にある。BS11の要件はANZバンク・ニュージーランドの登録条件の一部をなす。ANZバンク・ニュージーランドが外部委託に関する登録条件をみたさない場合、RBNZは、ANZバンク・ニュージーランドの外部委託利用に追加的な制限を付すなどの執行措置を講じることができる。

1989年ニュージーランド準備銀行法の見直し

ニュージーランド政府は、1989年ニュージーランド準備銀行法の見直しを行った。見直しの第1段階の結果、ニュージーランドの金融政策の枠組みにいくつかの変更を加える2018年ニュージーランド準備銀行（金融政策）改正法が制定された。第2段階では、金融政策に関する1989年ニュージーランド準備銀行法の金融政策の規定の包括的な見直しが行われ、同法はBPS法と改名された。

1989年ニュージーランド準備銀行法は、2つの別個の法制により代替されることが予定されている。

- ・ 2021年ニュージーランド準備銀行法は、RBNZのハイレベルでの目的、権限、役割、ガバナンスと資金調達方法に関して1989年ニュージーランド準備銀行法の一部を代替するもので、2022年7月に完全に施行された。2021年ニュージーランド準備銀行法は、とりわけ、以下の事項を規定している。
 - 金融政策委員会が行うべき事項を除くすべての決定に責任を負う法定のガバナンス・ボードを設置すること
 - ニュージーランドの金融システムの安定性を保護し増進させる包括的金融安定性目的を（経済目的および中央銀行の目的に加えて）導入すること
- ・ 預金受入機関法は、とりわけ、以下の事項を規定することが見込まれている。
 - すべての銀行およびノンバンク預金受入機関向けの単一の規制制度を創設すること。
 - 払戻事由が発生した場合に、一預金受入機関につき、預金者一人当たり10万ニュージーランドドルまで保護する預金補償制度を創設すること。
 - 預金受入機関の取締役の説明責任要件の強化。
 - RBNZの監督および執行方法の拡充。
 - RBNZの危機破綻処理の枠組み（1989年ニュージーランド準備銀行法から主要な管理権限を実質的に引き継ぎ、当該権限を（実際である場合には）破綻処理機関としてのRBNZに付与するもの）の強化および明確化。

預金受入機関法の法案2022年9月に国会に提出され、2023年の半ばから後半にかけて立法化される見込みである。預金補償制度は、預金受入機関法の他の条項の発効に先んじて、2024年の遅い時期の当初の実施が目標とされている。預金受入機関法が立法化されるまでは、BPS法の下で現行の銀行規制枠組みが継続する。

金融機関の行為規制

2022年金融市場（金融機関の行為）改正法（「FMCIA法」）は、2022年6月に立法化され、2025年3月31日に施行される。FMCIA法は、施行になった場合、該当サービスおよび関連商品を提供する金融機関（登録銀行、認可保険会社およびノンバンク預金受入機関を含む。）に対して以下を要求する。

- ・ 2013年金融市場行動法第6部に基づく認可を取得すること。
- ・ （顧客の利益を正当に考慮するなど、顧客を公平に取り扱うことを要請する）公平性原則を遵守すること。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守すること、ならびに公正性プログラムの要約を発行すること。
- ・ 関連サービスの提供に従事するスタッフその他の人員に対する販売奨励金に対する規制を遵守すること。

FMCIA法は、広範な行為制度を実現しようとするものであり、かかる制度は、時とともに拡大し、規制対象事業体に義務の拡大をもたらし得る。

2003年信用契約および消費者金融法（「CCCFA」）の改正

ANZバンク・ニュージーランド・グループは、最近の2019年信用契約法改正法（「CCLA法」）による改革に対応して、そのCCCFA上の手続を更新した。2022年3月に商務大臣が発表したCCLA法がもたらした意図しない影響に対処するためのCCCFAの規制および責任ある貸付コードのガイダンスに対する変更は、2022年7月に発効した。CCLA法による改革の意図しない結果を緩和するためのCCCFA規制および責任ある貸付コードの更なる変更が、2023年5月4日に発効した。これらの変更では、負担可能性評価における裁量的非必須の費用および後払い決済費用の取扱いを明確化し、融資の更新に対する負担可能性規制からの新しい免除事由を導入する。ANZバンク・ニュージーランド・グループは、これに対応するため、CCCFAポリシーおよび手続に変更を加えた。

登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー

2021年9月、RBNZは、ニュージーランドで設立された銀行がBS13の要件を遵守しているか否かにかかるテーマ別レビューの調査結果を公表した。RBNZは、すべての銀行が流動性リスク・マネジメントのための明確な組織的ストラクチャーを備え、BS13の最低要件を超える内部リミットおよび測定を活用しており、日中の流動性の需要を把握するためにキャッシュ・ポジションをモニタリングしていることを見い出した。

しかしながら、内部管理の脆弱性およびポリシー解釈における注意が不十分であることから生じている問題も判明した。その結果、ANZバンク・ニュージーランドを含む、ニュージーランドで設立された10大銀行は以下のことを要求された。

- ・ 個別のフィードバック・レターで指摘された調査結果のすべてについて対処する改善プランを作成すること
- ・ 流動性比率についての調査結果の影響の重大性評価を行うこと

ANZバンク・ニュージーランドは、その受領した個別のフィードバックに対処する改善プランをRBNZに提出し、要求された重大性評価を取り行った。かかる調査結果に重大性はないと評価された。ANZバンク・ニュージーランドは、BS13テーマ別レビューの調査結果に対処するため、RBNZとの協働を継続している。

RBNZによるBS13のレビュー

RBNZは、BS13の包括的レビューを行っている。かかるレビューの主要対象には以下のものが含まれる。

- ・ BCBSの流動性フレームワークに向けた潜在的活動。
- ・ ニュージーランドにおける流動性資産の適格要件。
- ・ ニュージーランドにおける流動性資産の利用可能性。
- ・ RBNZによる流動性確保手段の構築可能性。
- ・ 現在および将来において銀行がRBNZとの取引時に流動性資産を担保として利用する仕組み。
- ・ 各種の預金受入機関に対してどのように流動性要件は適用されるべきか。
- ・ 外国銀行の支店に対して流動性要件は適用されるべきか。
- ・ マクロ・ブルーデンスのための手段として流動性要件は使用されるべきか。

かかるレビューについての最初の2段階の協議段階は完了した。当該レビュー過程は、更なる2段階の協議および量的影響の調査を含むと見込まれている。アップデートされた流動性方針については、2025年に発行されることが現在予定されている。

サイバーレジリエンスに関するガイダンスおよび情報共有の協議

2021年4月、RBNZは、サイバーレジリエンスに関して、規制対象事業体（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に対するRBNZの期待を概説するガイダンスを公表した。このガイダンスは、特に、取締役会および上級管理職のレベルで、金融セクターのサイバーレジリエンスに対する意識を高め、最終的にはその強化を図ることを目的とする。このガイダンスは、主要な国際的および国家的なサイバーセキュリティの基準およびガイドラインに依拠しており、プリンシプル・ベースのハイレベルの推奨事項を事業体に提供することを意図している。

2023年5月、RBNZは、サイバー関連情報の収集を改善するアプローチの提案について協議を開始した。RBNZは、以下の3つの分野にわたるデータ収集を提案している。

- ・ 規制対象事業体に対してすべての重要なサイバー事件を検知後72時間以内にRBNZに報告することを義務付ける重要なサイバー事件の報告義務
- ・ 重要性いかにかわらない、すべてのサイバー事件の定期的報告
- ・ RBNZのサイバーレジリエンスガイダンスに基づいた規制対象事業体のサイバーレジリエンスに関する定期的調査

この提案は業界との協議に出されており、ANZバンク・ニュージーランドはそのプロセスに参加する。

債務返済能力に関する制限

2021年11月、RBNZは、住宅モーゲージ貸付の債務返済能力にかかる制限について協議を開始した。この協議は、提案された二つの制限に重きを置いており、その一つは、（借主の総収入総負債比率に基づいて借主への貸付を制限する）返済負担率リミット、もう一つは（銀行が債務返済能力にかかる評価を行うために用いることのできる最低金利のテストを設定する）金利フロアである。2023年4月、借主の収入比で借入限度額を設定する収入負債比制限枠の確定版を発表した。いずれの収入負債比制限枠もその実施は2024年3月以降となる。提案された限度にかかる調整はない。

本書日付現在、提案されている返済負担率の制限がANZバンク・ニュージーランド・グループに与える影響は不確定である。

ローン資産価値比（「LVR」）による制限

2023年6月1日から、ニュージーランドで登録された銀行は、LVR80%を超える「非資産投資住宅モーゲージ貸付」（標準的な住宅モーゲージ貸付で、所有者が占有している住宅用資産にのみ担保が設定されているもの）は、新しい非資産投資モーゲージ貸付の総ドル価値の15%（以前は10%）までに制限し、かつ、LVR65%（以前は60%）を超える「資産投資住宅モーゲージ貸付」（標準的な住宅モーゲージ貸付で、非資産投資住宅モーゲージ貸付でないもの）は、新しい資産投資住宅モーゲージ貸付の総ドル価値の5%までに制限しなくてはならない。かかる2つの変更の提案がもたらすANZバンク・ニュージーランド・グループに対する影響は重大なものとはならないと見込まれている。

気候関連開示

2021年金融セクター（気候関連開示およびその他の事項）改正法をもって、2022年10月27日より2013年金融市場行動法が改正された。この改正により、ANZバンク・ニュージーランド・グループは、2024年9月30日に終了する事業年度から、ニュージーランド外部報告委員会が発行した気候報告基準に従って、気候報告書を作成することが義務付けられることになる。ANZバンク・ニュージーランド・グループは、このスケジュールに従って気候報告書を作成するための準備を積極的に進めている。

競争市場に関する調査

2023年6月、ニュージーランド政府は、商務委員会に対し、ニュージーランドのリテール銀行部門における競争に関する市場調査を開始するよう指示した。市場調査は、本報告書現在で依然としてその範囲が明確になっていない個人向け銀行サービスに重点を置いたものになる。その調査の一貫として、商務委員会は、銀行の収益性およびその他の財務指標を精査し、同部門における競争を評価する。商務委員会は、2024年8月に当該市場調査を完了しその最終報告書を発行する見込みである。

オープン・バンキング

2023年6月、ニュージーランド政府は、ニュージーランドの消費者データ権の導入を意図する法案の草案を発表した。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、ANZGHLの间接子会社であり、ANZ銀行持株会社の直接の子会社である。ANZGHLは、ANZBGLの純粋持株会社である。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびに（FRBが承認した場合は）FRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（米国の支店および代理店ならびに米国の預金受入機関子会社を含む。）がFRBの規則の定義にしたがい「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、FHCが特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、または、FHCの米国の預金受入機関子会社が地域再投資法上「並」以上の格付けを維持できなくなった場合に、制約の対象となる。FRBは、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社を含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々1978年国際銀行法(「IBA」)を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、ANZBGLのニューヨーク支店(「ニューヨーク支店」)を含む、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁(「OCC」)の規制を受けることから、ニューヨーク支店は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができない。ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けられないため(法人預金および企業預金は受け付ける)、連邦預金保険公社(「FDIC」)の監督対象ではない。ANZBGLのグアムの米国銀行子会社は、新規のリテール預金を受け付けてはならず、その清算過程にあるが、いまだFDICの監督対象である。現在進行中の当グループの米国サモア事業の閉鎖準備手続およびANZBGLのグアムの銀行子会社の清算が完了した後でも、ANZBGL、ANZGHLまたはANZ銀行持株会社のいずれか一つ以上が「良好な経営」または「十分な資本」を維持できなくなった場合または特定の資本水準の維持を求める執行措置の対象となろうとした場合には、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々がBHC法の対象となり、そのFHCとしての活動が制限を受け続けることになる。

IBAの下で、FRBは、ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店が保有している預金に対する準備金要件を課す権限を有している。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録をANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社のものとは別に維持する必要がある、OCCが規定するそのような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々は、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(「ドッド-フランク法」)の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。

BHC法のセクション13およびその施行規則は通称を「ボルカー・ルール」といい、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを広く禁止し(ただし、引受け、マーケット・メーカー・メーキング関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。)、一定の重要な例外および免除はあるが、一定のプライベート・ファンド(プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドを含む。)への資金提供ならびに投資を制限する。

その他のドッド-フランク法の規制は、非清算集中スワップおよび有価証券関連スワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準店頭(「OTC」)デリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、特定の種類のデリバティブについてポジションの規模に制限を課し、取引データを規制されたスワップおよび有価証券関連スワップのデータ蓄積機関に報告することを要請し、ならびにディーラーおよびデリバティブ市場の主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは、商品取引法および商品先物取引委員会(「CFTC」)規則に基づく仮登録スワップ・ディーラーである。ANZBGLは、米国証券取引委員会(「SEC」)に登録された有価証券関連スワップ・ディーラーではないが、登録が必要となった場合または登録が適切と判断された場合は、登録を行うことがある。さらに、当グループ内の他の関連会社は、米国人であるカウンターパーティーまたはその他の特定の種類のカウンターパーティーとのスワップまたは有価証券関連スワップ取引の水準次第で、スワップ・ディーラーまたは有価証券関連スワップ・ディーラーの登録の対象となる可能性がある。CFTCまたはSECへの登録が必要とされなくても、そのような企業は、米国人であるカウンターパーティーまたはその他の特定の種類のカウンターパーティーとの取引に関連して、CFTCまたはSECの規制要件の一部の対象となる可能性がある。

2020年、CFTCは、クロスボーダー取引に関する規則を採択し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」を許容する。CFTCは、従前、クロスボーダー取引に関する規則の採択前に自らが発行したガイダンスに基づいてオーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、かかる決定は、新たな規則の下でも有効に存続する。かかる決定に基づき、ANZBGLは、相当するCFTC規則の遵守の代わりに一定のオーストラリアの規則の代替的遵守に依拠することができる。

米国の健全性規制機関、CFTCおよびSECは、決済されないスワップおよび有価証券関連スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服するスワップ・ディーラーであり、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した非清算集中スワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を収取および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関およびCFTCの規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関が非米国法域について同等性の決定を行った場合には健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わりに当該非米国法域の適用ある法律を遵守すること、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ドッド-フランク法およびその施行規則に従い、ANZBGLは、本再編前に、FRBとFDICに対して直近の米国破綻処理計画を2022年6月に提出した。本再編後は、ANZGHLが、FRBとFDICに対して直近の米国破綻処理計画を提出する。2019年10月、FRBおよびFDICは、外国の銀行組織の米国での事業規模およびリスク・プロファイル次第でそれらに適用される、破綻処理計画の策定について個別適格な要件を適用する最終規則および強化された健全性基準の修正を発行した。最終規則の下では、ANZGHLは、2025年7月1日までに簡易な破綻処理計画の提出を求められることになる。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々は、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象になり、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守の四半期ごとおよび年1回の証明を求めている。

ANZGHLは、ANZセキュリティーズ・インク（「ANZSI」）を通じて米国における債券資本市場の活動を行っている。ANZSIは、SECの認可を受けたブローカーディーラーであり、SECおよび金融業規制機構（「FINRA」）の監督下にある。また、ANZSIは、事業を行っている州および地域でライセンスを取得している。SECおよびFINRAにおいては、ANZSIに適用ある広範な遵守事項があり、これには、記録の維持、取引および通信のモニタリング、ANZSIの従業員の監督、内部方針および手続、ならびにANZSIの日常業務を規律するその他多くの事項が含まれる。ANZSIは、その業務についてSECおよびFINRAによる定期的なレビューを受けている。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者（一定の者についてはその実質的所有者を含む。）の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客データ収集デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび／または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される可能性があるが、「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず（法令上の要件および時間枠は変わりうるが）、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび／またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収の適用を受ける場合がある。さらに、当グループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴収の適用がありうる。

当グループはまた、ANZBGLが営業を行う国が米国との政府間協定の締結および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリング、テロリストの資金調達および米国の制裁への違反に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律(「愛国者法」)は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制、および制裁に関するその他の米国法を発表し、それはANZSIおよびニューヨーク支店などの外国銀行の一定の米国非銀行子会社および米国銀行子会社ならびに支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。それらの規制はまた、米国内の金融機関に対して、米国の制裁制度を遵守して業務を行うよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。他のグローバルな金融機関に対する執行処分決定には、多額の罰金の支払、将来の事業運営に関する合意、関係者の処分などが含まれている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できず、また米国の制裁制度を遵守できない場合、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

2021年1月、2020年マネーロンダリング防止法(「AMLA」)が米国において立法された。AMLAでは、米国マネーロンダリング法制を包括的に改革し最新化することが企図されている。とりわけ、AMLAは、金融機関のマネーロンダリング防止のコンプライアンスについてリスクベース・アプローチを条文化し、マネーロンダリング防止コンプライアンスのための評価技術および内部手順の基準を米国財務省が発展させることを要請し、執行および調査に関連する権限の拡大(一定の違反に対して適用可能な制裁措置の大幅な拡大を含む。)を行うものである。AMLAの多くの条文は、追加的な規則制定、報告その他の措置を必要としており、AMLAの効果は、とりわけ、規則制定および施行ガイダンスの影響を受けるであろう。

その他の監督機関

当グループには、一定の証券取引所に上場している証券がある。これにより、当グループは、オーストラリアおよび海外の様々な上場の要件ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国銀行保険規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行うすべての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(9) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2023年3月31日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ(ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストバック・バンキング・コーポレーション)がオーストラリアで営業を行うADIのオーストラリアの貸付資産総額の約72%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に焦点を絞っており、リテール銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、銀行法の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業者もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅ローン市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。ノンバンクのオリジネーターが近年活発化し、このことは、規制された市場に比して、大幅に低い市場シェアベースからではあるが、ノンバンクのオリジネーターおよび規制されていない市場の成長率に反映されている。大手銀行を含む住宅ローンの提供者は、新規貸付市場およびリファイナンス市場のいずれにおいても、広告された料率を下回る大幅なディスカウントを行うことにより活発に競争している。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

コーポレートおよび商業銀行業においては、大手銀行、地域銀行およびその他の商業銀行全体で依然として競争が激しい。事業投資が引き続き低調であることから信用の需要は減少しており、このことは、顧客とのリレーションシップ維持および深耕のさらなる重視とともに、貸付利鞘への圧力をより高めている。

法人市場において、競合他社はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合他社は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに現地市場を超越している少数のアジア銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのプティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションへの需要は、特にリテール銀行業において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

さらに、将来の経済状況は、当グループが中期的に事業を展開する市場における金融仲介業者の数にさらに影響を与える効果をもたらす可能性がある（詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 3 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。ただし、中期的な競争水準の低下にはつながらない可能性がある。

オーストラリアのオープン・バンキング法は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させることを目的とする。これにより、オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁が削減され、競争が激化する可能性がある。当グループに与えるリスクを含む、オープン・バンキング法の詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 17 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

(1) 出典：APRA2023年3月の月次公認預金受入機関統計（2023年4月28日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZバンク・ニュージーランドの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション/ウェストパック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各銀行は、オーストラリアの大銀行の子会社または支店である。これらの銀行は、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業セクターにも存在する。キウィ銀行は、リテール・セクターにおいて活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。ハートランド・バンク・リミテッド、TSBバンク・リミテッドなどの地方銀行は、リテール・セクターでの競争力を高めている。香港上海銀行、株式会社三菱UFJ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行として子会社を設立した（2017年以降、各銀行は、ニュージーランドで銀行業務を行うための支店も開設している）。これらの銀行の重点は住宅貸付および事業貸付に置かれているようであるが、当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、依然として小さい。

歴史的に、ニュージーランドのリテール預金市場は競争が激しい。しかし、ニュージーランドのCOVID-19のパンデミックからの景気回復を支えるためにRBNZが導入した大規模な資産購入プログラムにより、ニュージーランドの銀行業界内の資金量が増加したため、預金獲得競争は緩和された。2022年、RBNZは大規模な資産購入プログラムの漸減を開始した。2023年3月31日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどのオフショア市場と比較して低くなっている。顧客の実店舗からオンラインやデジタル・サービスへの移行が継続しており、これにより金融サービス・セクターにおける新たなプレーヤーの出現が促される可能性がある。2023年3月31日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%を占めていた。

将来起こり得る経済的混乱またはインフレ圧力に対応する個人財務管理への顧客需要の高まりは、規制および金融政策の変更、資金調達コストおよび信用供与の増加、流動性のレベル、ならびに事業戦略の変更により、ニュージーランドの金融サービス・セクターにおける競争に中期的な影響を与える可能性がある。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行ならびに地域銀行が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む。）への的を絞った集中により、地域を超えて競合他社との差別化が可能になると確信している。

競争は引き続き活発であり、多数の銀行がこの地域の成長機会を支援するためにバランスシートの一部を投じたいという意欲を示している。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純金利マージンよりも一般に低水準であることに寄与している。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場における銀行となることは目指していない。

3【関係会社の状況】

2023年1月、オーストラリア法に基づいたスキーム・オブ・アレンジメントによって、純粋持株会社のANZグループ・ホールディングス・リミテッド（「ANZGHL」）がANZグループの新たな親会社となった。かかる新たな企業構造の下で、ANZGHLがANZ BH Pty Ltdの全株式を保有し、ANZ BH Pty LtdがANZBGLの直接親会社となっている。

（１）親会社

（a）ANZグループ・ホールディングス・リミテッド（ANZ Group Holdings Limited）

名称	ANZグループ・ホールディングス・リミテッド （ANZ Group Holdings Limited）
住所	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、 コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン （ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia）
資本金の額	29,054百万ドル（2023年3月31日現在）
主要な事業の内容	純粋持株会社
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合	100%（ANZGHLは、ANZ BH Pty Ltdの保有するANZBGLの全議決権を通じて、ANZBGLの議決権の100%を間接保有している。）
取締役および役員	2023年3月31日現在および同日から本半期報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各取締役は、グラハム・ホッジス氏を除いて、ANZGHLの取締役を兼任している。 2023年3月31日現在および同日から本半期報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各執行役員はANZGHLの執行役員を兼任している。上記の期間において1名の執行役員が退任し、別の者が執行役員に就任した。

（b）ANZビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド（ANZ BH Pty Ltd）

名称	ANZビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッド （ANZ BH Pty Ltd）
住所	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、 コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン （ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia）
資本金の額	29,054百万ドル（2023年3月31日現在）
主要な事業の内容	純粋持株会社
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合	100%（ANZ BH Pty Ltdは、ANZGHLの完全子会社であり、ANZBGLの議決権の100%を保有している。）
取締役および役員	2023年3月31日現在および同日から本半期報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各取締役はANZ BH Pty Ltdの取締役を兼任している。 2023年3月31日現在および同日から本半期報告書提出日までの期間において、ANZBGLの各執行役員はANZ BH Pty Ltdの執行役員を兼任している。上記の期間において1名の執行役員が退任し、別の者が執行役員に就任した。

(2) 被支配法人

本再編(「2 事業の内容 - (1)概要」に記載される。)に伴った当グループの重要な被支配法人の変更はなく、2023年3月31日終了の半期中において重要な被支配法人についてその他の買収または処分はなかった。

(3) 関連会社

本再編の一環として、ワールドライン・オーストラリアPtyリミテッドに対するANZBGLの投資はANZ NBH Pty Ltdに譲渡された。

4【従業員の状況】

2023年3月31日現在、当グループは世界全体でフルタイム換算(FTE)基準で3万9,603人(2022年9月:3万9,381人、2022年3月:4万169人)の従業員を雇用していた。

フルタイム換算従業員(1)

部門	期末現在			増減率	
	2023年3月	2022年9月	2022年3月	2023年3月期末 対2022年9月期末	2023年3月期末 対2022年3月期末
オーストラリア・リテール	11,199	11,107	11,475	1%	-2%
オーストラリア商業 法人	3,607	3,551	3,528	2%	2%
ニュージーランド	6,353	6,316	6,323	1%	0%
パシフィック	6,785	6,793	6,939	0%	-2%
グループ・センター	1,037	1,086	1,092	-5%	-5%
FTE(継続事業)合計	10,622	10,319	10,329	3%	3%
非継続事業	39,603	39,172	39,686	1%	0%
FTE(非継続事業を含む)合計	-	209	483	大	大
平均(継続事業)FTE	39,603	39,381	40,169	1%	-1%
平均(非継続事業を含む)FTE	39,397	39,254	40,092	0%	-2%
	39,397	39,627	40,601	-1%	-3%

地域	期末現在			増減率	
	2023年3月	2022年9月	2022年3月	2023年3月期末 対2022年9月期末	2023年3月期末 対2022年3月期末
オーストラリア	19,376	19,396	19,807	0%	-2%
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ	12,975	12,705	12,931	2%	0%
ニュージーランド	7,252	7,280	7,431	0%	-2%
FTE合計	39,603	39,381	40,169	1%	-1%

注:(1) 1835iグループPtyリミテッドが管理する連結された投資先のFTE(FTEでは2022年9月に185人、2022年3月に157人、平均FTEでは2022年9月半期に172人、2022年3月半期に79人)を含めるため、比較情報は修正再表示されている。2023年3月半期における本再編の一環として、これらのFTEはANZBGLからANZ NBH Pty Ltdに異動した。

労使関係

2023年3月半期中、労使関係に重要な変更はなかった。

オーストラリア

オーストラリアにおいては、大半の非経営陣の雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

ANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）は、2015年12月29日に開始した。同協約は89%の大多数の従業員に承認された従業員投票を受けて、公正労働委員会により承認された。同協約はANZ労働協約2013-2014年（オーストラリア）に代わり、ANZグループのオーストラリアのグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）のための雇用の最低雇用条件を定める。同協約はまた、2015年度および2016年度の業績・報酬検討に関して適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げの取決めを定め、これらの従業員に適用される給与の範囲も定めた。

2017年9月19日、94%の大多数の従業員が、同協約を1年間延長し、2017年度の業績・報酬検討に関して適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5およびグループ6の従業員の賃上げを定め、かかる従業員の給与の範囲を盛り込んだ同協約の修正案を承認した。公正労働委員会は、2017年10月31日にこの修正を承認した。同協約の賃上げ条項が現在は失効していることを受けて、2018年から2022年までの各年において適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員の賃上げは同協約外で管理されたにもかかわらず、本書提出日現在、同協約は引き続き適用されており、今後も無期限に適用される。

当グループは、オーストラリアの金融部門組合との間で、新たなEBAの交渉を開始することに最近において合意した。かかる交渉は2023年4月半ばに開始された。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZバンク・ニュージーランドの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2022年8月1日付で更新され、2024年7月31日まで有効である。

経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

その他の地域

世界のその他の地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況 - 2 事業の内容」および下記「2 事業等のリスク」を参照のこと。本項は、本書の表紙（注）4．に記載の「将来に関する記載」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

2【事業等のリスク】

（1）リスク

本「（1）リスク」に記載される情報は、当初ANZBGLの2022年度についてのオーストラリアの年次報告書において公表されたものである。かかる情報は、ANZBGLにより継続的に見直され、オーストラリアの年次報告書において年一回公表される。

マクロ経済および地政学の状況は、当グループの事業環境にとって引き続き困難なものである。当グループのリスク管理の枠組み（「RMF」）は、こうした困難に直面する中でも揺るぎなく維持され、当グループの事業の健全な管理を可能にしている。

当グループのリスク管理の枠組み

取締役会は、当グループの基礎となるシステム、構造、方針、手順、プロセス、および人材を支柱に据えたRMFを設定し、かつ監督することに最終的な責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。当グループのRMFの主柱となるものには以下が含まれる。

- ・ 当グループの目的と戦略を要因として生じるリスクを管理するためのアプローチを記したリスク管理戦略（RMS）。RMSには、当グループの目的と戦略を支援するリスク部門の構造、銀行役員説明責任制度（BEAR）に基づく当グループの説明責任者としての当グループ最高リスク責任者の所定の責任の遂行、戦略的優先事項を実現するために従業員に求められる価値観、態度および行動、重要なリスクそれぞれの内容、ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した各リスクに対するRMFにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要なリスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびその後のそれらのリスクの管理または軽減の方法、ならびに監督の仕組みおよび／もしくは所定の委員会に関する情報も含む。
- ・ 重要な各リスクについて、株主、預金者および顧客の利益を考慮の上、当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れる意思があるリスクの最大レベルに関する取締役会の予想を記載しているリスク選好報告書（RAS）。
- ・ 当グループの組織文化と当グループのRMFの本質的な部分から取りまとめたリスク文化の諸原則。

当グループは、全員がリスクの責任を負うという文化の定着を促すリスク管理に関する3つの防衛線モデルを採用している。

1番目の防衛線としての事業においては、日常的にリスクと制御に当事者意識を持つ責任と、RMFの継続的な実施と維持に対する説明責任を負う。

2番目の防衛線は当グループのリスク（コンプライアンスを含む。）チームであり、当グループのリスク・プロファイルおよびRMFに対する独立した監視を行う。

3番目の防衛線は内部監査であり、当グループのRMFの妥当性、有効性および適切性に対する独立した評価および保証を与える。

リスク管理のガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、当グループ全体にわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている（下図を参照のこと）。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。

取締役会

主な取締役会委員会



監査委員会

倫理、環境、
社会および
ガバナンス
委員会

リスク委員会

デジタル事業
および技術
委員会指名および
取締役会運営
委員会

人事委員会

グループ経営委員会

業績を検討し、共有イニシア
チブを評価するための、ANZ
の最高幹部による定期会合

グループ業務執行委員会

グループの業務成績および業務状況全般
ならびに業務計画の執行の監視を担う、
ANZの主要な経営委員会

全社的

説明責任委員会

主要な経営委員会

グループ	信用および 市場リスク 委員会	グループ 資産負債 委員会	オペレーショナ ル・リスク執行 委員会(OREC)	倫理および 責任ある事業 活動委員会	投 資 委員会	グループ 経営人材 委員会	リスク・ ガバナンス 監視委員会
	信用格付 システム 監視委員会	資本および ストレステスト 監視委員会	金融犯罪 OREC小委員会				
部 門	モデル格付け ワーキング・ グループ および使用 フォーラム	部門イニシアチ ブ・レビュー 委員会 / プロジェクト 審議会	部門リスク 管理委員会	部門に固有の各種管理委員会 オペレーショナル・ リスク委員会 商品委員会		部門 / 機能 説明責任グループ	
国	地域リスク・ カントリー リスク委員会	国別資産負債 委員会					

主要な重要なリスク

以下は、当グループのRMSに基づく当グループが直面する重要なリスクと、これらのリスクの管理方法の要約である。RMSの年次レビューの一環として、プロファイルを向上させるため、金融犯罪リスクを主要な重要リスクとして分類した（これまではオペレーショナル・リスクとして把握されていた）。）。当グループはまた、より良い慣行に準拠し、当グループにとって重要な義務や重要なリスクを特定することを目的としたコンプライアンス・リスクとオペレーショナル・リスクの戦略の方向性に従うため、資金洗浄リスク、テロ資金調達リスク、制裁リスクおよび不正リスクについてリスク管理アプローチを明記した。

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実リスク	当グループの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準と構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、預金者、債権者および株主の利益の保護を目的とした自己資本管理に対する積極的な取り組みを進めている。
コンプライアンス・リスク	当グループの事業に適用される法律、規則、業界基準および規約、内部方針および内部手続きならびに最良ガバナンス原則の不遵守に関するリスクである。	当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスの枠組みの一部としてコンプライアンス・リスクを管理する手法の主要な特徴には、以下のものが含まれる。 - グローバル・オブリゲーション・ライブラリーによる主要な義務の一元管理により、義務の新設・改訂に対して当グループに変更管理能力を与える。 - 規制や事業環境の変化の特定に重点を置くことで、新たに発生するコンプライアンス・リスクの事前の評価を可能にする。 - 適時にインシデント／違反を特定、管理および報告する当グループの能力を向上させる独立の要素としてのインシデント管理の認識
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 - カウンターパーティーが債務履行を怠る。 - カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより財務損失が生じる。 信用リスクは、気候変動による、またはカーボン・プライシングおよび気候変動適応政策または緩和政策を含む法令の改正または政府もしくは規制当局が採用するその他政策の変更による影響を受ける可能性がある企業顧客およびリテール顧客に当グループが行う貸付に関連したリスクを含む。	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則および信用指針により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、初期承認およびリスクのグレード化から継続的な管理および問題債権の管理まで、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 - 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 - 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分	当グループの流動性および資金調達リスクの管理における主要な原則には以下が含まれる。 - 当グループの短期流動性シナリオのモデル化がなされており、複数の「維持可能期間」に対するキャッシュフロー予測に重点が置かれている。かかる期間にわたり当グループはキャッシュフローのプラス値を維持することが要求される。 - 長期シナリオは、バランスシート上の構造的な流動性ポジションを測定するよう設定されている。

市場リスク	当グループのトレーディングおよびバランスシート取引に起因するリスクであり、以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動	当グループは、トレーディングおよびバランスシート取引の支援のために詳細な市場リスク管理および統制の枠組みを有しており、この枠組みには、トレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを定量化するための独立したリスク測定アプローチが組み込まれている。このアプローチは、関連する分析とともに、一定の期間に予想できる、可能性のある結果が及ぶ範囲を特定し、それらの結果の可能性を確定し、これらの活動を支援する適正な額の資本の割り当てを行う。
オペレーショナル・リスク	不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび/または法の不遵守リスクである。法的リスクおよびレピュテーション（評判）の損失のリスクを含むが、戦略リスクは含まない。	当グループは、コンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクを、顧客や地域社会の最善の利益となるよう、規制当局の期待に沿って管理している。コンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクに係る原則（レベル１）が当グループにおける基本的な要件を定めており、タイムリーで適切な特定、対応および監視を通じた当グループのコンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理に係る方針、プロセスおよび手続の策定が明記されている。これは、当グループのRMFおよび当グループのI.AM（特定・対応・監視）フレームワーク（レベル２）にも一部採用されている。 当グループでは、オペレーショナル・リスクと義務の管理にリスクベースのアプローチを採用している。これにより、オペレーショナル・リスクに関連するリスク・エクスポージャーの事前の特定、評価、管理、報告およびエスカレーション（上長への報告）を一貫して行うことができるとともに、当グループが事業を行っている各法域の特定の義務を遵守することができる。 オペレーショナル・リスクの日々の管理については、事業部門のライン管理職およびスタッフが責任を負う。揺るぎないリスク文化に支えられるリスク管理は、スタッフ全員が日常的にリスクを認識して管理すること、すなわち「リスクはみんなの責任」であることの徹底に努めるよう促す。
戦略リスク	組織の事業戦略および戦略目標に影響を及ぼし、またはそれらによって生成されるリスク。損失は、成功しないビジネスプランを追求することを原因として生じることがある。例えば、戦略的リスクは、不適切な戦略による事業上の意思決定、決定の不十分な実施、不適当な資源配分または事業環境の変化への適切な対応の失敗により生じる可能性がある。	戦略リスクは、取締役会の承認を経て、グループ経営委員会により管理された年間の戦略計画策定プロセスを通じて検討および管理される。戦略がその他の主要な重要なリスク（例えば、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）の増大につながる場合は、それらのリスクに関するリスク管理戦略により一次的な管理が行われる。

技術リスク	技術資産およびサービスを顧客やスタッフに提供する内部プロセス、人員またはシステムの不備または機能不全による損失リスクおよび／または法の不遵守リスク。当該リスクには、第三者によって提供または管理される技術資産およびサービス、ならびに外部事象が含まれる。 当該リスクでは、とりわけ、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ、ならびに当グループが保有する情報について必要となる、不適切な改変、喪失、開示および利用不能からの保護の方法が対象とされる。	当グループの技術リスクの管理は、顧客の情報の安全性を確保し、サービスの中断を許容範囲内に収めるよう努める形で、サイバーセキュリティや第三者プロバイダーに関連するリスクを含む技術の使用に起因するオペレーショナル・リスクを管理するアプローチによって行われる。
コンダクト・リスク	当グループ、その従業員または代理人が、事業活動を行う上で、顧客の利益、金融市場の一体性や地域社会の期待などを適切に考慮しなかったことにより生じる損失または損害のリスク。 当該リスクは、個々の従業員の故意または過失によるものだけでなく、不注意や不適切な当グループのシステム、プロセス、手順から生じる可能性もある。	コンダクト・リスクの管理は、顧客、地域社会、および市場の一体性に対するリスクが、適切なガバナンスおよび監督の下で、確実に特定、審査、測定、評価、処理、監視および報告されることを目指すアプローチによって行われる。 新しい非金融リスク（NFR）モデルに基づくレベル１のリスクテーマとしてコンダクト・リスクを明確化することは、当グループにコンダクト・リスクを主要な重要リスクとして管理することを促すことになる。NFRモデル（および健全性規制基準CPS第220号「リスク管理」上の当グループの義務）に従うため、当グループは明確で一貫した方法によるリスクの管理および監視を促進するグローバルなコンダクト・リスク枠組みおよびコンダクト・リスクの分類を構築し、コンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスク枠組み（I.AM）と連動させてリスクを管理している。
金融犯罪リスク	金融犯罪リスクの対象は、当グループにおける以下のリスクである。 マネーロンダリング（ML）リスク — 当グループの商品および／またはサービスが、犯罪収益の不正な資金源を隠して合法的な外観を持たせる処理の便宜のために悪用されることにより、当グループが合理的に直面しうるリスク。 テロ資金調達（TF）リスク — 当グループの商品および／またはサービスが、テロリストまたはテロ組織の支援に関した行為の実行のために用いる意図または認識のもと資金供給または資金集めの便宜のために悪用されることにより、当グループが合理的に直面しうるリスク。 制裁リスク— 禁止されている制裁対象行為の便宜のために当グループの商品およびサービスが悪用される結果、政府および国際機関が課す制裁に関する法令を遵守できなくなるリスク。 詐欺リスク— 当グループの製品および／またはサービスが、内部または外部の資金源から生ずる不当または不正な利益を得るための欺罔に関与する１人以上の個人による故意行為の便宜のために悪用されることにより、当グループが合理的に直面しうるリスク。	当グループにおける金融犯罪リスクは、コンダクト・リスク枠組みに基づくリスクベース・アプローチを用いて管理され、またコンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスク枠組み（I.AM）ならびに３つの防衛線モデルと連動して管理されている。リスク管理へのリスクベース・アプローチに加え、制裁については、制裁関連法令を遵守するためのルールベースの焦点（レンズ）が設けられている。当グループの事業が金融犯罪リスクを特定および管理できるよう、規制上の義務や影響が及ぶ事業活動を特定し、主な監督機能を維持および監視しなければならない。

(2) 主なリスクおよび不確実性

序論

当グループの活動は、当グループの事業、業務、業績、レピュテーション（評判）、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態（「当グループのポジション」と総称する。）に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。

以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないとみなしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。

以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。下記のリスク要因は、本書の表紙(注) 4 . に記載の「将来に関する記載」とあわせて検討されるべきである。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1 . 地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治、一般的な事業、金融および経済の情勢の変化は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務、取引または資金調達を行う主要諸国および地域（オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国を含むが、これらに限られない。）（「関連法域」）における政治、経済および金融の情勢および事業活動の水準に主に影響される。

当グループが業務および取引活動を行う市場における政治、経済、金融および事業環境は、とりわけ国内外の経済事象、グローバル金融市場における進展、銀行システムの安定性および資金調達や資本市場に対する関連の影響、世界のサプライ・チェーンの回復力、政治的な展望、見解および関連事象、政府閉鎖、債務上限や財源ならびに自然災害による影響を受ける。

世界経済に影響を与えている世界の政治情勢により、政治および経済の不確実性ならびに国際金融市場におけるボラティリティが長期にわたり増大し、継続していく可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。世界の政治情勢に影響を及ぼした（および今後も及ぼし続ける可能性がある）事象の例には、ウクライナの継続中の紛争、英国の2020年1月31日の欧州連合（「EU」）および欧州経済領域（EEA）加盟国からの離脱（一般的に「ブレクジット」と呼ばれる。）や、とりわけ、米国、中国ならびにオーストラリアおよびニュージーランドの重要な貿易相手国および同盟国である国家によるものを含め主要国による関税および課徴金の賦課または賦課されるおそれに関する国際貿易情勢の進展がある。

ウクライナにおける紛争は継続中の流動的な状況であり、とりわけヨーロッパにおける地政学的および経済的情勢に大きな影響を及ぼしており、今後も継続することが予想される。当グループは、ロシアやウクライナにおいて事業を展開しておらず、現在はロシアおよびウクライナに対していかなる直接的なエクスポージャーも有していないが、かかる紛争は当グループが事業を展開する市場に悪影響を及ぼす可能性があり、市場のボラティリティまたは経済の不確実性が長引けば、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

現在、インフレ圧力は、オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ、ヨーロッパおよび英国などの多くの経済で高水準となっている。地政学的緊張、金利の上昇、中央銀行による引き締めや、国際的な輸送能力の制約、運送費の上昇、サプライ・チェーンの問題、エネルギー価格の上昇、食料価格の上昇などの世界経済における課題や労働市場の逼迫は、すべて世界経済に対するインフレ上昇圧力要因となっている。その結果、相手方取引先の債務不履行、各国の通貨のデノミネーション、資本規制の導入および／または一つもしくは複数の主要経済国の崩壊といった影響が生じる可能性があり、他の金融機関の信用度や安定性にも影響する可能性がある。予測は困難であるが、このような事象は世界の金融市場の不安定化を近年もたらしており、また、さらにもたらす可能性があり、それが当グループのポジションへの悪影響を含め、すべての参加者に悪影響を及ぼすことになる。食料の価格と供給は、ウクライナにおける戦争による影響をすでに受け、また、主要な農業地域における異常気象による影響も受けている。これらの要因は金融市場や経済および社会の安定性に影響を及ぼし、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

米国と中国など一部の貿易相手国との間の貿易関係およびより広範な地政学的局面における関係は依然として不安定である。オーストラリアおよびニュージーランドの主要貿易相手国および同盟国の貿易政策の実施または規制の枠組みの相違は、オーストラリアおよびニュージーランドの輸出の需要に悪影響を与え、世界的な経済成長の低下につながる可能性がある。特に、中国はオーストラリアおよびニュージーランドの主要な貿易相手国の一つであり、当グループとその顧客が事業を行っている多くの市場において、商品需要と価格の重要な牽引役となっている。地政学的緊張の高まりや、追加関税およびその他の保護貿易政策の実施など、中国の経済成長ならびにオーストラリアおよびニュージーランドと中国の経済関係に悪影響を及ぼす事象が発生した場合、オーストラリアまたはニュージーランドの経済活動に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。

ウクライナにおける紛争の結果によるものを含む国際政治情勢の不安定性は、経済の不確実性および市場流動性の低下をもたらしており、国際金融市場におけるボラティリティを高め、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場における消費者および企業の活動に悪影響を与える可能性があり、あるいは当グループが遵守すべき新たな規制上の枠組みの導入につながる、および／または規制上の枠組みの相違を引き起こす可能性がある。

当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場において経済状況が悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。上記のいずれかが生じた場合、当グループのポジションは重大な悪影響を受ける可能性がある。リスク要因11、「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う国または地域における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪化のために、予想を上回るコスト（与信費用および資金調達費用ならびにインフレに起因するコストの増加を含む。）を負担する可能性がある。上記のいずれかが生じた場合、当グループのポジションは重大な悪影響を受ける可能性がある。

2. COVID-19のパンデミックおよび他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックの長引く影響は当グループのポジション、国内経済および世界経済に影響を及ぼし続けている。COVID-19のパンデミックが及ぼす今後の影響は、さらなる変異株が発生した場合には当グループの顧客や事業に影響を与え、政府がこれまでとは異なる対応や従前に終えた対応を再度行う必要が生じる可能性があり、依然として不確実である。

COVID-19によるサプライ・チェーンの混乱および労働力流動性の制約により、利益率が低下する可能性があり、顧客のキャッシュフロー、資本、流動性および資金調達需要に影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックの間の世界的な経済活動の大幅な縮小により金融市場において大幅なボラティリティが生じており、そのようなボラティリティは今後も続いて世界経済および世界市場、ならびにオーストラリアおよびニュージーランドの経済に大きな影響を与え続けると予想される。個々の状況に応じた個別に適合した支援および持続可能な取決めに当グループが提供できなければ、依然として苦境に陥っている個々の顧客が不利益を被る可能性がある。

COVID-19のパンデミックまたは他の伝染病やパンデミックに関連したいずれかのマイナスの条件が他のリスク（例えば地政学的リスク）と合わさって、当グループの商品およびサービスに対する需要の減退、貸付その他の債権のデフォルト、不良債権および減損の増加、ならびに／または当グループの事業コストの増加が引き起こされる可能性がある。これらのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに重大な悪影響を与える可能性がある。

3. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は非常に競争が激しく、将来において一層競争が激化する可能性がある。オーストラリアで事業拡大を継続して行っているオーストラリア国外の金融サービス事業者や、これらの市場における新規参入のノンバンクまたは小規模事業者を含め、競争が激しくなっており、今後も引き続き高まることが予想される。

競争に影響を与え、当グループのポジションにマイナスの影響を及ぼす要因の例として下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループより緩やかなレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが緩やかであることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および／または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるため、より競争力のある商品およびサービスの提供をかかえる事業体に可能にさせることがあり得る。
- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させており、新興の競合会社は、新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を目指している。
- ・ 伝統的な金融サービス部門以外の既存会社が、銀行業免許の取得および／または既存の提供会社との提携などを含め、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争を展開している。
- ・ 消費者および企業が、当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある、または競争上提供できない可能性がある（仮想通貨または中央銀行のデジタル通貨などの）新しい形態の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資もしくは価値の保存を行う選択をすることもあり得る。例えば、オーストラリア準備銀行（RBA）およびRBNZはそれぞれ中央銀行のデジタル通貨について積極的なリサーチを行っている旨を発表しているが、かかる通貨が採用された場合、当グループのポジションに与える影響は不確実である。新しい形態の通貨は、金融仲介および市場の運営方法の変更につながり、それに伴い当グループの競争上および商業上のポジションにも変化をもたらす可能性がある。
- ・ オープン・バンキング（以下に記載する。）により競争が増す可能性がある。（リスク要因17.「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

- ・ 政府は、最近発表されたオーストラリア議会による下院経済常任委員会を通じた経済活力、競争、事業形成に関する調査の結果も含め、銀行市場の競争に関する追加政策が適切であると考えられる可能性がある。また、ACCCは、公認預金受入機関が供給するリテール預金商品の供給市場に関する調査について省からの指令を受けており、この調査の結果が法律や規制の変更に影響を与える可能性がある。ACCCは、2023年12月1日までにこの調査に関する報告書を財務大臣に提出する必要がある。これらの政策がどのようなものであるか、また当グループにどのような影響を与えるかはまだ明らかになっていない。

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加する。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループは他の、より安定していないまたはよりコストが高い形式の資金調達により大きく頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

地政学的および経済的混乱は、資金調達コストおよび信用引当金の増加、金利の変動、流動性の不足、事業継続計画の実施、事業戦略の変更ならびに一時的な規制上のセーフハーバーにより、中期的に金融サービス部門の競争や収益性に大きな影響を与える可能性がある。低成長環境下においては、特に強固なビジネスモデルを有する伝統的な競合企業間での競争の激化が起こる可能性が高い。

4．純粋株会社を設立した当グループの本再編は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

2023暦年初頭、当グループは本再編を実施し、ANZGHLがANZBGLに代わり当グループの新たな上場親会社となった。ANZGHLは純粋持株会社（NOHC）であり、銀行法上においてNOHCとしての認可を受けている。

APRAは、ADIのオーストラリアのNOHCに関する健全性の枠組みをまだ確定させていない。APRAによるNOHCに対する健全性の枠組みの採用は、業界協議の期間を経て、2025年から発効する予定である。APRAによるADIのオーストラリアNOHCに関する最終的な規制の枠組みやANZGHLに対する規制は、時間が経過するにつれ既存の規制の枠組みと異なってくるため、それにより当グループが直面する規制上のリスクが増大するリスクが存在している。この結果、当グループに悪影響が及ぶ可能性および/またはさらなる構造上の変更が必要となる可能性がある。

本再編は2023年1月に完了したが、多くの実施手続きがまだ残されている。本再編に関連する移行およびその他の事項のすべてが成功裏に実施されない場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。本再編後のオペレーティング・モデルが期待通りに機能せず、または見込まれた利益が実現できず、さらなる変更が必要となる可能性がある。このような事態が起きればその範囲において、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

5．オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン（投資および開発）

最近の金利の上昇の規模とペースから、オーストラリアおよびニュージーランドにおける不動産価格はこここのところ抑制されている。投資家は慎重な姿勢を示しており、不動産価格の下落幅や上昇の可能性は最終的に継続中の金利上昇の速度と上昇幅や、より広範な経済の見通しを受ける影響に左右されることになる。

2023年1月1日より、APRAは、必要に応じてシステミック・リスクの対処に利用することができる与信ベースのマクロ・プルーデンス政策を正式化し、健全性基準APS第220号「信用リスク管理」（「APS第220号」）に盛り込んだ（リスク要因17、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。かかる与信ベースの措置には主に、特定の種類の高リスク融資を抑制するための貸出上限に関する一時的な制限と、貸出基準についての最低要件の設定の2種類があった。2023年2月、APRAは、現行の設定に変更はなく、貸出上限の制限や貸出基準におけるサービサビリティ（返済可能性）バッファに対する変更も行わない旨を確認した。APRAは引き続き商業用不動産向けの高リスク融資を監視していく。APRAがこれらの設定を将来変更した場合は、当グループの柔軟性が制限され、および／または1つまたは複数の事業ラインの収益性に影響が及ぶ可能性がある。上記については、リスク要因17、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」に記載されている。

ニュージーランドの住宅用不動産価格の中央値は過年度において上昇して2021年11月に最高値に達した後、2022暦年には下落に転じている。かかる下落はこれまでのところ2023年になっても続いている。RBNZの認識では、金利の上昇と生活費の増加が家計を圧迫し、それが住宅価格に影響を与える可能性があり、住宅価格は短期的にはより持続可能な水準に向かって下落し続ける見込みである。ニュージーランドではすでに住宅および商業用不動産の需要が大幅に減少している。

金利の上昇は、債務返済能力に影響を及ぼし、当グループの借手による債務不履行を増加させ、ローンの融資条件を圧迫し、オーストラリアおよびニュージーランド双方において商業用および住宅用不動産ならびに当グループの関連融資商品の需要を減退させる可能性がある。現在の高水準のインフレに対処するため、当面の間金利の引き上げは継続される可能性がある。

最近の一連の金利の上昇は、近年の資産価格のインフレおよび利回りの圧縮を背景とし、インタレスト・カバレッジ・レシオと資産価値を低下させる可能性がある。現在、評価額は市場センチメントより遅れて反応している。既存の証券の価値が下落し始めており、今後12か月の間にいくつかの部門においてさらなる低下が起ると当グループは予測している。これまでの評価額は2022年半ばまでの著しい資産価格インフレにより生じたバッファの恩恵をまだ享受している。しかしながら、場合によってはこれが借換えリスクを高め、債務削減に向けた借手の持分拋出を余儀なくさせたり、および／または設備の再編につながる可能性がある。セカンダリーグレードの資産は、とりわけ、より有利な金利環境と安定した経済見通しが存在している期間に、流動性の高い市場（負債と株式）や競争の激しい市場において投資家がファンダメンタルズの弱体化を見落としていた場合、価格が下落しやすくなる可能性がある。銀行部門において流動性の逼迫がみられた場合、借換えリスクが高まる可能性があり、不確実性とボラティリティの増加に直面した投資家がポートフォリオと期待リターンのバランスを取るため、ノンバンクの債券市場ではすでにいくつかの軟化がみられる。ノンバンクの金融機関は近年において開発前の土地や不動産開発セクターをとりわけ支援してきたため、新規プロジェクト開始数は減少に転じる可能性がある。

上記のほか、請負業者の安定性、サプライ・チェーンの制限による資材コストへの影響と人件費の上昇などの建設リスクは、短・中期的に商業用不動産開発の実現可能性や地価に影響を与える可能性がある。また、COVID-19のパンデミックにより、長期的な傾向として柔軟な勤務体系を支援する組織が増えたため、オフィス部門の需要と供給の動向に変化が生じている。

上記の各要因は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

6．ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場の不安定化を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、または自国の経済の一部を国有化するリスクである。

ソブリン・デフォルトは、当グループの資産価値に悪影響を及ぼすことを通じて直接的に、または国際金融市場の不安定化を通じて間接的に、当グループに影響を悪影響を与え、これにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

ソブリン・リスクは、米国、英国、中国、ヨーロッパ、オーストラリアおよびニュージーランドなどの当グループが事業を展開しているまたは直接にエクスポージャーを有する経済を含む多くの経済国において存在している。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。

7．市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。金融リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

8．為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変動により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益を得ている（特にニュージーランドドルおよび米ドル）または資本を保有している他の通貨に対する豪ドルの価値の変動は、当グループの報告された収益および／または自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定しているが、当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、当グループが収入を得ているまたは資本を保有している他通貨に対して豪ドルの価値が変動した場合には当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

9．現在進められているLIBORの廃止および他のベンチマーク・レートに影響を及ぼす進展は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。

現在、ほとんどのLIBORの設定について公表が永久に停止されており、公表が継続されているのは6つのみである。3か月の英ポンドLIBORは、2024年3月末までシンセティック（合成）ベースでのみ公表を継続する。翌日物および1か月、3か月、6か月および12か月の米ドルLIBORの設定は、2023年6月末までパネル行による公表が継続され、2023年6月末の時点で翌日物と12か月の米ドルLIBORは永久に停止される。英国金融行為規制機構（「FCA」）は、2023年6月末から2024年9月30日まで、1か月、3か月および6か月の米ドルLIBORの公表をシンセティックベースのみで要求することを決定したが、2024年9月30日でそれらの公表は永久に停止される。シンセティックベースの米ドルLIBORは、関連するCMEターム物SOFR参照金利にそれぞれのISDAスプレッド調整値（確定）を加えて算出される。FCAは、清算デリバティブを除いて、シンセティック米ドルLIBORをレガシー契約に用いることを許可する予定である。

多くのLIBOR参照債が代替ベンチマーク・レートにすでに移行または移行する予定である。また、様々な種類の金融商品が代替のベンチマークにすでに移行し、または移行する予定である。しかしながら、米ドルLIBOR（およびシンガポール、タイ、フィリピンおよびインドで使用されているベンチマーク・レートなど米ドルLIBORをその構成中に組み込んだレート）に依然として連動する多くのローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品が存在している。米ドルLIBORの廃止に向けた有効な移行措置を行えない場合は、金融市場の混乱、資本市場活動の抑制、訴訟申し立ての発生を引き起こす可能性がある。さらに、金融市場、特に変動利率債務の取引市場は、存続しているLIBORの設定の廃止および代替参照レートへの移行により、2023年後半（およびそれ以降）において全般的に悪影響を受ける可能性がある。米ドルLIBORについては、代替参照レートが、代替される対象の米ドルLIBOR設定と経済的に同等であるという保証はない。これらの事項の一部またはすべてが当グループのポジションおよび当グループが発行、調達または保有する米ドルLIBORに連動する証券その他の商品の価値にマイナスの影響を与える可能性がある。

当グループは、現在米ドルLIBORをベンチマーク・レートとして使用しているか、またはその他の形で米ドルLIBORに連動しているローン、証券、デリバティブその他の金融商品の当事者となっている。これらの金融商品の中には、米ドルLIBORが廃止された場合に、代替のベンチマーク・レートを参照することによって、またはその他に基づいて、関連する利息または支払額の計算を行うことを規定する条項を含む場合があり、そのような商品はかかる条項に従って米ドルLIBORから移行することになる。商品の条件に健全なフォールバック条項が含まれていない場合や、フォールバック条項が不十分であると考えられる場合には、当該商品は新興の市場基準に沿って当該条項を追加または修正する必要性が生じる可能性があり（または、適用がある場合は、原契約がかかる法の範囲内にある場合には米国調整可能金利（LIBOR）法などの法の作用により修正が行われる。）、または、米ドルLIBORが廃止された場合に当該商品に関して他の取決めを行う必要性が生じる可能性がある。場合によっては、米ドルLIBORに連動する金融商品の関連条項を修正することができない可能性がある。このような事態が発生した場合の法的、規制上およびその他の潜在的な影響は不確定である。いずれにしても、既存のフォールバック条項の実施またはその他の理由による変更は、例えば、当該金融商品の支払額、価値および流動性を変化させ、かかる金融商品と関連する契約（ヘッジ契約等）との間にミスマッチを生じさせる可能性がある。また、2023年6月末までに、これらの契約に関して必要な措置を講じるプロセスには、当グループのオペレーショナル・リスクが伴う。

他のベンチマーク・レート（例えば欧州銀行間取引金利（EURIBOR））は改革が行われているか、あるいは改革される可能性がある。かかる改革により、関連するベンチマークのパフォーマンスが従来とは異なるものになる可能性があり、またはレートに加えられた改革が完全には予測できない他の結果をもたらす可能性がある。

ベンチマーク・レートが廃止となる場合に、適切かつ同様の代替参照レートが存在する可能性も存在しないか可能性もあり、代替レートへの移行において不利な結果が生じる可能性がある。これらのような展開やベンチマークの規制に関する将来の政策は、当グループが発行、資金調達または保有するものを含め、かかるベンチマーク・レートにリターンが連動するローン、モーゲージ、証券、デリバティブおよびその他の金融商品のリターン、価値および市場に悪影響を及ぼす可能性があり、さらに、金融市場に広範にわたる混乱をもたらし、証券、デリバティブおよびその他の商品の価格を変動に晒し、資本市場活動を抑制する可能性があり、これらすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

10. 買収および/または売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断しながら、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システム、技術プラットフォームならびに経営管理の統合（または分離）とともに、関連する従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係や契約を管理することを含む。買収または売却により重要な関係および/または人員の喪失があった場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

買収（または売却）は、その基礎となった前提が最終的に正確であったか、または達成可能であったかわからないため、シナジー効果、コストまたはコスト節減、統合（または分離）までの時間および全体的なパフォーマンスに関して期待されるプラスの結果を生み出す保証はない。また、買収（または売却）は、当グループの信用格付、資金調達コストおよび追加の資金調達の手段に影響を与え、その結果、当グループの資金調達のポジションおよび流動性のポジションに悪影響を与える可能性がある。

統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。また、カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。さらに、新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、当グループまたはカウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または関連規制当局、株主その他の承認の取得などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形がまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループが以前に発表したが、完了していない取引には、サンコープ・バンクのサンコープ・グループ・リミテッドからの買収（一定の条件の充足を条件とし、2023暦年後半に実施予定）が含まれる。

サンコープ・バンクの買収を含む公表済みの買収が何らかの理由で完了しなかった場合、当グループの継続事業が悪影響を受け、当グループに以下のような多数のリスクが生じる可能性がある。金融市場が否定的に反応し、その結果、当グループの証券への悪影響およびその他の悪影響が起きる可能性；当グループの顧客、ベンダーおよび従業員が否定的に反応する可能性；買収が完了するか否かにかかわらず、当グループは、法務、会計、投資銀行、その他の専門家への報酬や事務手数料など買収に関する費用を負担し、一定のコストを支払う必要が生じる可能性；また、買収に関連して、当グループの経営陣が、当グループに利益をもたらす可能性のあった他の機会に充てることができたはずであった時間と資源を多大に費やす必要が生じる可能性。

サンコープ・グループ・リミテッドからのサンコープ・バンクの買収は、一定の条件の充足が前提となっている。これには、連邦財務大臣の承認、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の認可または承認およびクイーンズランド州の1996年州金融機関およびメトウェイ合併法の一定の改正が含まれる。承認を与える条件において、条件、制限、義務もしくは費用が課される、買収後の当グループやその事業の遂行に制約が課される、または取引条件の変更が要求されることもあり得る。規制当局がかかる条件、義務もしくは制約を課さないという保証はなく、かかる条件、制限、義務もしくは制約が課された場合、取引の完了を遅延させるもしくは阻止する、買収後に当グループが多額の追加コストを負担するもしくは当グループの収益を著しく制限する、または見込まれる当グループの買収利益を減少させる影響をもたらさないという保証はなく、これらはいずれも買収後に当グループに悪影響を与える可能性がある。

ANZBGLは、サンコープ・バンクの買収提案に関連して、サンコープ・バンクに関して提供された、またはサンコープ・バンクの経営陣との会合で提供された財務、技術、法務その他の情報の検討に一部基づきデューデリジェンス手続きを実施した。ANZBGLは、デューデリジェンス調査の一環として合理的な努力を行っているが、提供されたすべての情報の正確性、信頼性または完全性を確認することはできない。デューデリジェンスにおいて提供されたまたはANZBGLが依拠した情報が不正確、不完全または誤解を招くものであることが判明した場合、サンコープ・バンクの実際の財政状態および業績が予想と異なるかもしれないリスクが存在する。また、実施されたデューデリジェンスが確定的であり、買収提案に関するすべての重要な問題およびリスクが特定、回避または軽減されているという保証はないため、当グループに悪影響を与える可能性のある問題またはリスクが発生するおそれがある。サンコープ・グループ・リミテッドは、ANZBGLに対し、買収完了前の特定の事項に関する補償およびANZBGLに有利な表明保証を提供している。このような保護があってもこれらの事項に関する債務を完全にカバーするには不十分である可能性があり、その場合、当グループの財務実績およびポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。通常、保証や補償は一定の金銭債権の限度およびその他の制限にも服することになる。

当グループの財政状態に関するリスク

11. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては破綻するようなケースが生じる可能性があり、これまでも生じている。

当グループ、その顧客またはカウンターパーティーが業務を行う市場では、COVID-19のパンデミックの長期にわたる影響、インフレ圧力、サプライ・チェーンの混乱および特にリスク要因1.「地域のまたは世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治、一般的な事業、金融および経済の情勢の変化は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」に記載されているような政治的緊張の高まりにまつわる状況が信用関連損失のリスクに引き続き影響を与えている。信用関連損失のリスクは、上述の要因により増大しており、全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な状況が起こればさらに増大する可能性があり、これによって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従った債務を履行できない可能性がある。このような状況には、当グループ、その顧客またはカウンターパーティーに影響を与える可能性がある銀行システム全般または特定の金融機関の安定性に対する信頼の低下、高水準の失業率の持続、金利の上昇およびインフレ状況の継続、当グループが担保として保有する資産の価値または当グループが保有するカウンターパーティーの商品や債務の市場価値の低下が含まれるが、これらに限定されない。

以下の部門のエクスポージャーに晒されている当グループの顧客およびカウンターパーティーの一部は、ますます脆弱化している。

- ・ 政府の景気刺激策の解除および金利の上昇に影響を受ける産業ならびに裁量的支出に依存する産業。
- ・ とりわけロシアとウクライナの紛争とそれに関連する石油とガスの価格、生産および供給の影響を受けた、燃料供給不足ならびに関連する航空、道路輸送・海運および農業などのコストの上昇に著しく晒される産業。
- ・ 基礎となる価格の変動に起因するヘッジ契約または先物契約の証拠金の支払い要求の増加に晒されるエネルギーまたは商品市場の参加者。
- ・ 制裁、地政学的な緊張または貿易紛争（例えばテクノロジー、農業、通信および金融機関）および/または世界的な成長の落ち込みおよび世界的なサプライ・チェーンの混乱（リテール、ホールセール、自動車、製造およびパッケージング産業を含むがそれらに限定されない。）のリスクがある産業。
- ・ 金利の上昇、評価額の引下げ圧力、都心部の大規模マンションに対する投資家需要の減少および純移動の大幅な減少に晒されている商業用不動産部門（建設および請負業者を含む。）。一部の市場では、民営の請負業者や下請業者は、現在のプロジェクトが終了し、将来の財務状態が悪化するため、今後12か月から24か月にわたりキャッシュフロー/流動性の問題に直面する可能性がある。住宅開発部門では、サプライ・チェーンの問題、コストの上昇および労働力の移動の問題が発生している。ホテル宿泊施設および小売の一定のセクターの収益は、モビリティの低下による影響を依然として受けており、一部のオフィスについてリモートワーク体制への移行によるより長期的な影響がどの程度となるかはまだ定かではない。
- ・ 観光業、接客業、技術、農業、小売業、医療、建設業およびサービス業など、労働力不足に直面している、ならびに/または熟練・未熟練双方の移民労働者の獲得に依存している産業。
- ・ 物理的な気候リスク（森林火災、洪水、暴風雨および干ばつなど）および移行リスク（二酸化炭素削減要求とそれに伴う商品およびサービスの需要や流動性の変化に晒される産業など）による混乱に晒される顧客および産業。気候関連のリスクの詳細については、リスク要因31.「将来の気候関連事象、生物多様性の喪失、人権、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 為替相場の変動に晒されている産業および外国為替市場全般。
- ・ 急激な金利上昇による流動性の逼迫および資産価値への影響により、信用格付の引下げ、再編・資本増強の必要性、金融機関に対する信用の喪失または債務不履行の可能性のある銀行および金融サービス会社。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

さらに、顧客および／またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客および／またはカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不完全、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確であると証明された場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

12. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、RBNZならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の様々な規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRAおよびRBNZ（ANZバンク・ニュージーランド・グループの場合）により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、（ ）収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、（ ）資産の伸び増加、（ ）リスク加重資産または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変化、（ ）事業戦略の変化（買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）ならびに（ ）規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

APRAおよびRBNZはバーゼル3に対応するための健全性基準を実施している。一定の他の監督当局は、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率をとりわけ強化することを目指す規制（バーゼル3を含む。）を実施しているが、もしくは実施の過程にあるが、これらの規制が意図された効果をすでもたらしている、または将来もたらすという確証はない。最近の米国およびヨーロッパにおける特定の金融機関の破綻により、当グループに適用される資本およびその他の規制要件が変更される可能性が高まり、これが当グループのポジションに影響を与える可能性がある。これらの規制は、APRAの「問題なく強固」な自己資本要件、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の要件およびRBNZの自己資本要件の改革などによる規制変更から生ずるリスクとともに、リスク要因17、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

13. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。また、格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付けのアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付けのアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付もしくは格付けアウトルックの変更、本書に記載された1つ以上のその他のリスク、格付手法の変更または銀行部門におけるボラティリティなどのその他の事象により、マイナスの影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付または格付けアウトルックの格下げが行われる可能性がある。さらに、当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。

当グループの将来の信用格付または格付けのアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、これが新規貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

14. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながる場合があり、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

市場情勢の悪化およびボラティリティならびに／または当グループに対する投資家の信頼の低下によって、満期を迎える債務を借り換え、（タイムリーかつコスト効率の良い方法で）資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。技術の進歩により、当グループに預けた資金を銀行顧客が簡便かつ迅速に引き出せるようになったため、預金などの要求払い負債に関するリスクが加速される可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、当グループは流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。

15. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および／または資本に悪影響を及ぼし、結果として当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類」に記載の2023年3月31日終了の半期に係る要約中間連結財務書類（「要約中間連結財務書類」）の注記12に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を測定するために、当グループは取引相場価格、現在価格の見積もりまたは市場参加者が資産と負債の評価に際して考慮すると思われる要因の影響を組み込んだその他の評価手法に依拠する。一部の非上場の株式への投資を含む一定のその他の資産は割引キャッシュフロー法により評価される。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および/または資本に重大な悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

加えて、当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性および耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産についてテストする必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器（リースから生じる使用权資産を含む。）、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産を含むその他の貸付関連でない資産をテストする必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは利益倍率計算法を使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、収益の変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれない、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

16. 会計方針の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針が、適用ある会計基準または解釈に適合し、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これらの会計方針および方法の多くの選択および適用につき判断を下す。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。さらに、新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用により、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

当グループは、いずれかの報告期間において初めて発効する新たな会計基準の影響については、その期間に関する要約中間連結財務書類の注記において開示している。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要がある、いずれの選択肢も関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法のおよび規制上のリスク

17. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。近年、規制の変更のペース、広範さ、複雑さやコストは加速して増大している。当グループは、事業を行うまたは資金調達を行う関連法域において業界の自主規制を含めて、相当数かつ増加しつつある法律、規則および政策に従っており、これらのそれぞれの法域において複数の異なる当局の監督対象となっており、このような規制、監督および執行は進展し続けている。

健全性規則における進展は引き続き当グループに重大な影響を及ぼしている。常にAPRAおよびRBNZとの協議に複数の項目が付されており、規制の進展が当グループへ及ぼす潜在的な影響は不確実な状態である。APRAまたはRBNZによる健全性基準のさらなる変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の負担が必要となり、および／または1つ以上の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性があり、これにはとりわけ以下のものを含む。

健全性規制に関する進展

- APRAは、銀行業の金利リスク（IRRBB）、市場リスクおよびカウンターパーティー信用リスクといった市場リスクに関連する多数の健全性基準の修正について協議を行っている。APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、ADIの「問題なく強固」に関する自己資本フレームワークの見直しに関連して行ったAPRA健全性基準へのすべての変更による総合的な最終結果は、依然として不明である。
- 2022年6月、APRAは、マクロ・ブルーデンス政策の枠組みを確定させた。さらに、かかる枠組みの実施を支援するため、APRAは、APS第220号の新規の添付書類の中で、与信ベースのマクロ・ブルーデンス政策措置を正式化し、健全性基準に盛り込んだ。APRAの目的は、マクロ・ブルーデンス政策の透明性、実施および強制執行力を強化することにある。2023年1月1日に発効したAPS第220号の更新には、必要に応じてシステミック・リスクの対処に利用される与信ベースの一連のマクロ・ブルーデンス政策が盛り込まれている。かかる更新には、貸出限度（この一時的な貸出限度の目的は、システミック・リスクが高まっている時期に、より高リスクの貸出の過度の増加を抑制することにある。）および貸出基準（APRAはこれに従い住宅用モーゲージのサービスサビリティ（返済可能性）バッファなどの措置を含む貸出基準の最低要件を設定できる。）の2種類の主要な与信ベースのマクロ・ブルーデンス政策の措置が含まれた。2023年2月、APRAは、現行の設定に変更はない旨を確認した。貸出限度については、高リスクの貸出に制限を設けないが、APRAは引き続き商業用不動産向けの貸出における外れ値銀行における高リスク融資を監視していく。貸出基準については、サービスサビリティのバッファを貸出金利より3.0%高い設定で維持することになる。これらの設定が将来変更された場合は、当グループの柔軟性が制限され、および／または1つまたは複数の事業ラインの収益性に影響がおよぶ可能性がある。詳細については、リスク要因5.「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

- ・ 2022年8月、APRAは、事業継続とサービス・プロバイダー管理についての要件の更新を含む、オペレーショナル・リスク管理に関する最低基準を定める新たな健全性基準CPS230「オペレーショナル・リスク管理」(「CPS230」)についての協議を開始した。新基準は、現在では健全性基準CPS231「外部委託」およびCPS232「事業継続管理」に含まれているサービス・プロバイダー管理(現在は「外部委託」)と事業継続管理の要件の更新を盛り込む予定で、基準は新たにCPS230に置き換えられる。2023年4月13日、APRAは、CPS230の最終版および関連ガイドラインは2023年半ばに発行され、遵守が発効する日は2024年1月1日から2025年7月1日になったと発表した。また、サービス・プロバイダーとの従前からの契約上の取り決めについての移行措置も規定する予定で、基準の要件は次回の契約更新日または2026年7月1日のいずれか早い方に適用されることとなる。当グループは、依然として複雑で、システム、業務および第三者との契約上の取り決めの変更を要する実施プロセスに引き続き取り組むこととなり、最終の基準とガイダンスが公表されるまで、実施に伴うリスクの程度は不確実なままである。
- ・ 2022年12月、APRAは、新たな健全性基準CPS190「回復および出口計画」(「CPS190」)の要件を確定させた。CPS190は金融システムのレジリエンス(回復力)を強化することを目的としている。これはAPRAの規制下にある企業が深刻な金融ストレス期に対処するためのより一層の準備を確実にするためのものである。CPS190に従い、企業は、ストレスに対処するための信頼できる計画を策定して維持することが求められる。これには、金融のレジリエンスを安定させ取り戻すために取り得る行動と、規制下事業からの秩序と支払能力を保った撤退を実施するための行動が含まれる。これらの要件は、APRAの規制下にある全ての業種に適用される。CPS190は2024年1月1日から銀行および保険会社に対して発効する予定である。
- ・ 2021年12月、APRAは新たな健全性基準CPS900「破綻処理計画」(「CPS900」)の協議を開始した。これはCPS190に関連して公表されたものである。CPS900は、重要な金融機関(「SFI」)である企業や、重要な機能を提供する企業に対し、破綻処理計画の策定と実施においてAPRAを支援することを要求している。CPS900は、破綻処理計画において企業がAPRAに協力するための一定の要件を定めている。CPS900に基づき、APRAは、破綻が起きた場合の企業に対処するAPRAの戦略を定めた破綻処理計画を作成し、これには、例えば、資本再構成、事業縮小または事業譲渡の計画が含まれる可能性がある。これは、財政的実行可能性に対するリスクを管理するための企業の計画を定めたコンティンジェンシー・プラン(緊急時対応計画)を補完する重要なものである。2022年9月、APRAは健全性実践ガイドライン(CPG900)の草案を公表し、2023年上半期に同基準を確定させることを目指している。同基準は2024年1月1日に発効する予定である。
- ・ 2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、ANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBに対して2024年1月までに自己資本合計をRWA比で3%まで引き上げることが求めている。2021年12月2日、APRAは、損失吸収力に関する要件を最終化する旨を公表し、オーストラリアのD-SIBに対し、2026年1月までにその自己資本合計をさらにRWA比で1.5%引き上げるよう要求する旨述べている。以前公表した暫定的な3%の増加を含め、これによって、最低所要自己資本合計は全体でRWAの4.5%相当分引き上げられることになる。APRAは、主にその他Tier 2 資本によってこの要件が充足され、他の上位の資金調達において相当額の減少があると予想している。追加の所要自己資本合計額は、2026年1月時点での当グループの実際のRWAに基づいて決定される。
- ・ RBNZのニュージーランドの銀行に対する更新後の自己資本要件は、銀行業健全性要件(「BPR」)の文書に規定されており、2021年10月から2028年7月までの移行期間中に段階的に施行される。ANZBGLのレベル1のCET 1 資本への正味の影響は、2023年3月31日から2028年の移行期間の最終日までに約10億ドルから15億ドルへの自己資本要件の増加であろうと予想されている(当グループの2023年3月31日現在の貸借対照表に基づく。)。この金額は、ANZバンク・ニュージーランドの自己資本ポジションの変更(例えばRWAの増加、管理バッファ要件、潜在的な配当金額から生じるもの)に従い時が経つとともに変化し得る。
- ・ さらに、ANZバンク・ニュージーランドの条件付資本商品は、今後適格規制資本として取り扱われない。条件付AT 1 商品は2028年7月1日までの移行期間中に段階的に適格規制資本としての取り扱いの対象からはずれることになる。

ASICの規制に関する優先事項

2022年8月、ASICは、2022年から2026年までのコーポレート・プランを発表し、その中で不十分な商品の設計やガバナンスによって消費者が被害を受けるリスクを低減し、サイバーレジリエンスやオペレーショナルレジリエンスを強化するにあたってのASICの優先事項を概説した。また、ASICは、新たな技術や商品が金融エコシステムを変化させている中、他のデジタル技術で可能となった不正行為にも焦点を拡げる予定である。ASICは詐欺や暗号資産にも焦点を当てていく。ASICは以下の4つの外部戦略上の優先事項を掲げている。()商品の設計および販売、()サステナブル・ファイナンス、()退職者の意思決定、ならびに()技術リスク。これらの優先事項を支えるのは、中核的な戦略プロジェクトであり、持続可能な金融慣行、暗号資産、詐欺、サイバーレジリエンスおよびオペレーショナルレジリエンス、違反の報告、商品の設計および販売に関する義務、金融説明責任体制に焦点を当てている。

さらに、2022年11月にASICは、2023年についての執行優先事項を発表し、消費者の金融被害からの保護とオーストラリアの金融市場の完全性の維持の必要性に焦点を当てた。これらの優先事項は、ASICの意図を業界とその関係者に伝えるものである。優先事項には、金融商品の不十分な設計、価格設定および流通、グリーンウォッシュを含むサステナブル・ファイナンスに関連する誤解招く行為、暗号資産を含む高リスク商品に関わる不正行為、投資詐欺への対処および撲滅、投資商品に関する誤解を招く行為と虚偽的行為、エネルギーおよび商品デリバティブ市場における操作、不当な契約条件を対象とした執行措置が含まれる。

当グループが適用法令を遵守できなかった場合、当グループのレピュテーションおよび財務実績にマイナスの影響を与え、訴訟や規制上の執行手続きを生じさせる可能性があり、その結果、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

競争に関する法律、規則および調査

オーストラリアおよびニュージーランドの金融サービス部門における競争の規制について重点的な取り組みが続けられている。2023年2月、ACCCは、ADIが供給するリテール預金商品の市場について調査を行うことを発表した(リスク要因3、「当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと)。2023年3月、ACCCは、今年度のコンプライアンスと執行優先事項を発表した。ACCCは、金融サービス部門における競争の問題(特に決済サービスの問題)に引き続き注力することを発表し、金融サービス部門における健全な競争の促進と非競争的行為の調査に重点を置くことを表明した。ACCCの審査が増加することにより、潜在的買収を通じて成長する当グループの能力が悪影響を受ける他、関連して当グループの費用が増加する可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

2023年6月、ニュージーランド政府は商業委員会に対し、ニュージーランドのリテールバンキング部門の競争に関する市場調査を開始するよう指示した。市場調査は個人向け銀行業務に焦点を当てるが、調査の正確な範囲は現段階では不明である。調査の一環として、商業委員会は、銀行の収益性やその他の財務指標を調査し、銀行部門の競争を評価する。商務委員会は、2024年8月の市場調査の完了時に最終報告書を発表する予定である。市場調査が当グループのポジションにどのような影響を与えるかは不明である。

製品に関する法律、規則および調査

当グループを含む金融サービス事業者が提供する商品の適合性について重点的な取り組みがなされている。責任ある消費者向け融資に関する規制政策は大きな進展を見せ、監督は大幅に強化されており、事業慣行の見直しと変更が引き続き推進されている。責任ある消費者向け融資に関する進展および監督の結果、さらに法、規制または政策が改正された場合、かかる変更は、当グループの将来における消費者向け融資業務の提供方法に影響を与えることがあり、これがかかると分野の当グループの業務に一部悪影響を及ぼし、結果的に当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。ASICは、2019年12月に責任ある融資に関する法律についての最新の規制ガイダンスを発表した。金融商品および追加保険の繰延販売モデルに関連して、より厳格に不招請勧誘を禁止する法律が可決された。金融商品および信用商品の設計および販売義務に関する法律では、特に当該商品の発行者および販売会社に対し、適切な対象市場を特定し、その対象市場にアクセスできるように当該商品を販売することを要求している。不遵守に対しては多額の罰金が科せられており、かかる法律の制定は将来における金融商品の発行およびマーケティングを行う当グループの能力に影響する可能性がある。金融商品の販売要件に起因する法令遵守コストの増加は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

監督権限の強化、企業に対する罰金の引き上げおよび規制当局のための財政的支援の強化

オーストラリア消費者法を含め、オーストラリアにおける法律違反に対する罰金が引き上げられ、規制当局の権限および規制当局による違反の取り締まりのための財政的支援が強化されている。強化の対象となった監督権限には、ASICの商品介入権限、ならびにASICの指示権限の拡大案が含まれる。2019年財政法改正法（企業および金融部門に対する罰則強化）により、企業および金融部門による様々な義務違反に適用される処罰が大幅に強化された。オーストラリア議会は、競争・消費者法（オーストラリア消費者法を含む。）の違反に対する罰金の最高額の引き上げや民事罰を導入し、不正な契約条件に対する民事罰制度を確立するための法案を制定した。これには、該当する場合、法人に対する罰金の上限を、法人の年間売上高の10%から違反が発生した期間における調整後売上高の30%に引き上げることが含まれている。当グループに対してかかる罰金が賦課された場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

上級役員の説明責任に関する法律および規則

銀行部門の上級役員に適用される罰金と特定の規則が強化されている。銀行役員説明責任体制（BEAR）がADIグループにおける取締役および大部分の上級役員に関する責任および説明責任の枠組みとして2018年に導入された。2020年1月、オーストラリア政府はBEARを、説明責任体制の適用範囲を他のAPRA規制対象企業に拡大する金融説明責任体制（FAR）に置き換えることを発表した。FARをAPRAとASICにより共同で管理することが提案され、あらゆる違反行為に対してより厳しい民事罰が課される可能性がある。2021年10月、オーストラリア政府は金融説明責任体制法案（FAR法案）を提出した。2022年4月、FAR法案は選挙の公示に伴い失効した。FAR法案は、直近では2023年3月にオーストラリア議会に再提出された。直近の法案が可決される際に説明責任者に対する民事罰を含むかは不明である。直近の法案が現状の形で可決された場合、FARは段階的に実施され、ANZBGLを始めとする当グループ内の対象企業に対しては法案成立後6か月以内、および当グループ内の保険会社や認可年金受託者に対しては法案成立後18か月以内に実施される。BEARの制定およびFARが当グループにもたらす潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに優秀な取締役および上級役員を誘因および維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。

王立委員会の最終補償制度

王立委員会は、法の改革および自主規制基準に関する様々な勧告を行い、それらの勧告の多くが既に実施されている。政府の最終補償制度（「CSLR」）の創設に関連して、追加的な費用とさらなるエクスポージャーが発生することになる。CSLRの目的は、オーストラリア苦情機構（AFCA）から補償の決定を受けた適格な消費者への補償金の支払いを促進することで、金融システムの紛争解決の枠組みへの継続的な信頼を支えることである。2023年6月、オーストラリア議会はCSLRを実施する法案を可決した。これらの潜在的なエクスポージャーおよび法案の変更の結果や関連する費用の総額は未だ不明であり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の政府または規制当局による金融部門に対する介入

オーストラリア政府、議会および規制当局によるオーストラリアの金融セクターに対する様々な審議および介入が行われている。2022年から2023年にかけて、議会による4つの個別の調査が、「生活費」、「経済活力、競争および事業形成の促進」、「オーストラリアの四大銀行のレビュー」および「オーストラリアの地方銀行の閉鎖」について行われた。これらの審議は広範囲に及び、税金や賦課金によるものを含む当グループのポジションに悪影響を及ぼすおそれがある法規制の変更または措置につながる可能性がある。過去および継続中の2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）の違反の申し立てに関連して他のオーストラリア主要銀行2行に対して2017年および2019年にAUSTRAC（マネーロンダリング、組織犯罪、脱税およびテロ資金調達の特定を目的として金融取引を監視するために設立されたオーストラリア政府の金融情報機関）による民事上の罰則手続きが開始されたのを受けて、銀行の審査が継続的に行われている。また、オーストラリア政府は、オーストラリア上院特別委員会の報告書に一部対応した「オーストラリアの決済システムの変革」に関する政策文書を発表した（「支払ポリシー」を参照のこと）。この分野の取り組みがANZBGLに与える影響（もしあれば）はまだ定かではない。2022年、オーストラリア政府は、銀行支店の閉鎖が地域社会に与える影響の評価を行った地方銀行タスクフォースの作業を完了した。オーストラリア銀行協会（「ABA」）の支店閉鎖議定書に新たな要件を加えることを含め、銀行は、タスクフォースの勧告を実施している過程にあり、該当する支店が閉鎖された場合には当グループも適用を受けることになる。オーストラリア政府は、オンライン賭博におけるクレジットカードの使用を禁止することを発表した。これは、銀行認識番号を用いてクレジットカード決済を認識し、ブロックすることにより行われる。この取り組みが当グループに与える影響はまだ明らかではない。リスク要因19.「マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

業界自主規制

リテールおよび小規模企業バンキングに影響する業界ベスト・プラクティスの指針および基準に対して重点的な取り組みが続けられている。2021年12月、オーストラリア銀行業行動規範（「行動規範」）についての独立審査が終了し、116の勧告を伴う報告がなされた。ABAは、2022年12月に勧告に対する回答を行った。ABAおよび加盟銀行は、受け入れた勧告を新たな簡素化された行動規範において実行するために取り組んでいる。受け入れた勧告には、「脆弱性」および「小規模企業」の新たな定義の導入、保証受け入れ前の保証人予定者との面談の要件の導入、ならびに「公正、合理的かつ倫理的方法」で顧客と関わるとする要件をオーストラリア会社法第912A条における「効率的、誠実かつ公正」の基準に沿った要件に置き換えること、が含まれている。ASICの承認を経て、新行動規範は2024年3月に施行される予定である。

行動規範の遵守に失敗した場合、当グループのレピュテーションにマイナスの影響を与え、訴訟または規制当局による強制措置につながる可能性があり、その結果、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

オープン・バンキング法

オープン・バンキングは、2019年8月に成立したオーストラリアにおける消費者データに関する権利（「CDR」）の一つである。CDRは、顧客に自己データに関するアクセスおよび管理権限を与え、また商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を確立しこれを向上させるものである。オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁を削減することが期待されている。

CDR制度は現在も進展中である。2020年12月、オーストラリア政府は「消費者データに関する権利の将来の方向性に関する調査」の報告書を公表した。かかる報告書には、CDRの拡大に向けた100の勧告が含まれている。

2021年12月、オーストラリア政府は報告書の100の勧告の大半に同意した。

2022年11月、オーストラリア政府はCDRの適用を拡大し、支払いを行うことを含め顧客に代わり第三者による行為を可能とする法案を提出した。かかるCDRの適用拡大が当グループに与える影響はまだ明らかではなく、新たなオーストラリア政府の方針に左右される。

2023年6月、政府は、消費者データに関する権利についての法定の見直しに応じて声明を発表した。政府は、銀行とエネルギーでの業務支援を継続し、これらの分野でCDRが成熟する時間を確保するため、他の分野でのCDRの実施を一時的に停止する。また、ニュージーランド政府は2023年6月に、ニュージーランドにおける消費者データに関する権利の導入を検討する法案の公開草案を協議のために公表した。

オープン・バンキングにより競争が高まる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバーセキュリティおよび重要なインフラ

2021年12月、2021年セキュリティ法改正（重要インフラ）法が発効した。同法により、2008年重要インフラセキュリティ法の適用は金融サービスおよび市場部門を含む他の部門にも拡大されている。また、同法により、事業体へ特定の行動を指示し、オーストラリア信号局にサイバー攻撃への介入を許可する「最終手段」の権限がオーストラリア政府に与えられ、重要インフラ資産とサイバー・インシデントについての登録および報告要件が導入されている。部門特有の要件を通じて遂行されることになる重要インフラ資産に対する積極的なセキュリティ義務と国家的に重要なシステムに対する強化されたサイバーセキュリティ義務などのさらなる改革を盛り込んだ2022年セキュリティ法改正（重要インフラ保護）法が2022年4月に発効した。同法案の遂行によりコストが上昇し、規制上の執行手続きが生じる可能性があり、その結果、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

支払ポリシー

2021年12月、オーストラリア政府は、オーストラリアの決済システムの見直し、モバイル決済およびデジタル・ウォレットの調査、ならびに（フィンテックおよび暗号通貨取引の脱銀行化に対応した）技術・金融センターとしてのオーストラリアについての調査、という支払に関する3つの検討と調査に並行して対応した。オーストラリア政府は勧告に概ね同意し、オーストラリア財務省は勧告の実施について協議を行っている。脱銀行化に関して、オーストラリア政府はその基礎的根拠および可能な政策対応について金融規制協議会からの助言を検討している。かかる作業の影響が当グループにあるとしても、その影響はいまだ明確になっていない。可能性がある政策対応には、新たな規制要件や決済システムへのアクセス拡大が含まれ、これらにより競争が高まり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

2022年12月、オーストラリア政府は、決済システムの戦略計画への意見を求める諮問手続きを開始した。2023年6月、オーストラリア政府は、決済システムについての政策目標と優先事項を定めたオーストラリアの決済システムの将来に関する戦略計画を発表したが、これは2023年2月に完了した協議に基づいている。この戦略計画は、決済システムにおける重要な問題への政府のアプローチについて企業に確信を与えて明確にし、企業が確実な投資を行い革新を図ることができるようにする。また、戦略計画は、オーストラリアの決済システムが安全、安価、信頼でき、容易に利用可能続けられることを確保するにあたっての政府のコミットメントを概説している。戦略計画は18か月毎に見直される。この戦略計画の結果、当グループのポジションにどのようなタイミングで影響が生じるかはまだ不明である。

プライバシー法の見直し

オーストラリア議会は、重大または反復したプライバシー法の違反に対する執行手段と罰則の強化に関する法案を可決した。かかる罰則が当グループに課された場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。また、オーストラリア政府は、プライバシー法の広範な一連の可能性のある改革についても協議しており、これにより企業が個人情報を利用する方法が大きく影響を受ける可能性がある。かかる検討による当グループへの影響はまだ明らかになっておらず、オーストラリアの新政府の政策次第であり、さらなる規制上の義務が実施されれば、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止／対テロ資金制度の見直し

2023年4月、オーストラリア政府は、マネーロンダリング防止／対テロ資金（AML/CTF）規制制度の改革についての意見を求める諮問手続きを開始した。諮問手続きは、制度の簡素化および近代化と、弁護士、会計士、信託・会社関連サービス提供者、不動産業者および貴金属・貴石ディーラーを含む特定の「高リスク」専門的職業への制度拡大のための「トランシェ」改革の実施の2つの部分で構成された。「トランシェ」改革の実施は、金融活動作業部会の勧告と、政府が2016年に行った2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法および関連規則・規制についての法定の見直しに沿ったものである。提案には、AML/CTFプログラムに関する要件の合理化および顧客のデューデリジェンス規定の簡素化が含まれる。この作業が当グループに与える影響はまだ明らかでない。改革のプロセスにおいて新たな規制要件が課せられる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

アドバイスの質に関する見直し

2023年2月、オーストラリア政府は、アドバイスの質に関する見直し（独立した審査者により主導された。）に関する最終報告書を公表した。最終報告書には、金融アドバイス提供に関する規制上の枠組みを刷新するための一連の勧告が含まれた。これらの勧告には、「個人的なアドバイス」の範囲を広げることや、個人的なアドバイスが「良質なアドバイス」であるべき要件の導入、金融アドバイザーが顧客の最善の利益のために行動する現在の義務を新たな法定の義務に置き換えることなどが含まれていた。政府は2023年6月にこの勧告に回答し、見直しによる勧告の一部を受け入れ、現行の最善の利益義務から「セーフハーバー」を削除するとした。その他の勧告をさらに検討するとも述べている（「個人的なアドバイス」の範囲の拡大および新たな「良質なアドバイス」の要件を含む。）。最善の利益義務からのセーフハーバーの削除により、また、新たな枠組みが実施された場合には、銀行はさらなる規制義務を課される可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

人工知能（AI）

2023年6月、オーストラリア政府は、人工知能（AI）の規制に関するディスカッション・ペーパーについて協議を開始した。この協議が当グループに与える影響はまだ明らかでなく、新たなオーストラリア政府の政策次第であるが、AIの利用に関して追加的な規制義務が導入されれば、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

ニュージーランドにおける進展

ニュージーランドの政府および規制当局は、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な法律上および規制上の変更を提案または実施した。これらの変更には、とりわけ以下が含まれる。RBNZによる自己資本要件および改正外部委託方針（BS11）の改訂、金融機関に対する行動規制案、気候関連の財務リスク開示制度、銀行に対する既存の健全性監督制度の預金受入機関制度（預金保証制度を含む。）への代替、消費者信用契約制度の改正、ならびに消費者データに関する権利。上記の変更は、ANZバンク・ニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の国外における進展

その他の国外の規制上の進展には、LIBORの廃止、一定のその他のベンチマーク・レートの改革および代替ベンチマーク・レートへの移行が含まれる（これらに関しては、上記リスク要因9、「現在進められているLIBORの廃止および他のベンチマーク・レートに影響を及ぼす進展は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと）。

関連法域における当グループによる法律、規則または方針の不遵守は、規制上の調査、法律上もしくは規制上の制裁、財務損失もしくはレピュテーションの喪失、訴訟、罰金、刑罰、当グループが事業を行う能力の制限、関連する規制上の免許の取消し、停止もしくは条件の変更またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは合意（強制執行可能な約束など）につながる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

上記の不遵守が発生すれば、当グループは第三者（集団訴訟手続きによるものを含む。）からの訴訟リスクに晒されることになる。訴訟（集団訴訟手続きを含む。）の結果により、第三者への補償金の支払いおよび／またはさらなる救済行為につながる可能性がある。当グループの訴訟および偶発債務に関する情報については、リスク要因18、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」および要約中間連結財務書類の注記17を参照のこと。

18．訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2023年3月31日現在、要約中間連結財務書類の注記17に概要が記載される事項に関する偶発債務を有していた。

注記17は特に以下の事項を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ 南アフリカの金利に関する訴訟
- ・ 資金調達に関する訴訟
- ・ 消費者信用保険訴訟
- ・ Esandaのディーラー自動車ローンに関する訴訟
- ・ OnePathの年金に関する訴訟
- ・ ニュージーランドのローン情報に関する訴訟
- ・ クレジットカードに関する訴訟
- ・ 利用可能資金訴訟
- ・ 王立委員会
- ・ 担保回収の訴訟
- ・ 保証、補償およびパフォーマンス管理費

当グループは、オーストラリアおよび世界レベルにおいて、規制当局による調査、監視および見直し、報告対象の事態、民事執行活動（訴訟であるか否かを問わず）、公式および非公式の照会ならびに規制当局による監視活動に関して規制当局と定期的に意見交換を行っている。当グループは業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として規制当局からの各種通知および情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示も行った。これらのやり取りの性質は広範囲にわたり、例えば近年においては責任ある貸付慣行、規制上の貸付要件、商品の適合性および流通、利息および手数料ならびにそれらを課す資格の付与、顧客救済、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場における行為および金融取引、資本市場取引、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、プライバシーに関する義務および情報セキュリティ、事業継続管理、報告および開示義務ならびに商品の開示書類などの一連の事項が含まれている、または含まれてきた。規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客に対するエクスポージャーも存在する可能性がある。これらにはクラス・アクション、個別請求または顧客救済もしくは補償行為が含まれうる。かかる見直しおよび可能性のあるエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

19. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止（AML）、対テロ資金（CTF）および制裁遵守は、近年、重要な規制上の変更および執行の対象となっている。当グループが業務を行う環境が複雑さを増すことによって、これらのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスのリスクが高まってきている。さらに、国内および世界の双方における金融機関によるコンプライアンス問題の結果や関連する罰金と和解金額の透明性の向上は、これらのリスクが引き続き当グループが注視する分野であることを意味する。

現在のウクライナにおける紛争を受けて、世界中の規制当局が、ロシアに対して前例のないほど多くの制裁措置を適用し、また、将来的には他の政府に対して適用する可能性がある。米国、欧州およびオーストラリアにおける多くの政府は、目的とする制裁対象については概ね一致しているものの、その意味合いや具体的な制限については完全に一致しているわけではない。また、世界中の多くの企業が、ロシアまたはロシア所有の機関との継続的な事業活動に関してリスク選好度評価を実施している。このことは、合法とみなされる、または他のカウンターパーティーのリスク選好の範囲内での、取引を進める上でのオペレーショナル・リスクやコンプライアンス・リスクを高めている。かかる地域の紛争が続く限り、この状況は続くと思われ。

近年、主要なAML/CTF規制当局による「報告事業体」（オーストラリアにおける「報告事業体」とは、銀行口座開設やローンの提供など少なくとも1つの「指定サービス」を顧客に提供する法人を意味する。）に対する措置が強化されている。2017年以降、AUSTRACは、監査人の任命や違反通知を含め、その規制上の様々な権限を行使し、オーストラリアの主要銀行に対して3件の公的強制措置を行っており、また、多数のその他の銀行、カジノおよび他の報告事業体に対しても措置を執っている。

同様に、RBNZは、ニュージーランドの2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べており、他の規制当局（アジア太平洋地域を含む。）も自国のAML/CTF法の不遵守に対して措置をとる傾向が強まっている。

2021年、ANZバンク・ニュージーランドは、取引報告書が所定の期間内に提出されていない3件の所定取引報告（「PTR」）に関する事例を自ら特定し、RBNZに通知した。RBNZは、そのうち1件（特定のSWIFTメッセージタイプの取引報告6,409件に関するもの）をPTRに関するニュージーランドの2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法の重大な違反、他の2件を軽微な違反とみなされるとANZバンク・ニュージーランドに通知した。RBNZの執行チームはこの問題を検討し、2023年4月27日に公的声明を発表した。この声明の中で、RBNZが現在調査を終了したと考えている旨が告げられた。改善措置の効果があつたか確認するために違反のあった地域において追加的な短期報告義務が適用されるが、いかなる金銭的その他の罰則も適用されない。

金融犯罪のレベルや種類についての綿密な監視が当グループ全体にわたって続けられている。予測されている通り、COVID-19のパンデミックに関する制約から政府支援の虚偽申請やロシア・ウクライナ危機に伴い発生する詐欺まで、様々な理由を用いて犯罪者が脆弱な顧客を標的にする詐欺の手法は日常的に変化を遂げている。これらの既知の外的要因が進展するにつれ、また、新たなリスクが出現する程度において、潜在的なマネーロンダリングやテロリズムの資金調達活動に対する警告の管理が影響を受ける可能性についてのリスクが引き続き存在している。

AML/CTFおよび制裁関連の法律の不遵守リスクは、当グループの規模および複雑性ならびにいくつかの必須の報告要件の透明性の欠如を考慮すると、引き続き高い。仮想資産サービス・プロバイダー（例えばデジタル通貨の交換業者およびウォレット・プロバイダー）により提供されるもの等の新興技術ならびにフィンテックやその他のディスラプターを通じたますます複雑化する送金の取決めにより、資金の流れを追跡し、関連取引の監視を進め、報告義務を満たす当グループの能力が制限される可能性がある。さらに、当グループの技術の複雑性ならびにAML/CTFおよび制裁遵守において機能するシステムの変更の頻度の増加により、当グループは、システムおよび制御への影響を誤って特定できないリスクに晒されている。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、テロ資金調達その他の重大な犯罪に対抗するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員に財務上、法的およびレピュテーションの面で深刻な影響が及ぶ可能性がある。

上記の結果、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、レピュテーションの毀損および一定の法域で事業を行うことの制限などが発生する可能性がある。これらの結果によっては、個別または集団的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループの海外業務により、当グループを規制当局による強化された監視下に置かれ、法令順守コストが増加する可能性がある。

20．金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。加えて、法域の一部では、通貨政策が全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。

かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因5．「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因11．「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

21．グローバル顧客の税務の透明性に関する制度により課される現在進められている広範囲に及ぶ「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（AEOI）」義務に関し、継続的で多額の法令順守（コンプライアンス）コストが生じることは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループを含めたすべてのグローバルな金融機関（「FI」）による、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）、経済協力開発機構（OECD）の共通報告基準（CRS）およびこれらに類する租税回避対策制度に基づくグローバル顧客の税務の透明性に関する制度への遵守に関して、引き続き強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。これらは、強制執行や罰則の世界的な規制による動きや、追加的なコンプライアンス枠組み要件、コンプライアンス評価要件／調査、オンサイトの金融機関監査／証拠に関する要件、回避の封じ込め、不遵守の阻止、検出および罰則の賦課を目的とした詳細な規則および枠組みの規制による実施の強化が含まれている。継続中のOECD諸国の政府レベルでの相互審査およびIRS／規制当局によるFIのコンプライアンス審査／監査要件によりFIに対する監視は強化されているため、世界中でFIには予定外の作業負担が増している。不遵守の防止および処罰のために罰金制度が十分であることを確保するよう、各CRS採択国はOECDにより迫られている。

これらの結果、FIとして世界的に相関関係が存在する事業環境で事業を展開する中で、各国の様々な制度の実施に伴う義務が高度に複雑かつ厳格な性質を有するものであることは、当グループのオペレーショナル・リスクやコンプライアンス・リスクを高めている。世界中の規制当局が引き続きコンプライアンスの枠組みの要件を成熟させ、金銭的制裁やその他のより一般的な税務リスクの枠組みと関わる執行に重点を移しているため、不遵守となった場合には多額の制裁金の要求や評判の失墜につながる可能性がある。したがって、グローバル顧客の税務の透明性に関する制度の遵守は、当グループにとって引き続き主要な関心分野であり、大きなコストを発生させている。

さらに、FATCAおよびその他の関連するその他米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するように求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、このことが実施や遵守を困難にし続ける基準や証拠に関する要件の導入につながっている。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について、さらに広範な「裏付けのある信頼関係」による結論および多額の罰金と共に、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の広がり続ける大幅な差異に対処しなければならない。
- ・ 規制当局の取り組みの重点がCRSの当初の立ち上げからFIの効果的な実施へ移ったため、他のFIと共に、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。規制当局の関心が強まることにより（上記のFIに対する潜在的な影響とともに）、影響を受ける顧客に重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖、それから生じる根本的な顧客関連の問題ならびに顧客への直接的な罰則の可能性を含む。）がもたらされ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIが同様のことを履行しない場合には重大な競争上の不利益および事業上の損失が生じる可能性がある。
- ・ とりわけ当グループが規制上の問題を顧客に明確に伝えていなかったり、（例えばデータやプロセスの誤りにより）不正に口座を凍結または閉鎖した場合、凍結および閉鎖の影響により不当に扱われたと感じる顧客により、法的責任や第三者賠償責任に晒される可能性が高まるなど、顧客成果の悪化に直面する。
- ・ 規制上の影響を受けるリスクを高める可能性がある、中間的な領域にまたがった複雑な要件が絡む多くの実施上の課題に引き続き対処している。

当グループの規模および複雑性は、他のFIと同様に、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不注意による不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。また、主要な人材および重要な特定分野の専門家の流出と共に、その後の十分な資格を有する後任者の発掘という継続的な課題は、義務の範囲やその内容についての不注意による不遵守リスクを増大させている。実施されたプロセスを上手く運用できない、または義務のすべてを特定および履行できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務およびレピュテーション面への影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上制裁、民事上の請求、レピュテーションの毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。

自然災害およびCOVID-19のパンデミックは、世界的な規模で、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを困難なものにしており（予定外のスタッフの欠勤を含む。）、規制当局が期待するエラーのゼロ率の達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、当グループの規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。企業自身の税務上の申告や納税に関連する当グループの国際的な税務上の義務も同様に影響を受ける可能性がある。COVID-19のパンデミックなどの外的要因がもたらす継続的な課題にFIが対応することが期待されることから、世界の規制当局から当初受けていた寛容な対応は、厳格化または撤回が続いており、規制上の義務を要求される質の水準までかつ期間内に履行するにあたっての不備や遅延の結果として、規制当局によるさらなる監督、関連する罰則およびレピュテーションへの影響が発生するリスクがさらに増している。

これらの影響は、個別的または集合的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

22. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

内部統制、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスク

23. オペレーショナル・リスク事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび／または法の不遵守に関するリスクである。この定義には法的なリスクならびに社内手続き、人員、および／またはシステムの不適切もしくは障害から生じるレピュテーションの喪失または損害リスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

当グループのリスク分類に基づくオペレーショナル・リスクの種類には以下が含まれる（ただし、これらに限られない。）：

- ・ 金融犯罪（資金洗浄、制裁規制違反、贈収賄および汚職、ならびに「Know your customer」の顧客本人確認不履行のリスク）。リスク要因19.「マネーロンダリング防止、テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 内部不正行為（内部関係者が組織に対して企図または遂行する不正行為）。
- ・ 社外の詐欺（従業員の関与なしに部外者（すなわち、当グループと直接的な関係がない者（顧客は含まない。））が組織に対して企図または遂行する不正行為）。
- ・ 事業の継続性（事業継続性管理枠組みの不全）。
- ・ 物理的な安全性（当社グループの物的資産、顧客資産または当社グループが責任を負うべき公的資産への損害、および当社グループの従業員または関連会社への（犯罪）被害のリスク）。
- ・ 人材（雇用法制への違反、従業員関係の管理の瑕疵、安全な労働環境の確保不足のリスク）。
- ・ 取引の処理および実行（取引および／またはその他の手続の適正および／または適切な処理、管理および実行の不備）。
- ・ 技術（ハードウェア、ソフトウェアおよびネットワークなどのシステムの不具合または停止に関するリスク）。リスク要因27.「ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 行為（当グループの事業活動を行うにあたり、当グループ、その従業員または代理人が消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待への適切な配慮を欠くために生ずる損失または損害のリスク）。リスク要因26.「コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
- ・ リーガル（法的手続および法的プロセスを誤って実施するリスク）。
- ・ 規制上のリスク（他に記載されるリスクでは捕捉されない法律上または規制上の義務の不履行）。リスク要因17「規制の変更または法律、規制もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 第三者（サービスや機能の外注に起因する付加的なオペレーショナル・リスクを特定および軽減するための合理的な措置を講じないなど、第三者に係る関係およびリスクを適切に管理できないリスク）。
- ・ サイバーセキュリティなどの情報セキュリティ（データ／情報の喪失、盗難または悪用などの情報セキュリティ事案のリスク—あらゆる種類のデータを対象とし、また情報セキュリティ関連規則の不遵守を包含しうる）。リスク要因28.「サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ データ（適切にデータ（顧客データ、従業員データおよび当グループの固有データ（プライバシーを含む。））などのあらゆる種類のデータを含む。）を管理および維持することができないリスク）。リスク要因29.「データ管理リスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
- ・ モデル（モデルの誤設計、適正なモデルの不適当な実装、または適正なモデルの不適切な適用によるリスク）。リスク要因30.「モデルリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 法定報告および税金（法定報告の要件および税金の納付／申告の要件を充足できないリスク）。法定報告には、当グループが履行義務を負うすべての対外報告（例：規制当局への報告や財務報告）が含まれる。

オペレーショナル・リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、賦課（資本賦課を含む。）、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、レピュテーションの喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および／または情報の損失を含む。

オペレーショナル・リスクは、変動リスク事象（例えば、変更の遂行の失敗または変更の取組みから生じるリスクなど）をはじめとする多くの原因から生じる可能性があり、またレピュテーションへの影響など多くの様々な影響を有する可能性がある（リスク要因25.「レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが利害関係者の信頼を損ない、当グループのブランドを低下させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。

また、APRAおよびおRBNZの要件に従い、当グループおよびANZバンク・ニュージーランド・グループは、将来のオペレーショナル事象の発生に備えて「オペレーショナル・リスク資本」準備金を維持しなければならない。

COVID-19のパンデミック以降、大半の主要オフィスでは、リモートワーク制度の採用を含め、混合型／ハイブリッド・ワークの環境に戻っている。デジタル・チャネルへの依存度は依然として高く、その結果としてサイバー攻撃やシステム／サービスの可用性の障害に関連するリスクが高まっている。

事業継続計画は、パンデミック中に十分なテストと改善が行われたが、システム／サービスの可用性への影響がレピュテーション、財務およびコンプライアンスの観点から当グループのポジションに影響を及ぼす可能性が依然としてある。

当グループでは、顧客やビジネス・プロセスを支援するために予測分析による機械学習、プロセス・オートメーションおよび意思決定生成などの技術を含む人工知能（「AI」）の採用を拡大させているため、透明性の欠如、不正確な決定または当グループの方針もしくは価値と矛盾する意図しない結果などの関連するAIリスクにこれまでよりさらされる可能性がある。これらが当グループに財務上および非財務上の悪影響を及ぼす可能性がある。

24. 人的資本リスクは、現在および将来の事業ニーズを満たすために、当グループの人員を引き付け、育成し、意欲を持たせ、維持することができない状態に関連するものであり、財務的成果および顧客成果を上げられず、当グループが顧客およびその他の利害関係者の期待に応える能力が減少する可能性がある。

主要な執行役員、従業員および取締役は、当グループの事業運営およびその戦略的目標の追求において、重要な役割を果たしている。重要な役割を担う個人の予想外の離職が生じた場合、または現状の困難さを考えると、特にデジタル、テクノロジー、リスクまたはコンプライアンスの分野において、当グループがこれらの役割に適切な技術および資格を有する者を採用、育成および維持できない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。継続するCOVID-19のパンデミックによる影響は、従業員の健康状態、社会および雇用の選択への影響を含め、これらのリスクがさらに高まる可能性がある。

25. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが利害関係者の信頼を損ない、当グループのブランドを低下させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループのレピュテーションは貴重な財産であり、事業のイニシアチブおよび資金調達力または資本調達力に関して地域社会から受ける支援に大きく貢献している。

レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの実際のまたはそのようにみなされる行為および慣行の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局または格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションに関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが継続的に変化し進化する社会の期待に応えることができなかった場合、当グループはレピュテーションから生じる損害を被る可能性がある。これらの期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でもレピュテーションによる損害を被る可能性がある。社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。さらに、当グループのレピュテーションは、特に金利上昇の局面において、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。加えて、レピュテーションから生じる損害は、当グループによる効果的なリスク管理の不履行、規制当局による執行または監視措置、規制当局による調査の不利な結果によって、ならびに地域社会、環境および倫理的問題に適切に対応できないまたは対応できないとみられた場合に生じる可能性がある。

業務上の不履行および規制の不遵守または業務上の不履行および規制の不遵守とみなされることがレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 財産管理リスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）に関する失敗
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 不適切な危機管理 / 危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク

当グループのレピュテーションに対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化、規制当局による強制措置、追加的な法的リスク、ならびに新規事業機会の獲得可能性の制限への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションが損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

26. コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、コンダクト・リスクを当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクとして定義している。

コンダクト・リスクは以下のものを含む。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および / または助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 利益相反を適切に防止または管理することができないこと。
- ・ 不適切な苦情処理または改善プロセス。
- ・ 経済的困難にある顧客に対する義務を尊重せず、遵守しないこと。
- ・ 当グループの方針および基準に反した金融市場における無許可の取引活動

オーストラリアおよびニュージーランドも含め、コンダクト・リスクに対する規制当局および地域社会の関心は増してきている。生活費の増加や可処分所得の減少が経済的余裕を圧迫しており、顧客への経済的圧力が高まっている。これが顧客への貸付能力、すでに苦境にある顧客に提供する必要のある返済猶予の程度、および適格な潜在的借主の借入の意欲に影響する可能性がある。また、財政的困難に陥る可能性のある顧客の数が増加して、当グループが直面する信用リスクが増大することが予想される。このような事態が起きた場合、厳しい財務状況にある顧客が最も大きな影響を受ける可能性が高い。この状況は進展中かつ流動的であり、当グループは、経済的余裕に対する継続的な圧力から生じる顧客損害のリスクを軽減するために、複雑な顧客のニーズに応える適切な個々に沿った解決法を提供する必要性と高まる返済猶予の要求の双方に対応するため、適応と対応を続ける必要がある。

当グループは、様々な顧客救済プログラムの実施の任務を負う中央化された専門チームを有しており、それには当グループの見直しから明らかになった特定の行為に関する問題への対処が含まれる。コンダクト・リスク事象は、当グループに対して、規制当局の措置、銀行業免許の制限もしくは条件および／またはレピュテーションへの影響をもたらすこともあり、それにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および／または当グループの費用の増加を招き、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

コンダクト・リスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因17、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因18、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

27. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の活動およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は情報技術（「IT」）システムに大きく依存している。ITシステムまたは当グループが使用もしくは依存するサービスに混乱が生じた場合には、当グループがコンプライアンス義務を履行できない、および／または顧客のバンキング業務の要求に応えられない可能性がある。デジタル界では、24時間年中無休の銀行サービスへの顧客の期待に対し、高い可用性と耐性・回復力を備えたITシステムを必要とさせる。

当グループは、ITシステムを維持し、IT資産のライフ・サイクル、IT資産のプロジェクト・デリバリー、技術のレジリエンス、技術のセキュリティ、第三者の使用、データの保持／復元ならびにビジネスルールおよび自動化などを含む、かかるシステムに関するリスク・エクスポージャーを特定し、評価し、および対応する責任を継続的に負う。これらのリスク・エクスポージャーへの対応が不十分であったときは、システムの安定性と安全性が損なわれ、これが顧客に悪影響を与え、当グループにおける費用の増加や規制要件の不遵守を招く可能性があり、これらのいずれも当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。

当グループは、多数のITシステムの提供を当グループに依拠しているANZバンク・ニュージーランドや海外支店を含め、当グループのネットワーク全体の全ての事業のために、短期および長期の双方にわたる障害発生時にも重要なITシステムが稼働し続けることを確保することを目的としたインシデント対応、災害復旧および事業継続対策を実施している。当グループのシステム障害は当グループのネットワークに影響を及ぼし、よって当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19のパンデミックは、大規模で思いも寄らない事象に向けてこれらの対策を対応させることが必要であり、また、重要なITシステムが長期間にわたり、多数の技術者やビジネスユーザーによってサポートおよびリモートでアクセスされることが保証されなければならないことを浮き彫りにしている。かかる対策が効果的に実施できない場合には、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、当グループの費用対効果の高い技術環境によって、進化する顧客要求を支えることができるように、当グループは、新しいITシステム、中でもクラウド、データおよび自動化のテクノロジーを実装し既存の技術に統合させなければならない。これらのシステムの不十分な実装および統合またはベンダーやサプライ・チェーンを含め、不適切な運用および管理は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

このリスク要因については、情報セキュリティ侵害およびサイバー攻撃が、ITシステムの混乱を引き起こす可能性があるため、リスク要因28、「サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」と併せて読むべきである。

28．サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティにおいて最も注力される点とは、情報および技術システムを機密性、整合性または可用性の中断から保護することにある。銀行として、当グループは、事業を展開する複数の地域においてその顧客およびその内部業務について相当な量の個人情報および機密情報を扱う。かかる情報は、内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存される。当グループまたは第三者が行うセキュリティ管理のいかなる不備も、当グループの事業に悪影響を与える可能性がある。

当グループのような大手金融機関にとり情報セキュリティのリスクは近年著しく増大しており、この一部の理由には、金融取引のためのインターネット・バンキングおよびモバイル・バンキングなどの新技術の普及や、組織犯罪、ハッカー、テロリスト、国家、活動家その他外部関係者の高度化および活発化がある。当グループは、高度な持続的脅威、分散型サービス妨害、マルウェア（破壊工作ソフト）攻撃およびランサムウェアなどのサイバー攻撃の脅威が絶え間なく進展し、より洗練され、増加していることを認識している。サイバー攻撃の脅威が増すにあたり、当グループは、防御層の修正および強化や情報セキュリティの脆弱性の調査および是正のために適応を続けていく。システムの強化や更新は、新システムの実施や既存システムとの統合に関連するリスクを生じさせる可能性がある。

COVID-19のパンデミック後において、ハイブリッドワークにより柔軟な勤務体制で働くスタッフの数が増加したため、当グループの情報セキュリティ・リスクが高まる可能性がある。サイバー犯罪者は、エンド・ポイント・セキュリティにおける弱点の追求、マルウェアの拡散およびフィッシング攻撃の増強を通じて悪用を試みる可能性がある。また、これらのリスクは地政学的リスクによりさらに悪化する可能性がある。

昨年には、個人および組織が遭ったデータ侵害が記録的水準に達した。これまで何百万人ものオーストラリア人のデータが公にさらされるとともに、地域全体にわたり不正行為と詐欺が大幅に増加している。

さらに、当グループのサイバーセキュリティの方針、手続きまたは管理において不備があった場合は、データその他の機密情報の喪失（機能停止によるものを含む。）を招き、これらに関連したレピュテーションから生じる損害をもたらす可能性がある。これらの事象のいずれも、多額の財務的損失（顧客への通知または補償に関するコストを含む。）、規制当局の調査もしくは制裁の発動につながり、または当グループが顧客を維持および引き付ける能力に影響を及ぼす可能性があり、結果として当グループのポジションに悪影響が及ぶことがあり得る。

29．データ管理リスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

データ管理プロセスには、機密データを含め、大量のデータの収集、処理、配信、アクセス、保持および廃棄が含まれる。データ管理は当グループのシステムおよび技術に依存している。様々な問題やリスク・エクスポージャーを評価するにはデータに依存するため、データの品質管理は重点分野である。データの品質もしくはデータの収集、分析および検証プロセスの有効性に不備がある場合、または当グループのデータ、システムおよびテクノロジーを適切に管理および維持できない場合、有効性のないリスク管理手法や不正確なリスク報告につながり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。また、規制上の義務を含むデータ管理義務に従えない場合、当グループが損失を被ったり、規制上の措置につながる可能性がある。

30．モデルリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、大手の金融機関として、重大なビジネス上の意思決定（貸付の決定、所定自己資本の計算、引当金の水準、顧客へ支払う補償金およびストレスのかかるエクスポージャーを含むがこれらに限定されない。）のための多数のモデルに依拠している。使用したモデルが不適切に設計、実施もしくは維持され、または不正確な仮定もしくはインプットに基づいていることが明らかになった場合、当グループのポジションは悪影響を受ける可能性がある。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

31. 将来の気候関連事象、生物多様性の喪失、人権、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気候関連事象を含む環境・社会・ガバナンス（ESG）リスク、地質学的事象（火山・地震活動または津波を含む。）、生物多様性の喪失（種の絶滅や減少、生態系の悪化および自然の喪失を含む。）、植物、動物および人間の疾病またはCOVID-19などのパンデミックならびに人権リスクに晒されている。これらはそれぞれが当グループの事業およびその顧客に重大な影響をもたらしている。

気象関連事象には、暴風雨、干ばつ、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇が含まれる。これらの事象による影響が広範囲にわたり、一次生産者を超えて、農業部門への供給業者である当グループの顧客および影響を受けた地域に居住しその地域内で事業を行う者にも影響が及ぶ可能性がある。これらの損失による当グループへの影響は、担保として保有する資産の価値および流動性の低下によって増幅され、債務が不履行となった場合に当グループの資金回収能力に影響が及ぶ可能性がある。

オーストラリアにおける最近の例としては、深刻な干ばつ状態、2019年 / 2020年の山火事ならびに2021年および2022年の大洪水などがある。また、ニュージーランドでは近年において地質学的事象および2023年2月のサイクロン「ガブリエル」などの気象関連事象が発生している。

種の絶滅や減少、生態系の悪化および自然の喪失から生じる生物多様性の喪失のリスクは、当グループがさらに理解を深めるよう努めている新たなリスクである。生物多様性に関するリスクは気候関連リスクと密接に関連している。生物多様性関連では、生物多様性や生態系サービスに大きく依存する顧客または生物多様性に負の影響を与える得る顧客への融資からリスクが発生する可能性がある。生物多様性の喪失に関連する物理的リスクに加え、社会的選考の変化や規制または政策の変更（森林の消失、種の絶滅および土地の劣化の阻止および保存のための改革の可能性を含む。）によってもリスクが発生する可能性がある。これらの変化・変更は当グループに直接影響を与える可能性があるが、それより大きな影響は、これらの変化・変更が当グループの一部の顧客に与える影響を通じて生じるものと思われる。これらのリスクの管理を怠った場合、財務および非財務リスクにつながり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性があることを当グループは理解している。

人権リスクは、当グループの人員の安全と安心、労働上の権利、現代の奴隷制、プライバシーと消費者の保護、汚職と贈収賄および土地の権利に関して生じることがある。当グループは、リスクベースのデューデリジェンスにより、人権リスクと当グループのビジネス関係に関連する影響を特定している。これらのリスク管理ができない場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

気候変動、生物多様性、人権、またはその他の環境、社会もしくはガバナンスのリスクに関連する新たな規制または指針に加えて、株主、従業員およびその他の利害関係者の見解により、当グループが一定の活動に従事するかまたは一定の商品を提供するか否か、およびそれらを行う条件に影響が及ぶ可能性がある。

その頻度および深刻さによっては、これらの外因性事象は、当グループの支店もしくはビジネスセンターなどの一部地域のサービスまたは当グループによるサービスの提供を継続的に中断または制限する可能性があり、また当グループの財務状態または顧客に対して供与する信用ファシリティに関連する担保状況に悪影響を与える可能性があり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

32. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は、当グループの活動にとって不可欠なものであり、当グループのリスクの特定、測定、報告、監視および緩和ならびに当グループのリスク・プロファイルおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。しかしながら、当グループのリスク管理の枠組みは、既存のリスクまたは当グループが適時に予想もしくは識別できない新たなリスクを含むすべての事例において効果的に機能する保証はなく、および / またはこれらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループのレピュテーションまたは規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループのリスク管理の枠組みの有効性は、適正な報酬体系により支えられる健全なリスク管理の文化の確立および維持にも関連している。適切な報酬体系が策定または有効に実施されていない場合、当グループのリスクの文化および当グループのリスク管理の枠組みの有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスクの管理および軽減のため追加資金を当グループ内で配分する。しかしながら、かかる取組みによって当グループにおける将来の不正の発生を防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという保証はできない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失およびレピュテーションの低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

33．直接または間接に気候関連リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候関連リスクは、信用リスクを引き起こす企業およびリテールの顧客に対する貸付に関連している。異常気象が顧客の事業または財産に及ぼす影響（保険料のコストおよび保険金の入手可能性や免除の影響を含む。）、顧客の事業が行われている規制環境および政策環境の変化、新テクノロジーによる混乱、ならびに低炭素の商品やサービスへの需要の変化などの物理的リスクおよび移行リスクにより顧客が直接影響を受ける可能性がある。また、気候関連リスクは顧客のサプライ・チェーンに対する影響を通じて間接的に顧客に影響を与える可能性がある。

これらのリスクが顕在化した場合、高リスクの分野や地域の顧客の債務返済能力に影響を与え、債務不履行の可能性を高め、担保として保有された担保物件の価値や流動性が損なわれることにより当グループの回収可能額に影響する可能性がある。また、当グループが公約やステークホルダーの期待に反する行為をした場合、法的手続きを執られたり、風評被害にあう可能性がある。これらは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動に関するリスクは、当グループの国内市場であるオーストラリアおよびニュージーランドなどにおいて、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。APRAは、既存のリスク管理およびガバナンスの枠組みの一環として規制対象となる事業体（当グループを含む。）が気候関連のリスクおよび機会の管理を行うことを支援するために、2021年に健全性実践ガイドライン「CPG229」を発表した。APRAは、2021および2022暦年に最初の気候変動脆弱性評価を行い、これは、(i)銀行の気候変動リスクに対する潜在的な財務エクスポージャーの評価、(ii)銀行が異なるシナリオに対応して、事業モデルを調整し管理行動を実施する方法についての理解、および(iii)気候変動リスク管理能力の改善の促進を目的としている。気候変動脆弱性評価の結果はAPRAから2022年末に明らかにされた。

同様に、RBNZは、2021年10月に最初の気候変動レポートを公表した。気候変動レポートは、これまで以上にストレステストに気候変動を組み入れ、監視の枠組み、データ収集および内部計画にも気候変動を織り込むための将来の措置など、気候変動へのRBNZのアプローチを概説していた。RBNZは、2023年3月に、自身が提案した気候関連リスク管理指針について公衆からの意見徴収を開始した。

気候変動リスクをAPRAとその他の利害関係者の期待に基づいて当グループのリスク管理の枠組みに組み込み、気候変動および低炭素経済への移行により生じたリスクと機会の双方の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、ANZBGLの2023年3月31日に終了した半期に関する2023年度半期米国開示書類（「米国開示書類」）を基に、抜粋したものである。本半期報告書に記載されている場合を除き、米国開示書類に開示されているすべての財務情報は、当グループに関連している。米国開示書類の一部の説明および参照は、本半期報告書の規定の様式に合わせるため、省略または修正されている。

A. 作成基準

(1) 新しい組織構造の設立

2023年1月3日、ANZBGLは、スキーム・オブ・アレンジメントによりANZグループの新たな上場持株親会社として、純粹持株会社であるANZGHLを設立し、その後、ANZグループの銀行事業と一部の非銀行事業をANZ銀行グループとANZ非銀行グループに分離するための再編を実施した。ANZ銀行グループは、本再編前にANZBGLで保有されていた事業と子会社の大部分から構成されている。ANZ非銀行グループは、ANZグループの顧客に対する新しいテクノロジーや銀行関連サービスの提供に注力するため、ANZグループが開発または買収した銀行関連事業と、別のサービス会社から構成されている。本再編の主な過程は、以下のとおりである。

- ・ 新規法人としてANZGHL、ANZ BH Pty Ltd（「ANZ銀行持株会社」）、ANZ NBH Pty Ltd（「ANZ非銀行持株会社」）およびANZ Group Services Pty Ltd（「ANZサービス会社」）が創設された。
- ・ 各株主は、本再編実施前に保有していたANZBGL普通株式1株につきANZGHL普通株式1株を受領した。
- ・ ANZBGLは、銀行関連事業に対する受益持分をANZ非銀行持株会社に移転した。
- ・ ANZBGLは、複数の不動産に対する持分をANZサービス会社に移転した。
- ・ ANZBGLは、ANZ銀行持株会社、ANZ非銀行持株会社およびANZサービス会社の全株式をANZGHLに移転した。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLの全株式をANZ銀行持株会社に移転した。

本再編の結果、当グループの2023年3月半期に関する連結業績は、(i) 2022年10月1日から2023年1月2日までの期間に関するANZグループの業績、(ii) 2023年1月3日から2023年3月31日までの期間に関する当グループの業績で構成される。

(2) 非継続事業

当期において非継続事業はなかった。比較期間の非継続事業に係る利益／（損失）は、売却済みの富裕層事業に係る重要でない残余事業費および2022年4月に終了した移行サービス契約に基づく費用の一部回収に関係している。

(3) 部門別業績

過去の期間との比較情報は、以下のとおり、修正再表示されている。

- ・ 非銀行事業 - オーストラリア商業部門および法人部門で保有されていた非銀行事業をグループ・センター部門に移行し、その後本再編の一貫として処分された。
- ・ 法人顧客のセグメント変更 - 顧客のニーズに合わせたより適切な支援と専門知識を提供するため、一部の企業および不動産金融の顧客をニュージーランド部門から法人部門に移行した。
- ・ 費用の再配分 - 一部の費用をオーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門およびグループ・センター部門にわたり再配分した。

上記を除き、重要な変更はなかった。報告対象部門は、最高意思決定者である最高経営責任者に提供された内部報告と一致している。

(4) IFRSに準拠していない財務指標

当グループは、営業セグメントの業績をIFRSに準拠していない指標である現金利益に基づき測定しており、現金利益は、当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すものである。当グループは、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して現金利益を計算している。当期および過去の期間における調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響に関連している。当グループ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。現金ベースで表示される情報は、営業セグメントの財務実績の法定指標を示すものとみなされてはならず、またそれに代わるものとしてもみなされるべきではない。現金利益と税引後利益との調整を含む追加情報については、下記「F. 部門別業績」を参照のこと。

[次へ](#)

B. 営業活動および財務レビュー

以下の説明は、オーストラリア会計基準（詳細については「A. 作成基準」を参照のこと。）に基づき作成された2023年3月31日に終了した6か月間に係る要約連結財務書類（「要約連結財務書類」）に基づいており、要約連結財務書類は「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 中間財務書類」に記載されている。

当グループの過去3半期の業績は以下のとおりであり、また「D. 主な収入および費用項目の分析」および「F. 部門別業績」にも記載されている。

本「B. 営業活動および財務レビュー」から「G. 流動性および資本資源」までのセクションは、継続事業ベースで作成されている。

重大／重要項目

当グループの法人税引後利益に含まれる重大／重要項目は、以下のとおりである。

事業の売却／閉鎖

2023年3月半期において重要な事業の売却／閉鎖はなかった。以下の情報は、過去の期間における事業の売却／閉鎖による財務への影響およびそれらの売却事業の損益を要約したものである。

	事業の売却／閉鎖による 利益／（損失）			売却完了済みの事業の損益			合計		
	2023年 3月半期	2022年 9月半期	2022年 3月半期	2023年 3月半期	2022年 9月半期	2022年 3月半期	2023年 3月半期	2022年 9月半期	2022年 3月半期
	（百万ドル）								
重大／重要項目の影響									
ANZワールドライン・ パートナーシップ ファイナンシャル・ プランニング・ アドバイ事業 法人の合理化 その他の事業の売却 ／閉鎖	-	-	307	-	-	60	-	-	367
法人税引前利益／ （損失）	-	-	(69)	-	2	3	-	2	(66)
法人税ベネフィット／ （費用）	-	-	(65)	-	-	-	-	-	(65)
継続事業による 利益／（損失）	-	(8)	(5)	-	-	-	-	(8)	(5)
法人税引前利益／ （損失）	-	(8)	168	-	2	63	-	(6)	231
法人税ベネフィット／ （費用）	-	-	37	-	-	(19)	-	-	18
継続事業による 利益／（損失）	-	(8)	205	-	2	44	-	(6)	249

・ ANZワールドライン・パートナーシップ

当グループは2020年12月、ワールドラインSA（「ワールドライン」）とパートナーシップ契約を締結したことを公表した。当該パートナーシップ契約は、当グループとワールドラインが新たに加盟店獲得業務（アクワイアリング）グループを設立するものであり、当グループおよびワールドラインの保有持分はそれぞれ49%および51%である。当該取引は2022年3月半期に終了し、当グループは、オーストラリア商業部門において、3億700万ドルの利益をその他営業収入に認識するとともに、2,800万ドルの法人税ベネフィットも認識した。売却事業の損益は、オーストラリア商業部門と法人部門に認識された。

・ ファイナンシャル・プランニング・アドバイス事業

当グループは、2022年3月半期において、富裕層にサービスを提供するファイナンシャル・プランニング・アドバイス事業を、チューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア・リミテッドに売却することで合意した。当該取引の結果、当グループは、オーストラリア商業部門において、6,200万ドルの損失を認識したが、これは主にその他営業収入における4,000万ドルののれん償却、700万ドルの組織再編費用および900万ドルの法人税ベネフィットで構成される。当該取引は2022年9月半期に完了し、売却事業の損益は、オーストラリア商業部門に認識された。

・ 法人の合理化

2022年3月半期において、当グループの法人構造を合理化するために、過去に英国ではミネルヴァ・ホールディングス・リミテッド（「ミネルヴァ」）が行っていた事業、香港ではANZアジア・リミテッド（「ANZアジア」）が行っていた事業を解散した。その結果、関連する為替換算調整勘定がその他の包括利益から純損益にリサイクリングされ、グループ・センター部門において、6,500万ドルの損失がその他営業収入に認識された。

・ その他の事業の売却 / 閉鎖

2022年3月半期において、当グループは、ANZアメリカ領（ANZアメリカ領サモアおよびANZグアム）の閉鎖計画を公表した。当半期中にパシフィック部門において1,800万ドルの損失が認識されたが、これは1,200万ドルの組織再編費用および600万ドルの貸倒引当金繰入で構成される。2022年9月半期においては、さらに800万ドルの損失が認識されたが、これはその他営業収入における700万ドルの損失および100万ドルの組織再編費用で構成される。

2022年3月半期において、当グループは、過年度に完了したUDCファイナンスおよびペイマーク・リミテッドの売却の一貫として当初生じた超過引当金の戻入を行い、グループ・センター部門において、1,300万ドルの利益をその他営業収入に認識した。

・ 顧客救済

顧客救済には、顧客への返金予定額、救済プロジェクト費用、ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金および訴訟の結果に対する引当金が含まれる。

	2023年 3月半期	2022年 9月半期	2022年 3月半期
重大 / 重要項目の影響	(百万ドル)		
営業収入	(17)	(9)	(25)
営業費用	(43)	(42)	(148)
法人税引前利益 / (損失)	(60)	(51)	(173)
法人税ベネフィット / (費用)	18	8	50
継続事業による利益 / (損失)	(42)	(43)	(123)

・ 組織再編費用

当グループは、過去の期間における事業の売却 / 閉鎖に伴う組織再編費用に加え、主にオーストラリア・リテール部門およびグループ・センター部門の運営上の変更に関連して、2023年3月半期に税引後3,800万ドル（2022年9月半期：3,700万ドル、2022年3月半期：3,100万ドル）の組織再編費用を計上した。

・ 取引関連費用

2022年3月半期において、当グループは、新たなグループ組織構造の設立およびサンコープ・バンクの買収案に関連して、税引後4,400万ドル（2022年9月半期：1,000万ドル、2022年3月半期：ゼロ）の取引関連費用を計上した。

・ 資産合理化

2022年3月半期において、当グループは、技術環境を簡素化し、オンプレミス型運用をクラウドベースのソリューションへ移行する長期的戦略に合致させるため、オーストラリアのデータセンターに関するセールアンドリースバック契約を締結した。その結果、当グループは、これらのデータセンターの売却目的保有への分類変更による3,700万ドルの損失（税引後）を認識した。

2022年9月半期において、当グループは、メルボルンの55 Collins Streetに所在する建物のヘッドリースを早期解約し、1,700万ドルの純損失（税引後）を認識した。この損失は、リースの条件変更時のリース負債および使用権資産の再測定から生じたその他営業収入における3,100万ドルの利益（リース解約料800万ドル控除後）、加速償却および資産償却を含むリース解約費用に関連する営業費用の4,700万ドルの損失、ならびに700万ドルの法人税ベネフィットで構成される。

・ 源泉徴収税

2022年3月半期において、ANZパプアニューギニア（「ANZ PNG」）は、ANZBGLに対し、7億1,400万ドルの配当金（源泉徴収税控除後）の支払いを行った。これは、APRAの子会社に関する自己資本要件の変更に対応して、当グループ内の資本を再配分することを目的としている。ANZBGLは、ANZ PNGに対し、配当金に相当する額（源泉徴収税控除後）を資本投入した。配当金の支払いの結果、当半期において1億2,600万ドルの配当金に係る源泉徴収税費用を認識した。

重大／重要項目

継続事業による利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

	2023年3月半期				
	継続事業による利益に含まれる重大／重要項目				
	顧客救済	組織再編	取引関連費用	資産合理化	合計
	(百万ドル)				
重大／重要項目の影響					
純利息収益	(10)	-	-	-	(10)
その他営業収入	(7)	-	-	(43)	(50)
営業収入	(17)	-	-	(43)	(60)
営業費用	(43)	(54)	(56)	-	(153)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(60)	(54)	(56)	(43)	(213)
貸倒引当金(繰入) / 戻入	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(60)	(54)	(56)	(43)	(213)
法人税ベネフィット / (費用)	18	16	12	6	52
継続事業による利益 / (損失)	(42)	(38)	(44)	(37)	(161)

2022年3月半期

継続事業による利益に含まれる重大／重要項目					
事業の売却 ／閉鎖	顧客救済	組織再編 ⁽¹⁾	訴訟の和解	源泉徴収税	合計

(百万ドル)

重大／重要項目の影響

純利息収益	-	(3)	-	-	-	(3)
その他営業収入	294	(22)	-	-	-	272
営業収入	294	(25)	-	-	-	269
営業費用	(59)	(148)	(30)	(10)	-	(247)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	235	(173)	(30)	(10)	-	22
貸倒引当金(繰入)／戻入	(4)	-	-	-	-	(4)
法人税引前利益	231	(173)	(30)	(10)	-	18
法人税ベネフィット／(費用)	8	50	(1)	-	(126)	(59)
継続事業による利益／(損失)	249	(123)	(31)	(10)	(126)	(41)

2023年3月半期

継続事業による利益に含まれる重大／重要項目				
顧客救済	組織再編	取引関連費用	資産合理化	合計

(百万ドル)

重大／重要項目の影響

純利息収益	(10)	-	-	-	(10)
その他営業収入	(7)	-	-	(43)	(50)
営業収入	(17)	-	-	(43)	(60)
営業費用	(43)	(54)	(56)	-	(153)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(60)	(54)	(56)	(43)	(213)
貸倒引当金(繰入)／戻入	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(60)	(54)	(56)	(43)	(213)
法人税ベネフィット／(費用)	18	16	12	6	52
継続事業による利益／(損失)	(42)	(38)	(44)	(37)	(161)

2022年9月半期

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目					
事業の売却 ／閉鎖	顧客救済	組織再編 ⁽¹⁾	取引関連費用	資産合理化	合計

(百万ドル)

重大／重要項目の影響

純利息収益	-	3	-	-	-	3
その他営業収入	4	(12)	-	-	23	15
営業収入	4	(9)	-	-	23	18
営業費用	(10)	(42)	(51)	(12)	(47)	(162)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(6)	(51)	(51)	(12)	(24)	(144)
貸倒引当金(繰入)／戻入	-	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(6)	(51)	(51)	(12)	(24)	(144)
法人税ベネフィット／(費用)	-	8	14	2	7	31
継続事業による現金利益／(損失)	(6)	(43)	(37)	(10)	(17)	(113)

注：(1) 2022年9月半期の税引前組織再編費用5,100万ドルおよび2022年3月半期の税引前組織再編費用3,000万ドルには、事業の売却／閉鎖の一部として生じた2022年9月半期の組織再編費用100万ドルおよび2022年3月半期の組織再編費用1,900万ドルは含まれていない。

C. 当グループの損益計算書情報

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
純利息収益	8,500	7,774	7,100
その他営業収入 ⁽¹⁾	1,647	2,110	2,442
営業収入	10,147	9,884	9,542
営業費用	(4,986)	(4,788)	(4,791)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	5,161	5,096	4,751
貸倒引当金(繰入) / 戻入	(133)	(52)	284
法人税引前利益	5,028	5,044	5,035
法人税	(1,446)	(1,440)	(1,500)
非支配持分	(14)	(1)	-
継続事業による利益	3,568	3,603	3,535
非継続事業による利益	-	(14)	(5)
当行の株主に帰属する利益	3,568	3,589	3,530

注：(1) 要約連結損益計算書に表示されているその他営業収入、保険事業収入純額および関連会社投資の持分利益 / (損失) を含む。

当グループの実績

・ 2023年 3 月半期と2022年 3 月半期の比較

継続事業による利益は、主に以下により、2023年 3 月半期と比較して3,300万ドル（1%）増加した。

- 純利息収益は、利付資産平均残高の735億ドル（8%）の増加および純預貸利鞘の17ベシス・ポイントの増加により14億ドル（20%）増加した。利付資産平均残高の増加は、正味貸付金および前渡金、現金およびその他流動資産、ならびに売買目的資産および投資有価証券の増加に牽引された。純預貸利鞘は、158ベシス・ポイントから175ベシス・ポイントに増加したが、金利上昇環境による有利な預金の利鞘、ならびに資本収益および複製ポートフォリオの預金の増加によるものであった。この増加は、オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門における住宅ローン金利設定の競争、不利な資産構成および資金調達構成、利回りの低い流動資産の成長、ならびに関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティおよび確定利付資産に対する資金調達コストの増加に牽引された、マーケットの純利息収益の減少により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」 - (1) 純利息収益」を参照のこと。
- その他営業収入は7億9,500万ドル（33%）減少した。これは主に、経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジに係る未実現の時価評価額の不利な変動（9億8,300万ドル）、2022年 3 月半期におけるANZワールドライン・パートナーシップの取引完了による利益（3億700万ドル）、手数料およびコミッション収益（純額）の減少（6,400万ドル）、公正価値で測定された投資の評価調整額の減少（4,800万ドル）、オーストラリアに所在するデータセンターの売却目的保有への分類変更に係る損失（4,300万ドル）、ならびに当グループの別部門における有利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の減少（4,200万ドル）によるものであった。この減少は、有利なイーールド・カーブの変動に牽引されたマーケットのその他営業収入の増加、顧客取引の増加およびより有利な取引状況（5億8,900万ドル）、複数の事業体の解散に伴う為替換算調整勘定の損失のその他の包括利益へのリサイクリング（6,500万ドル）、ならびに2022年 3 月半期のファイナンシャル・プランニング・アドバイス事業の売却損（6,200万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」 - (2) その他営業収入」を参照のこと。

- ・ 営業費用は、インフレによる賃金への影響が主因となった人件費の増加（2億3,200万ドル）に牽引されて1億9,500万ドル（4%）増加したが、規制および法遵守への取組みに対する支出の減少に起因した専門家報酬の減少（5,800万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」- (3) 営業費用」を参照のこと。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金繰入の増加により4億1,700万ドル増加したが、個別評価貸倒引当金繰入の減少により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」- (4) 信用リスク」を参照のこと。

・ 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

継続事業による利益は、主に以下により、2022年9月半期と比較して3,500万ドル（1%）減少した。

- ・ 純利息収益は、利付資産平均残高の529億ドル（6%）の増加および純預貸利鞘の7ペーシス・ポイントの増加により、7億2,600万ドル（9%）増加した。利付資産平均残高の増加は、正味貸付金および前渡金、現金およびその他流動資産、ならびに売買目的資産および投資有価証券の増加に牽引された。純預貸利鞘は、168ペーシス・ポイントから175ペーシス・ポイントに増加したが、金利上昇環境による有利な預金の利鞘、ならびに資本収益および複製ポートフォリオの預金の増加によるものであった。この増加は、オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門における住宅ローン金利設定の競争、利回りの低い流動資産の成長、不利な資産構成および資金調達構成、ならびに関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティおよび確定利付資産に対する資金調達コストの増加に牽引された、マーケットの純利息収益の減少により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」- (1) 純利息収益」を参照のこと。
- ・ その他営業収入は4億6,300万ドル（22%）減少した。これは主に、経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジに係る未実現の評価額の不利な変動（6億7,400万ドル）、手数料およびコミッション収益（純額）の減少（6,500万ドル）、当グループの別部門における有利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の減少（5,900万ドル）、公正価値で測定された投資の評価調整額の減少（4,900万ドル）、保険事業収入純額の減少（4,500万ドル）、ならびにオーストラリアのデータセンターの売却目的保有への分類変更に係る損失（4,300万ドル）によるものであった。この減少は、有利なイールド・カーブの変動に牽引されたマーケットのその他営業収入の増加、顧客取引の増加およびより有利な取引状況（5億2,100万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」- (2) その他営業収入」を参照のこと。
- ・ 営業費用は、インフレによる賃金への影響が主因となった人件費の増加（2億4,400万ドル）に牽引されて1億9,800万ドル（4%）増加したが、規制および法遵守への取組みに対する支出の減少に起因した専門家報酬の減少（6,500万ドル）ならびに2022年9月半期の重要なリース契約の条件変更に起因した土地建物費用の減少（3,700万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」- (3) 営業費用」を参照のこと。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金繰入の増加により8,100万ドル増加したが、個別評価貸倒引当金繰入の増加により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析」- (4) 信用リスク」を参照のこと。

D. 主な収入および費用項目の分析

(1) 純利息収益

下表は、当グループ、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門およびニュージーランド部門の純利息収益、純預貸利鞘、利付資産平均残高、ならびに預金およびその他の借入金の概要である。

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
当グループ			
純利息収益 ⁽¹⁾	8,500	7,774	7,100
利付資産平均残高 ⁽²⁾	973,212	920,340	899,678
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	826,279	792,561	768,118
純預貸利鞘 (%)	1.75	1.68	1.58

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
主要部門別の純預貸利鞘			
オーストラリア・リテール			
純利息収益 (%)	2.39	2.29	2.21
利付資産平均残高 ⁽²⁾	253,743	245,434	245,462
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	152,392	147,689	143,888
オーストラリア商業⁽³⁾			
純預貸利鞘 (%)	2.72	2.0	1.90
利付資産平均残高 ⁽²⁾	60,860	59,568	58,162
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	113,276	115,269	114,924
法人			
純預貸利鞘 (%)	0.91	0.91	0.88
利付資産平均残高 ⁽²⁾	454,334	421,500	403,894
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	355,905	341,058	327,112
ニュージーランド			
純預貸利鞘 (%)	2.67	2.61	2.33
利付資産平均残高 ⁽²⁾	118,639	115,874	116,779
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	102,113	100,984	101,729

注：(1) 2023年 3 月半期の大手銀行税 - 1 億7,500万ドル (2022年 9 月半期： - 1 億7,500万ドル、2022年 3 月半期： - 1 億6,500万ドル) も含む。

(2) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(3) オーストラリア商業部門は、保有する余剰預金によりプラスの純利息収益を生成している。したがって2023年 3 月半期における593億ドルの平均預金額 (2022年 9 月半期：628億ドル、2022年 3 月半期：641億ドル) は、内部経営報告の見解と一致させるため、純預貸利鞘の計算のための利付資産平均残高に含まれている。

・ **2023年3月半期と2022年3月半期の比較**

純利息収益は、以下により14億ドル（+20％）増加した。

純預貸利鞘（+17ベシス・ポイント）

- ・ 資産の価格設定（-18ベシス・ポイント）：主にオーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門における住宅ローン金利設定の競争による。
- ・ 預金の金利設定およびホールセール資金調達（+37ベシス・ポイント）：金利上昇環境により有利となった預金の利鞘による。
- ・ 資産構成および資金調達構成（-4ベシス・ポイント）：利益率の低い定期預金への移行に伴う不利な預金構成、顧客預金と比較して増加した期限付ホールセール資金調達および法人部門での成長に伴う不利な資産構成による。これは、利益率の高い変動金利の住宅ローンへの移行に伴い有利となった融資構成により一部相殺された。
- ・ 資本および複製ポートフォリオ（+14ベシス・ポイント）：主に金利上昇環境による。
- ・ 流動性（-3ベシス・ポイント）：流動性供給枠（「CLF」）に代わる利回りの低い流動資産の増加および規制遵守要件を充足するための流動資産のその他の増加による。
- ・ マーケットの取引（-9ベシス・ポイント）：関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティおよび確定利付資産に対する資金調達コストの増加により、純利息収益が減少した。

利付資産平均残高（+735億ドルすなわち+8％）

- ・ 正味貸付金および前渡金の平均残高（+425億ドルすなわち+7％）：全部門の貸付増加および為替換算変動の影響による。
- ・ 売買目的資産および投資有価証券の平均残高（+50億ドルすなわち+4％）：流動資産の増加によるが、為替換算変動の影響により一部相殺された。
- ・ 現金およびその他流動資産の平均残高（+261億ドルすなわち+15％）：中央銀行の現金残高の増加および売戻条件付契約の増加による。

預金およびその他の借入金の平均残高（+582億ドルすなわち+8％）

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高（+582億ドルすなわち+8％）：全部門における定期預金の伸び、ならびにコマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金の増加による。これは、通知預金の減少により一部相殺された。

・ **2023年3月半期と2022年9月半期の比較**

純利息収益は、以下により7億2,600万ドル（+9％）増加した。

純預貸利鞘（+7ベシス・ポイント）

- ・ 資産の価格設定（-9ベシス・ポイント）：オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門の住宅ローン金利設定の競争による。
- ・ 預金の金利設定およびホールセール資金調達（+20ベシス・ポイント）：金利上昇環境による有利な預金の利鞘による。
- ・ 資産構成および資金調達構成（-3ベシス・ポイント）：利益率の低い定期預金への移行に伴う不利な預金構成、顧客預金と比較して増加した期限付ホールセール資金調達および法人部門での成長に伴う不利な資産構成による。これは、利益率の高い変動金利の住宅ローンへの移行に伴い有利となった融資構成より一部相殺された。
- ・ 資本および複製ポートフォリオ（+7ベシス・ポイント）：主に金利上昇環境による。

- ・ 流動性（-2 ベーシス・ポイント）：CLFに代わる利回りの低い流動資産の成長および規制遵守要件を充足するための流動資産のその他の増加による。
- ・ マーケットの取引（-6 ベーシス・ポイント）：関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティおよび確定利付資産に対する資金調達コストの増加により、純利息収益が減少した。

利付資産平均残高（+529億ドルすなわち+6 %）

- ・ 正味貸付金および前渡金の平均残高（+300億ドルすなわち+5 %）：全部門における貸付の増加および為替換算変動の影響による。
- ・ 売買目的資産および投資有価証券の平均残高（+37億ドルすなわち+3 %）：流動資産の増加によるが、為替換算変動の影響により一部相殺された。
- ・ 現金およびその他流動資産の平均残高（+191億ドルすなわち+11 %）：中央銀行の現金残高の増加および売戻条件付契約の増加による。

預金およびその他の借入金の平均残高（+337億ドルすなわち+4 %）

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高（+337億ドルすなわち+4 %）：全部門における定期預金の伸び、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金の増加ならびに為替換算変動の影響による。これは、全部門における通知預金の減少により一部相殺された。

(2) その他営業収入

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
受取手数料（純額） ⁽¹⁾	889	954	953
マーケットのその他営業収入	985	464	396
関連会社投資の持分利益 / (損失)	100	103	74
経済ヘッジ ⁽²⁾	(269)	278	524
収益および費用ヘッジ ⁽³⁾	(120)	7	70
その他 ⁽¹⁾⁽⁴⁾	62	304	425
継続事業によるその他営業収入合計⁽⁵⁾	1,647	2,110	2,442
マーケットの収入			
純利息収益	164	291	416
その他営業収入	985	464	396
マーケットの収入合計	1,149	755	812

注：(1) マーケットの事業部門を除く。

- (2) 金利リスク、為替リスクおよび指定された会計ヘッジの非有効部分の管理に使用される経済ヘッジに係る未実現利益および損失を示す。
- (3) 拡大している外国為替建て収益および費用をヘッジするために使用される収益および費用ヘッジに係る未実現利益および損失を示す。
- (4) 為替差益および保険事業収入純額を含む。
- (5) 要約連結損益計算書に表示されるその他営業収入、保険事業収入純額および関連会社投資の持分利益 / (損失)を含む。

・ 2023年3月半期と2022年3月半期の比較

その他営業収入は7億9,500万ドル（-33%）減少した。その業績に影響を及ぼした主な要因は以下のとおりである。

受取手数料（純額）（-6,400万ドルすなわち-7%）

- ・ 事業売却に伴う収益減少に牽引されたオーストラリア商業部門における7,100万ドルの減少。
- ・ 主に資産運用報酬の減少に牽引されたニュージーランド部門における1,400万ドルの減少。
- ・ 個人消費の増加を反映したカード収入の増加、新規住宅ローンの相殺勘定手数料の増加および顧客救済の減少に牽引されたオーストラリア・リテール部門における2,100万ドルの増加。
- ・ トランザクション・バンキングの保証料の増加およびコーポレート・ファイナンスの買収業務の増加に牽引された法人部門における1,600万ドルの増加。これは、事業売却に伴う収益減少により一部相殺された。

マーケットの収入（+3億3,700万ドルすなわち+42%）

マーケットの収入は、その他営業収入の5億8,900万ドルの増加により、3億3,700万ドル増加した。これは、純利息収益の2億5,200万ドルの減少により一部相殺された。純利息収益の減少は、関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティおよび確定利付資産に対する資金調達コストの増加によるものであった。3億3,700万ドルの増加は、以下の事業活動に起因した。

- ・ 有利なイールド・カーブの変動およびポートフォリオの金利更改に牽引されたバランスシート取引収入の1億3,300万ドルの増加。
- ・ 継続する外国為替の変動および通貨間での金利格差によるヘッジソリューションへの顧客需要と全体的により有利となった取引状況に牽引された外国為替収入の8,300万ドルの増加。
- ・ より有利な信用取引状況および高水準の顧客への発行量に牽引された信用および資本市場収入の8,000万ドルの増加。
- ・ 信用スプレッドの縮小による信用評価調整額の減少ならびに通貨および金利の変動性の低下に起因するデリバティブ評価調整の3,700万ドルの増加。
- ・ より有利な取引状況および定着したヘッジソリューションに対する顧客需要に牽引されたコモディティ収入の2,700万ドルの増加。
- ・ 2022年3月半期と比較して不利となった取引状況に牽引された金利収入の2,300万ドルの減少。これは、金利が上昇するにつれて増加したヘッジソリューションに対する顧客需要により一部相殺された。

関連会社投資の持分利益 / (損失)（+2,600万ドルすなわち+35%）

- ・ 主にPTバンク・パン・インドネシア（「PT Panin」）（3,200万ドル）およびAMMBホールディングスBerhad（「AmBank」）（1,200万ドル）による関連会社投資の持分利益における2,600万ドルの増加。これは、ワールドライン・オーストラリアPty Ltdの持分法損失（1,800万ドル）により一部相殺された。

経済ヘッジ（-7億9,300万ドル）

- ・ 2023年3月半期における経済ヘッジに係る2億6,900万ドルの損失の大半は、主にUSD/EURの通貨ベーススプレッドの縮小ならびにUSDに対するAUDおよびNZDの上昇による資金調達関連スワップに関係する。それ以外の損失は、ネット決済される固定スワップのポジションに対するAUDの利回り低下による。
- ・ 2022年3月半期における経済ヘッジに係る5億2,400万ドルの利益の大半は、主にAUD/USDおよびNZD/USDの通貨ベーススプレッドの拡大ならびに金利変動による資金調達関連スワップ、ならびに選定されたストラクチャードファイナンスおよび特定のリース取引の経済ヘッジに対する利回り上昇の影響に関係する。

収益および費用ヘッジ（- 1 億9,000万ドル）

- ・ 2023年 3 月半期における収益および費用ヘッジに係る 1 億2,000万ドルの損失は、主にNZDに対するAUDの下落による。
- ・ 2022年 3 月半期における収益および費用ヘッジに係る7,000万ドルの利益は、主にNZDに対するAUDの上昇による。

その他（- 3 億6,300万ドル）

- ・ ANZワールドライン・パートナーシップの取引完了による利益に牽引されたオーストラリア商業部門における 2 億 3,100万ドルの減少。これは、2022年 3 月半期のファイナンシャル・プランニング・アドバイ事業の売却損（6,200万ドル）により一部相殺された。
 - ・ 主に公正価値で測定された投資の評価調整額の減少（4,800万ドル）、データセンターの売却目的保有への分類変更による損失（4,300万ドル）および当グループの別部門における有利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の減少（4,200万ドル）に起因する、グループ・センターでの8,500万ドルの減少。これは、2022年 3 月半期のミネルヴァおよびANZアジアの解散による為替換算調整勘定のその他の包括利益から損益へのリサイクリング（6,500万ドル）により一部相殺された。
 - ・ 2022年 3 月半期の政府債の売却益に牽引されたニュージーランド部門における3,100万ドルの減少。
- ・ **2023年 3 月半期と2022年 9 月半期の比較**

その他営業収入は 4 億6,300万ドル（-22%）減少した。その業績に影響を及ぼした主な要因は以下のとおりである。

受取手数料（純額）（-6,500万ドルすなわち- 7 %）

- ・ 国内および海外旅行の回復を反映したカード付帯旅行保険料の増加、クレジットカード・インセンティブの認識時期、ならびに手数料の季節性によるオーストラリア・リテール部門での2,700万ドルの減少。
- ・ 国内インターチェンジ・フィーの引下げによるカード収入の減少に牽引されたニュージーランド部門での1,600万ドルの減少。

マーケットの収入（+ 3 億9,400万ドルすなわち+52%）

マーケットの収入は、その他営業収入の 5 億2,100万ドルの増加により、3 億9,400万ドル増加したが、純利息収益の 1 億2,700万ドルの減少により一部相殺された。純利息収益の減少は、関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティおよび確定利付資産に対する資金調達コストの増加によるものであった。3 億9,400万ドルの増加は、主に以下の事業活動に起因した。

- ・ イールド・カーブの変動およびポートフォリオの金利更改に牽引された有利な結果によるバランスシート取引収入の 1 億5,000万ドルの増加。
- ・ 信用スプレッドの縮小による信用評価調整額の減少ならびに通貨および金利の変動性の低下に起因するデリバティブ評価調整額の6,200万ドルの増加。
- ・ より有利な信用取引状況および高水準の顧客への発行量に牽引された信用および資本市場収入における5,900万ドルの増加。
- ・ より有利な取引状況およびヘッジソリューションへの顧客需要の増加に牽引されたコモディティ収入の5,000万ドルの増加。
- ・ ヘッジソリューションへの顧客需要の増加に牽引された金利収入の4,700万ドルの増加。これは、不利となった取引状況により一部相殺された。
- ・ 通貨間で変動性および金利格差が継続したことによるヘッジソリューションへの顧客需要に牽引された外国為替収入の2,600万ドルの増加。

経済ヘッジ (- 5 億4,700万ドル)

- ・ 2023年3月半期における経済ヘッジに係る2億6,900万ドルの損失の大半は、主にUSD/EURの通貨ベーススプレッドの縮小ならびにUSDに対するAUDおよびNZDの上昇による資金調達関連スワップに関係する。それ以外の損失は、ネット決済される固定スワップのポジションに対するAUDの利回り低下による。
- ・ 2022年9月半期における経済ヘッジに係る2億7,800万ドルの利益の大半は、主にUSDに対するAUDおよびNZDの下落ならびに選定されたストラクチャードファイナンスおよび特定のリース取引の経済ヘッジに対する利回り上昇の影響に関係する。

収益および費用ヘッジ (- 1 億2,700万ドル)

- ・ 2023年3月半期における収益および費用ヘッジに係る1億2,000万ドルの損失は、主にNZDに対するAUDの下落による。
- ・ 2022年9月半期における収益および費用ヘッジに係る700万ドルの利益は、主にNZDに対するAUDの上昇による。

その他 (- 2 億4,200万ドルすなわち-80%)

- ・ 当グループの別部門における有利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の減少(5,900万ドル)、公正価値で測定された投資の評価調整額の減少(4,900万ドル)、オーストラリアのデータセンターの売却目的保有への分類変更による損失(4,300万ドル)および2022年9月半期の重要なリース契約の条件変更による純利益(2,300万ドル)に牽引された、グループ・センター部門での1億9,400万ドルの減少。
- ・ 保険関連収入の減少に牽引されたオーストラリア・リテール部門での4,500万ドルの減少。

(3) 営業費用

	半期		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
	(百万ドル)		
人件費	2,886	2,642	2,654
土地建物費	343	380	341
テクノロジー費	831	806	815
組織再編費用	54	52	49
その他費用	872	908	932
継続事業による営業費用合計	4,986	4,788	4,791
継続事業によるフルタイム換算従業員⁽¹⁾	39,603	39,172	39,686
継続事業による平均フルタイム換算従業員⁽¹⁾	39,397	39,254	40,092

注：(1) 2023年3月半期においてANZ NBH Ptyに異動した1835iグループPtyリミテッドが管理する連結された投資先のフルタイム換算従業員（フルタイム換算従業員：2022年9月半期：185人、2022年3月半期：157人、平均フルタイム換算従業員：2022年9月半期：172人、2022年3月半期：79人）を含めるため、比較情報は修正再表示されている。

・ 2023年3月半期と2022年3月半期の比較

営業費用は1億9,500万ドル(+4%)増加した。

- ・ 人件費は、休暇引当金の再評価を含むインフレによる賃金への影響、ならびにクラウドベース・ソリューションおよびANZプラスへのマイグレーションを含む戦略的取組みに関連する追加実行費用により、2億3,200万ドル(+9%)増加した。この増加は、バックオフィスおよびミドルオフィスの最適化の継続により一部相殺された。
- ・ テクノロジー費は、ソフトウェア・ライセンス費用の増加およびインフレによるベンダー契約への影響に牽引され、1,600万ドル(+2%)増加した。これは、ネットワーク・インフラストラクチャーの簡素化、償却費の減少ならびに規制および法遵守への取組みに対する支出の減少により一部相殺された。

- ・ その他費用は、規制および法遵守への取組みに対する支出の減少により、6,000万ドル（-6％）減少した。これは、取引関連費用および以前非継続事業に帰属していた費用の増加により一部相殺された。

・ 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

営業費用は1億9,800万ドル（+4％）増加した。

- ・ 人件費は、休暇引当金の再評価を含むインフレによる賃金への影響、クラウドベース・ソリューションおよびANZプラスへのマイグレーションを含む戦略的取組みに関連する追加実行費用、ならびに不利な為替換算変動の影響により、2億4,400万ドル（+9％）増加した。この増加は、バックオフィスおよびミドルオフィスの最適化の継続により一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、2022年9月半期における重要なリース契約の条件変更により、3,700万ドル（-10％）減少した。
- ・ テクノロジー費は、ソフトウェア・ライセンス費用の増加およびインフレによるベンダー契約への影響により、2,500万ドル（+3％）増加した。これは、ネットワーク・インフラストラクチャーの簡素化、償却費の減少ならびに規制および法遵守への取組みに対する支出の減少により一部相殺された。
- ・ その他費用は、規制および法遵守への取組みに対する支出の減少により、3,600万ドル（-4％）減少した。これは、取引関連費用および以前非継続事業に帰属していた費用の増加により一部相殺された。

(4) 信用リスク

当グループのクレジット・ポートフォリオの予想信用損失（「ECL」）に関する当グループの評価は、内部および外部の様々な情報に加え、過去のストレス状況下でのポートフォリオの運用状況についての当グループの経験に基づく経営陣の判断および見積りに依存している。詳細については、要約中間連結財務書類の注記1を参照のこと。

予想信用損失引当金

	期末現在		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
	(百万ドル)		
一括評価ECL引当金	4,040	3,853	3,757
個別評価ECL引当金	421	542	636
ECL引当金合計	4,461	4,395	4,393

貸倒引当金繰入 / (戻入)

	半期		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
	(百万ドル)		
一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入)	163	60	(371)
個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入)	(30)	(8)	87
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	133	52	(284)

部門別貸倒引当金繰入 / (戻入)

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
一括評価	(百万ドル)		
オーストラリア・リテール	50	(11)	(158)
オーストラリア商業	57	(5)	(165)
法人	5	13	(26)
ニュージーランド	66	79	(18)
パシフィック	(15)	(16)	(3)
グループ・センター	-	-	(1)
一括評価合計	163	60	(371)
個別評価			
オーストラリア・リテール	32	(5)	45
オーストラリア商業	9	(6)	43
法人	(79)	(15)	1
ニュージーランド	9	(3)	(13)
パシフィック	(1)	7	6
グループ・センター	-	14	5
個別評価合計	(30)	(8)	87
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計			
オーストラリア・リテール	82	(16)	(113)
オーストラリア商業	66	(11)	(122)
法人	(74)	(2)	(25)
ニュージーランド	75	76	(31)
パシフィック	(16)	(9)	3
グループ・センター	-	14	4
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	133	52	(284)

	一括評価				個別評価			
	ステージ	ステージ	ステージ	合計	ステージ 3 -	ステージ 3 -	合計	合計
	1	2	3		新規および	回収および		
					増加	戻入		
2023年 3 月半期	(百万ドル)							
オーストラリア・リテール	(39)	78	11	50	94	(62)	32	82
オーストラリア商業	(2)	75	(16)	57	62	(53)	9	66
法人	43	(31)	(7)	5	57	(136)	(79)	(74)
ニュージーランド	(2)	58	10	66	21	(12)	9	75
パシフィック	(1)	(8)	(6)	(15)	3	(4)	(1)	(16)
グループ・センター	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(1)	172	(8)	163	237	(267)	(30)	133
2022年 9 月半期								
オーストラリア・リテール	27	(28)	(10)	(11)	97	(102)	(5)	(16)
オーストラリア商業	(6)	46	(45)	(5)	76	(82)	(6)	(11)
法人	50	(46)	9	13	12	(27)	(15)	(2)
ニュージーランド	39	38	2	79	24	(27)	(3)	76
パシフィック	3	(13)	(6)	(16)	10	(3)	7	(9)
グループ・センター	-	-	-	-	-	14	14	14
合計	113	(3)	(50)	60	219	(227)	(8)	52
2022年 3 月半期								
オーストラリア・リテール	(21)	(131)	(6)	(158)	121	(76)	45	(113)
オーストラリア商業	77	(260)	18	(165)	118	(75)	43	(122)
法人	54	(71)	(9)	(26)	38	(37)	1	(25)
ニュージーランド	3	(23)	2	(18)	15	(28)	(13)	(31)
パシフィック	(5)	-	2	(3)	9	(3)	6	3
グループ・センター	(1)	-	-	(1)	-	5	5	4
合計	107	(485)	7	(371)	301	(214)	87	(284)

一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入)

・ 2023年 3 月半期と2022年 3 月半期の比較

2023年 3 月半期における 1 億6,300万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、経済見通しの低下、経営陣による一時的な調整の純増および信用リスクの悪化によるものであった。これは、特に法人部門のポートフォリオ構成の改善により一部相殺された。

2022年 3 月半期における 3 億7,100万ドルの一括評価貸倒引当金戻入は、信用リスクの改善、有利なポートフォリオ構成の変更および経営陣による一時的な調整の正味戻入によるものであった。これは、経済見通しに関連するダウンサイドリスクの上昇により一部相殺された。

・ 2023年 3 月半期と2022年 9 月半期の比較

2023年 3 月半期における 1 億6,300万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、経済見通しの低下、経営陣による一時的な調整の純増および信用リスクの悪化によるものであった。これは、特に法人部門でのポートフォリオ構成の改善により一部相殺された。

2022年 9 月半期における6,000万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、ベース経済予測の低下および経済見通しに関連するダウンサイドリスクの上昇によるものであった。これは、ポートフォリオリスクおよびポートフォリオ構成の改善ならびに経営陣のよる一時的な調整の正味戻入により一部相殺された。

個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)

・ 2023年3月半期と2022年3月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入は、1億1,700万ドル減少した。これは、多額の戻入および回収に起因する法人部門での減少（-8,000万ドル）、ならびに低調に推移する支払遅滞の流れに起因するオーストラリア商業部門での減少（-3,400万ドル）およびオーストラリア・リテール部門での減少（-1,300万ドル）によるものであった。これは、戻入の減少に起因するニュージーランド部門での増加（+2,200万ドル）により一部相殺された。

・ 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

個別評価貸倒引当金戻入は、多額の戻入および回収に起因する法人部門での減少（-6,400万ドル）により2,200万ドル増加した。これは、戻入および回収の減少に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（+3,700万ドル）およびオーストラリア商業部門での増加（+1,500万ドル）、ならびに回収の減少に起因するニュージーランド部門での増加（+1,200万ドル）により一部相殺された。

部門別予想信用損失引当金⁽¹⁾

	期末現在		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
一括評価		(百万ドル)	
オーストラリア・リテール	949	899	909
オーストラリア商業	1,033	976	982
法人	1,451	1,452	1,382
ニュージーランド	543	448	393
パシフィック	63	77	89
グループ・センター	1	1	2
一括評価合計	4,040	3,853	3,757
個別評価			
オーストラリア・リテール	68	75	106
オーストラリア商業	149	188	258
法人	129	200	202
ニュージーランド	47	46	45
パシフィック	28	33	25
グループ・センター	-	-	-
個別評価合計	421	542	636
予想信用損失引当金			
オーストラリア・リテール	1,017	974	1,015
オーストラリア商業	1,182	1,164	1,240
法人	1,580	1,652	1,584
ニュージーランド	590	494	438
パシフィック	91	110	114
グループ・センター	1	1	2
予想信用損失引当金合計	4,461	4,395	4,393

注：(1) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金、投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、オフバランスシートのコミットメント - 未実行と信枠および偶発と信枠の予想信用損失引当金を含む。投資有価証券 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券の予想信用損失引当金は、その他の包括利益に認識され、対応する費用は純損益に認識される。

2023年 3 月半期末現在

	一括評価				個別評価	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテール	107	660	182	949	68	1,017
オーストラリア商業	350	586	97	1,033	149	1,182
法人	1,159	274	18	1,451	129	1,580
ニュージーランド	141	333	69	543	47	590
パシフィック	16	28	19	63	28	91
グループ・センター	1	-	-	1	-	1
合計	1,774	1,881	385	4,040	421	4,461

2022年 9 月半期末現在

	一括評価				個別評価	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテール	145	583	171	899	75	974
オーストラリア商業	352	511	113	976	188	1,164
法人	1,124	303	25	1,452	200	1,652
ニュージーランド	134	259	55	448	46	494
パシフィック	16	36	25	77	33	110
グループ・センター	1	-	-	1	-	1
合計	1,772	1,692	389	3,853	542	4,395

2022年 3 月半期末現在

	一括評価				個別評価	
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテール	119	609	181	909	106	1,015
オーストラリア商業	358	465	159	982	258	1,240
法人	1,025	342	15	1,382	202	1,584
ニュージーランド	102	236	55	393	45	438
パシフィック	12	47	30	89	25	114
グループ・センター	1	1	-	2	-	2
合計	1,617	1,700	440	3,757	636	4,393

減損資産総額

	期末現在		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
減損資産総額	(百万ドル)		
減損貸付金 ⁽¹⁾	804	1,043	1,286
条件緩和債権 ⁽²⁾	382	376	375
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ ⁽¹⁾	24	26	48
減損資産総額	1,210	1,445	1,709
部門別減損資産総額			
オーストラリア・リテール	415	390	324
オーストラリア商業	288	360	533
法人	302	425	683
ニュージーランド	100	93	113
パシフィック	105	177	56
減損資産総額	1,210	1,445	1,709
エクスポージャーの規模別減損資産総額			
1,000万ドル未満	956	1,084	1,054
1,000万ドル以上 1 億ドル以下	123	131	221
1 億ドル超	131	230	434
減損資産総額	1,210	1,445	1,709
個別評価引当金			
減損貸付金	(414)	(533)	(619)
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ	(7)	(9)	(17)
減損資産純額	789	903	1,073

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブは、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティをいい、ステージ3の予想信用損失について一括評価される。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

- 2023年3月半期と2022年3月半期の比較

減損資産総額は、4億9,900万ドル（-29%）減少した。これは、複数の単一エクスポージャーの格上げおよび返済に牽引された法人部門での減少（-3億8,100万ドル）、ならびに基礎となる支払遅延の流れが依然として低調に推移しているオーストラリア商業部門での減少（-2億4,500万ドル）によるものであった。これは、条件緩和債権に分類された十分な担保を供される住宅ローンに牽引されたオーストラリア・リテール部門での増加（9,100万ドル）、ならびに2022年9月半期において現地のCOVID-19支援パッケージを更新せず条件緩和債権に分類されたエクスポージャーに牽引されたパシフィック部門での増加（4,900万ドル）により一部相殺された。

- 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

減損資産総額は、2億3,500万ドル（-16%）減少した。これは、複数の単一エクスポージャーの格上げおよび返済に牽引された法人部門での減少（-1億2,300万ドル）、基礎となる支払遅延の流れが依然として低調に推移しているオーストラリア商業部門での減少（-7,200万ドル）および条件緩和債権に分類されたエクスポージャーの格上げに起因するパシフィック部門での減少（-7,200万ドル）によるものであった。これは、条件緩和債権に分類された十分な担保が供される住宅ローンに牽引されたオーストラリア・リテール部門での増加（+2,500万ドル）により一部相殺された。

当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2023年3月31日現在で34.9%（2022年9月30日現在で37.5%、2022年3月31日現在で37.2%）であった。

新規減損資産

	半期		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
	(百万ドル)		
減損貸付金 ⁽¹⁾	405	320	478
条件緩和債権 ⁽²⁾	122	274	138
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ ⁽¹⁾	11	5	23
新規減損資産合計	538	599	639
部門別新規減損資産			
オーストラリア・リテール	221	279	202
オーストラリア商業	93	109	191
法人	156	56	185
ニュージーランド	63	34	51
パシフィック	5	121	10
新規減損資産合計	538	599	639

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティをいい、ステージ3の予想信用損失について一括評価される。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

・ 2023年3月半期と2022年3月半期の比較

新規減損資産は、1億100万ドル（-16%）減少した。これは、2022年3月半期に認識された多数の単一エクスポージャーを反映した法人部門での減少（-2,900万ドル）、および基礎となる支払遅延の流れが依然として低調に推移しているオーストラリア商業部門での減少（-9,800万ドル）によるものであった。これは、条件緩和された住宅ローンに起因するオーストラリア・リテール部門での増加（1,900万ドル）およびリテール・ポートフォリオに起因するニュージーランド部門での増加（1,200万ドル）により一部相殺された。

・ 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

新規減損資産は、6,100万ドル（-9%）減少した。これは、2022年9月半期に認識された多数の条件緩和債権によるパシフィック部門での減少（-1億1,600万ドル）およびオーストラリア・リテール部門での減少（-5,800万ドル）、ならびに基礎となる支払遅延の流れが依然として低調に推移しているオーストラリア商業部門での減少（-1,600万ドル）によるものであった。これは、複数の単一エクスポージャーの減損を反映した法人部門での増加（1億ドル）ならびにリテールおよび商業ポートフォリオの両方に起因するニュージーランド部門での増加（2,900万ドル）により一部相殺された。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析

	2023年 9 月	期末現在	2022年 3 月
		2022年 9 月 (百万ドル)	
1 ～ 29日	6,213	5,322	4,676
30 ～ 59日	1,965	1,243	1,368
60 ～ 89日	759	598	635
90日以上	2,502	2,402	2,823
合計	11,439	9,565	9,502

・ 2023年 3 月半期と2022年 3 月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、19億3,700万ドル（20％）増加した。この増加は、オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門における住宅ローンポートフォリオに牽引されたが、オーストラリア商業部門の低調に推移している支払遅延の流れに起因する90日以上延滞の正味貸付金および前渡金の減少により一部相殺された。

・ 2023年 3 月半期と2022年 9 月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、18億7,400万ドル（20％）増加した。全ての区分における増加は、主にオーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門における住宅ローンポートフォリオによるものであった。

(5) 法人税

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
法人税	1,446	1,440	1,500
実行税率	28.8%	28.5%	29.8%
オーストラリア法人税率	30.0%	30.0%	30.0%

- 2023年 3 月半期と2022年 3 月半期の比較

実効税率は、29.8%から28.8%へと減少した。100ベース・ポイントの減少は、海外配当金に対する源泉徴収税の減少（-240ベース・ポイント）、事業の売却／閉鎖による非課税所得（純額）の減少（-68ベース・ポイント）、およびより低い税率が適用されるオフショア利益の増加（-66ベース・ポイント）によるものであった。これは、2022年 3 月半期のワールドライン・パートナーシップの取引完了による非課税利益（240ベース・ポイント）および転換型金融商品に対する損金不算入の利息の増加（34ベース・ポイント）により一部相殺された。

- 2023年 3 月半期と2022年 9 月半期の比較

実効税率は、28.5%から28.8%へと増加した。30ベース・ポイントの増加は、2022年 9 月半期に計上した過去の期間の調整額の増加（30ベース・ポイント）、転換型金融商品に対する損金不算入利息の増加（20ベース・ポイント）およびその他様々な少額の項目（30ベース・ポイント）によるものであった。これは、より低い税率が適用されるオフショア利益の増加（-54ベース・ポイント）により一部相殺された。

E. 要約貸借対照表情報

	期末現在		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(十億ドル)		
資産			
現金および現金同等物／ANZの未収決済残高／支払担保	225.1	185.6	186.0
売買目的資産および投資有価証券	133.1	121.4	119.2
デリバティブ金融商品	45.6	90.2	45.2
正味貸付金および前渡金	690.7	672.4	651.4
その他	17.1	16.0	15.6
資産合計	1,111.6	1,085.6	1,017.4
負債			
ANZの未払決済残高／受取担保	31.0	30.0	26.5
預金およびその他の借入金	843.1	797.3	780.3
デリバティブ金融商品	46.2	85.1	47.8
発行済社債	106.2	93.7	87.2
その他	16.5	13.2	13.8
負債合計	1,043.0	1,019.3	955.6
株主資本合計	68.6	66.4	61.8

- 2023年3月半期と2022年3月半期の比較

- 現金および現金同等物 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は391億ドル（+21％）増加した。この増加は、中央銀行預け金の増加（240億ドル）、売戻条件付契約の増加（93億ドル）および為替換算変動の影響によるものであるが、支払担保の減少（25億ドル）により一部相殺された。
- 売買目的資産および投資有価証券は、ポートフォリオのリバランスの一部として増加させた準国債および為替換算変動の影響により、139億ドル（+12％）増加した。
- 正味貸付金および前渡金は393億ドル（+6％）増加した。これは、住宅ローンの成長、企業向け融資の増加および為替換算変動の影響に起因した。
- ANZの未払決済残高 / 受取担保は、資金決済勘定残高の増加および受取担保の増加により45億ドル（+17％）増加した。
- 預金およびその他の借入金は628億ドル（+8％）増加した。これは、顧客預金の増加（231億ドル）、譲渡性預金の増加（70億ドル）、コマーシャル・ペーパーの増加（70億ドル）、銀行からの預け金および買戻条件付契約の増加（52億ドル）、ならびに為替換算変動の影響によるものであった。
- 発行済社債は、190億ドル（+22％）増加した。これは、ANZキャピタルノート8を含む優先債務および劣後債務の新規発行、ならびに為替換算変動の影響によるものであった。

- 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

- 現金および現金同等物 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は395億ドル（+21％）増加した。この増加は、中央銀行預け金の増加（179億ドル）、ANZの未収決済残高の増加（116億ドル）および売戻条件付契約の増加（115億ドル）によるものであったが、支払担保の減少（32億ドル）により一部相殺された。
- 売買目的資産および投資有価証券は、主にポートフォリオのリバランスの一部として増加させた準国債により、117億ドル（+10％）増加した。
- デリバティブ金融資産および負債は、それぞれ446億ドル（-49％）および389億ドル（-46％）減少した。これは、主にUSDの大幅な上昇など市場レートの変動に影響を受けた過去の期間に保有していたポジションの満期および / またはアンワインドによるものであった。
- 正味貸付金および前渡金は183億ドル（+3％）増加した。この増加は、住宅ローンの成長、企業向け融資の増加および為替換算変動の影響によるものであった。
- 預金およびその他の借入金458億ドル（+6％）増加した。この増加は、顧客預金の増加（245億ドル）、譲渡性預金の増加（105億ドル）、銀行からの預け金および買戻条件付契約の増加（78億ドル）、ならびに為替換算変動の影響によるものであった。
- 発行済社債は、ANZキャピタルノート8を含む優先債務および劣後債務の新規発行、ならびに為替換算変動の影響により125億ドル（+13％）増加した。

[次へ](#)

F. 部門別経営成績

部門構成の詳細については、上記「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (4)当グループの主な活動」を参照のこと。

部門別経営成績は継続事業ベースで報告される。

当グループは、営業セグメントの業績をIFRSに準拠していない指標である現金利益に基づき測定しており、現金利益は、当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すものである。当グループは、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して現金利益を計算している。当期および過去の期間における調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響に関連している。当グループ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

過去の期間との比較情報は、以下のとおり、修正再表示されている。

- ・ 非銀行事業 - オーストラリア商業部門および法人部門で保有されていた非銀行事業をグループ・センター部門に移行し、その後本再編の一貫として処分された。
- ・ 法人顧客のセグメント変更 - 顧客のニーズに合わせたより適切な支援と専門知識を提供するため、一部の企業および不動産金融の顧客をニュージーランド部門から法人部門に移行した。
- ・ 費用の再配分 - 一部の費用をオーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門およびグループ・センター部門にわたり再配分した。

上記を除き、他の重要な変更はなかった。報告対象部門は、最高意思決定者である最高経営責任者に提供された内部報告と一致している。

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	グループ・ センター	当グループ
2023年3月半期	(百万ドル)						
純利息収益	3,018	1,632	2,071	1,582	62	135	8,500
受取手数料純額	235	162	346	199	10	(15)	937
保険事業収入純額	40	-	-	-	-	-	40
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	6	13	1,027	-	30	(117)	959
関連会社投資の持分利益/ (損失)	-	-	-	-	-	100	100
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	3,299	1,807	3,444	1,781	102	103	10,536
営業費用	(1,745)	(685)	(1,328)	(630)	(74)	(524)	(4,986)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 ⁽³⁾	1,554	1,122	2,116	1,151	28	(421)	5,550
貸倒引当金(繰入)/戻入	(82)	(66)	74	(75)	16	-	(133)
税引前利益/(損失) ⁽³⁾	1,472	1,056	2,190	1,076	44	(421)	5,417
法人税および非支配持分 ⁽¹⁾ ⁽²⁾⁽³⁾	(446)	(317)	(593)	(302)	(10)	93	(1,575)
継続事業による現金利益/ (損失) ⁽³⁾	1,026	739	1,597	774	34	(328)	3,842
非継続事業による現金利益/ (損失)							-
現金利益/(損失) ⁽³⁾	1,026	739	1,597	774	34	(328)	3,842
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽³⁾							(190)
経済ヘッジ ⁽²⁾⁽³⁾							(84)
当行株主に帰属する税引後 利益							3,568
財政状態							
外部資産合計	303,783	60,227	525,748	123,565	3,489	94,793	1,111,605
外部負債合計	160,228	119,042	450,764	121,580	3,834	187,532	1,042,980

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	グループ・ センター	当グループ
2022年9月半期				(百万ドル)			
純利息収益	2,821	1,410	1,925	1,517	50	51	7,774
受取手数料純額	262	170	339	215	14	(11)	989
保険事業収入純額	85	-	-	-	-	-	85
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	6	15	529	1	20	77	648
関連会社投資の持分利益/ (損失)	-	-	-	-	-	103	103
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	3,174	1,595	2,793	1,733	84	220	9,599
営業費用	(1,656)	(652)	(1,293)	(622)	(73)	(492)	(4,788)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 ⁽³⁾	1,518	943	1,500	1,111	11	(272)	4,811
貸倒引当金(繰入)/戻入	16	11	2	(76)	9	(14)	(52)
税引前利益/(損失) ⁽³⁾	1,534	954	1,502	1,035	20	(286)	4,759
法人税および非支配持分 ⁽¹⁾ (2)(3)	(462)	(286)	(374)	(290)	(5)	60	(1,357)
継続事業による現金利益/ (損失)⁽³⁾	1,072	668	1,128	745	15	(226)	3,402
非継続事業による現金利益/ (損失)							(14)
現金利益/(損失)⁽³⁾							3,388
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽³⁾							196
経済ヘッジ ⁽²⁾⁽³⁾							5
当行株主に帰属する税引後 利益							3,589
財政状態							
外部資産合計	292,876	59,983	544,066	116,218	3,707	68,879	1,085,729
外部負債合計	153,494	118,355	473,114	115,263	4,065	155,037	1,019,328

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	グループ・ センター	当グループ
2022年3月半期				(百万ドル)			
純利息収益	2,706	1,158	1,772	1,354	46	64	7,100
受取手数料純額	214	233	312	213	12	(1)	983
保険事業収入純額	55	-	-	-	-	-	55
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	-	244	471	31	22	(32)	736
関連会社投資の持分利益/ (損失)	-	-	-	-	-	74	74
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	2,975	1,635	2,555	1,598	80	105	8,948
営業費用	(1,741)	(649)	(1,273)	(651)	(80)	(397)	(4,791)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益/(損失)	1,234	986	1,282	947	-	(292)	4,157
貸倒引当金(繰入)/戻入	113	122	25	31	(3)	(4)	284
税引前現金利益 ⁽³⁾	1,347	1,108	1,307	978	(3)	(296)	4,441
法人税および非支配持分 ⁽¹⁾ ⁽²⁾⁽³⁾	(410)	(225)	(498)	(274)	(3)	82	(1,328)
継続事業による現金利益/ (損失)⁽³⁾	937	883	809	704	(6)	(214)	3,113
非継続事業による現金利益/ (損失)							(5)
現金利益/(損失)⁽³⁾							3,108
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽³⁾							373
経済ヘッジ ⁽²⁾⁽³⁾							49
当行株主に帰属する税引後 利益							3,530
財政状態							
外部資産合計	287,304	57,822	469,683	119,667	3,796	79,089	1,017,361
外部負債合計	150,732	122,812	420,226	119,683	3,986	138,166	955,605

- 現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門、グループ・センター部門に関係する。これらの金額は、連結損益計算書では、その他営業収入（2023年3月半期：2億6,900万ドルの損失；2022年9月半期：2億7,800万ドルの利益、2022年3月半期：5億2,400万ドルの利益）および法人税費用（2023年3月半期：7,900万ドルの収益、2022年9月半期：8,200万ドルの費用、2022年3月半期：1億5,100万ドルの費用）で認識されている。
- 現金利益の調整は、グループ・センター部門に関係する。これらの金額は、連結損益計算書では、その他営業収入（2023年3月半期：1億2,000万ドルの損失；2022年9月半期：700万ドルの利益、2022年3月半期：7,000万ドルの利益）および法人税費用（2023年3月半期：3,600万ドルの収益、2022年9月半期：200万ドルの費用、2022年3月半期：2,100万ドルの費用）で認識されている。
- 当面の事業セグメントの業績において重要でないと思われる項目は、事業セグメントに含めていない。そのように算出した事業セグメント別の利益（現金利益という。）はセグメントの内部管理の実態を示すものであり、IFRSに準拠した基準ではない。

(1) オーストラリア・リテール部門

オーストラリア・リテール部門

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
純利息収益	3,018	2,821	2,706
その他営業収入	281	353	269
営業収入	3,299	3,174	2,975
営業費用	(1,745)	(1,656)	(1,741)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,554	1,518	1,234
貸倒引当金（繰入）/戻入	(82)	16	113
税引前現金利益	1,472	1,534	1,347
法人税および非支配持分	(446)	(462)	(410)
現金利益	1,026	1,072	937
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	300,581	290,322	284,548
その他外部資産	3,202	2,554	2,756
外部資産	303,783	292,876	287,304
顧客預金	156,374	149,953	147,000
その他外部負債	3,854	3,541	3,732
外部負債	160,228	153,494	150,732
リスク加重資産	117,844	125,517	118,797
総貸付金および前渡金平均残高 ⁽¹⁾	297,255	287,110	285,426
預金およびその他の借入金平均残高 ⁽¹⁾	152,392	147,689	143,888
比率			
平均資産利益率（％）	0.69%	0.74%	0.65%
純預貸利鞘（％）	2.39%	2.29%	2.21%
営業収入に対する営業費用（％）	52.9%	52.2%	58.5%
資産平均残高に対する営業費用（％）	1.17%	1.14%	1.22%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）	32	(5)	45
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）の割合（％） ⁽²⁾	0.02%	0.00%	0.03%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）	50	(11)	(158)
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）の割合（％） ⁽²⁾	0.03%	(0.01%)	(0.11%)
減損資産総額	415	390	324
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.14%	0.13%	0.11%
フルタイム換算従業員数合計	11,199	11,107	11,475

注：(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/（戻入）は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関係する。

2023年3月半期と2022年3月半期の比較

現金利益は8,900万ドル(+9%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加したが、これは、無担保貸付の減少により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、金利上昇環境下での預金マージンの改善、利鞘の大きい変動金利住宅ローンへのシフトに伴う貸付構成の好転、ならびに資本ポートフォリオおよび複製ポートフォリオの利益の向上を要因として増加した。これは、競争圧力による資産マージンの縮小、利鞘の小さい定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化、および資金調達コスト純額の増加により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、個人消費の改善によるカード収入の増加、新規住宅ローンのオフセット口座手数料の増加、および顧客救済の減少を要因として増加したが、これは、保険関連収入の減少により一部相殺された。
- ・ 営業費用は、概ね安定的に推移した。インフレ圧力およびANZプラスの運用コストの増加が、顧客救済の減少、簡素化への取組み、ならびに規制および法遵守への取組みに対する支出の減少により相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加を要因として増加したが、支払遅延の流れに伴う個別評価引当金の減少により一部相殺された。

2023年3月半期と2022年9月半期の比較

現金利益は4,600万ドル(-4%)減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加したが、これは、無担保貸付の減少により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、金利上昇環境下での預金マージンの改善、利鞘の大きい変動金利住宅ローンへのシフトに伴う貸付構成の好転、ならびに資本ポートフォリオおよび複製ポートフォリオの利益の向上を要因として増加した。これは、競争圧力による資産マージンの縮小、利鞘の小さい定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化、および資金調達コスト純額の増加により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、国内・海外旅行の回復を反映した保険関連収入の減少およびカード付帯旅行保険の保険料の増加、カード奨励施策の認識のタイミング、ならびに手数料の季節性を要因として減少した。
- ・ 営業費用は、インフレ圧力およびANZプラスの運用コストの増加を要因として増加したが、これは、簡素化への取組み、および規制および法遵守への取組みに対する支出の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加、ならびに戻入および回収の減少による個別評価引当金繰入の増加を要因として増加した。

(2) オーストラリア商業部門

オーストラリア商業部門

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(百万ドル)		
純利息収益	1,632	1,410	1,158
その他営業収入	175	185	477
営業収入	1,807	1,595	1,635
営業費用	(685)	(652)	(649)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,122	943	986
貸倒引当金（繰入）/戻入	(66)	11	122
税引前現金利益	1,056	954	1,108
法人税および非支配持分	(317)	(286)	(225)
現金利益	739	668	883
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	59,911	59,727	57,625
その他外部資産	316	256	197
外部資産	60,227	59,983	57,822
顧客預金	113,011	112,195	116,420
その他外部負債	6,031	6,160	6,392
外部負債	119,042	118,355	122,812
リスク加重資産	47,359	54,043	51,605
総貸付金および前渡金平均残高 ⁽¹⁾	61,030	59,794	58,441
預金およびその他の借入金平均残高 ⁽¹⁾	113,276	115,269	114,924
比率			
平均資産利益率（％）	1.24%	1.09%	1.46%
純預貸利鞘（％） ⁽²⁾	2.72%	2.30%	1.90%
営業収入に対する営業費用（％）	37.9%	40.9%	39.7%
資産平均残高に対する営業費用（％）	1.15%	1.07%	1.07%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）	9	(6)	43
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）の割合（％） ⁽³⁾	0.03%	(0.02%)	0.15%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）	57	(5)	(165)
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）の割合（％） ⁽³⁾	0.19%	(0.02%)	(0.57%)
減損資産総額	288	360	533
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.47%	0.59%	0.91%
フルタイム換算従業員数合計	3,607	3,551	3,528

注：(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) オーストラリア商業部門は、保有する余剰預金によるプラスの純利息収益を生成している。したがって、2023年 3 月半期における593億ドルの平均預金額（2022年 9 月半期：628億ドル、2022年 3 月半期：641億ドル）は、内部経営報告の見解と一致させるため、純預貸利鞘の計算のための利付資産平均残高に含まれている。

(3) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/（戻入）は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に関係する。

2023年3月半期と2022年3月半期の比較

現金利益は1億4,400万ドル（-16%）減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、スペシャリスト事業貸付の成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利上昇環境下での預金マージンの改善、ならびに資本ポートフォリオおよび複製ポートフォリオの利益の向上を要因として増加した。これは、利鞘の小さい定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化、資金調達コスト純額の増加、および競争圧力による資産マージンの縮小により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、2022年3月半期に計上されたANZワールドライン・パートナーシップ関連の売却益との対比において、および売却事業の業績の影響低下を要因として減少した。これは、2022年3月半期に計上されたファイナンシャル・プランニング・アドバイス事業の売却損により一部相殺された。
- ・ 営業費用は、インフレ圧力、フロント職FTEの採用、および戦略活動費の増加を要因として増加したが、これは、売却事業の費用の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加を要因として増加したが、これは、延滞の低発生状況に伴う個別評価貸倒引当金繰入の減少により一部相殺された。

2023年3月半期と2022年9月半期の比較

現金利益は7,100万ドル（+11%）増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、スペシャリスト事業貸付の成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利上昇環境下での預金マージンの改善、ならびに資本ポートフォリオおよび複製ポートフォリオの利益の向上を要因として増加した。これは、利鞘の小さい定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化、資金調達コスト純額の増加、および競争圧力による資産マージンの縮小により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、売却事業の収入の減少を要因として減少した。
- ・ 営業費用は、インフレ圧力、フロント職FTEの採用および戦略活動費の増加を要因として増加した。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加、ならびに戻入および回収の減少による個別評価引当金繰入の増加を要因として増加した。

(3) 法人部門

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
法人部門	(百万ドル)		
純利息収益	2,071	1,925	1,772
その他営業収入	1,373	868	783
営業収入	3,444	2,793	2,555
営業費用	(1,328)	(1,293)	(1,273)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	2,116	1,500	1,282
貸倒引当金（繰入）/戻入	74	2	25
税引前現金利益	2,190	1,502	1,307
法人税および非支配持分	(593)	(374)	(498)
現金利益	1,597	1,128	809
構成：			
トランザクション・バンキング	515	415	244
コーポレート・ファイナンス	670	584	528
マーケティング	438	139	182
セントラル・ファンクション	(26)	(10)	(145)
現金利益	1,597	1,128	809
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	208,265	207,241	188,177
その他外部資産	317,483	336,825	281,506
外部資産	525,748	544,066	469,683
顧客預金	278,089	262,534	247,173
その他外部負債	172,675	210,580	173,053
外部負債	450,764	473,114	420,226
リスク加重資産	183,125	208,119	198,669
平均貸付金および前渡金総額 ⁽¹⁾	214,883	196,195	183,890
平均預金およびその他借入金 ⁽¹⁾	355,905	341,058	327,112
比率			
平均資産利益率（％）	0.59%	0.44%	0.35%
純預貸利鞘（％）	0.91%	0.91%	0.88%
純預貸利鞘（マーケティングを除く。）（％） ⁽¹⁾	2.26%	2.03%	1.82%
営業収入に対する営業費用（％）	38.6%	46.3%	49.8%
平均資産に対する営業費用（％）	0.49%	0.50%	0.55%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）	(79)	(15)	1
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）の割合（％） ⁽²⁾	(0.07%)	(0.02%)	0.00%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	5	13	(26)
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）の割合（％） ⁽²⁾	0.00%	0.01%	(0.03%)
減損資産総額	302	425	683
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.14%	0.20%	0.36%
フルタイム換算従業員数合計	6,353	6,316	6,323

注：(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/（戻入）は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に関係する。

2023年3月半期と2022年3月半期の比較

現金利益は7億8,800万ドル(+97%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、当期中の堅調なコア貸付および顧客フローを受けてコーポレート・ファイナンスおよびマーケットで増加した。顧客預金はマーケットおよびトランザクション・バンキングで増加した。
- ・ 純預貸利鞘（マーケットを除く。）は、金利上昇環境下での預金マージンの改善、ならびに資本ポートフォリオおよび複製ポートフォリオの利益の向上を要因として増加した。
- ・ その他営業収入は、顧客活動の増加および取引条件の好転によるマーケットの増収を主要因となして増加した。
- ・ 営業費用は、インフレ圧力およびテクノロジー費の増加を要因として増加したが、これは、売却事業の費用の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金戻入は、多額の戻入および回収に伴う個別評価貸倒引当金の戻入を要因として増加したが、これは、一括評価貸倒引当金の増加により一部相殺された。
- ・ 2022年3月半期の法人税費用には、ANZ PNGからANZBGLに支払われた配当金に係る配当源泉徴収税が含まれていた。

2023年3月半期と2022年9月半期の比較

現金利益は4億6,900万ドル(+42%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、当期中の堅調なコア貸付および顧客フローを受けてコーポレート・ファイナンスおよびマーケットで増加したが、これは、トランザクション・バンキングの減少により一部相殺された。顧客預金はマーケットで増加したが、トランザクション・バンキングおよびコーポレート・ファイナンスの減少により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘（マーケットを除く。）は、金利上昇環境下での預金マージンの改善、ならびに資本ポートフォリオおよび複製ポートフォリオの利益の向上を要因として増加した。
- ・ その他営業収入は、顧客活動の増加および取引条件の好転によるマーケットの増収を主要因として増加した。
- ・ 営業費用は、インフレ圧力およびテクノロジー費の増加を要因として増加したが、これは、売却事業の費用の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金戻入は、多額の戻入および回収に伴う個別評価貸倒引当金の戻入、ならびに一括評価貸倒引当金の減少を要因として増加した。

(4) ニュージーランド部門

以下はニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表である。

豪ドル建の経営成績は、下記のニュージーランド部門についての豪ドル建の表に示す。

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
ニュージーランド部門	(百万ニュージーランドドル)		
純利息収益	1,721	1,674	1,434
その他営業収入	216	238	259
営業収入	1,937	1,912	1,693
営業費用	(685)	(688)	(689)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,252	1,224	1,004
貸倒引当金(繰入)/戻入額	(82)	(81)	32
税引前現金利益	1,170	1,143	1,036
法人税および非支配持分	(328)	(321)	(290)
現金利益	842	822	746
構成:			
パーソナル	566	562	442
ビジネス	274	258	284
セントラル・ファンクション	2	2	20
現金利益	842	822	746
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	128,433	128,574	125,249
その他外部資産	3,527	3,326	3,513
外部資産	131,960	131,900	128,762
顧客預金	104,614	104,450	104,118
その他外部負債	25,226	26,366	24,662
外部負債	129,840	130,816	128,780
リスク加重資産	76,609	65,482	64,356
平均貸付金および前渡金総額 ⁽¹⁾	129,088	128,172	123,689
平均預金およびその他借入金 ⁽¹⁾	111,064	111,633	107,734
資産運用収入純額	96	95	101
運用資産	36,928	34,313	37,358
運用資産平均残高	35,867	35,875	38,415
比率			
平均資産利益率(%)	1.28%	1.25%	1.18%
純預貸利鞘(%)	2.67%	2.61%	2.33%
営業収入に対する営業費用(%)	35.4%	36.0%	40.7%
平均資産に対する営業費用(%)	1.04%	1.05%	1.09%
個別貸倒引当金繰入/(戻入)額	10	(4)	(14)
平均GLAに対する個別貸倒引当金繰入/(戻入)額の割合 (%) ⁽²⁾	0.02%	(0.01%)	(0.02%)
一括貸倒引当金繰入/(戻入)額	72	85	(18)
平均GLAに対する一括貸倒引当金繰入/(戻入)額の割合 (%) ⁽²⁾	0.11%	0.13%	(0.03%)
減損資産総額	107	106	121
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.08%	0.08%	0.10%
フルタイム換算従業員数合計	6,785	6,793	6,939

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関係する。

ニュージーランド部門の経営成績および解説は豪ドル建で報告される。続いて豪ドル建の経営成績が示される。

2023年3月半期と2022年3月半期の比較

現金利益は9,600万ニュージーランドドル(+13%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンおよび事業貸付の成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利上昇環境下での預金マージンの改善を要因として増加した。これは、競争圧力による資産マージンの縮小、および利鞘の小さい定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、2022年3月半期中の政府証券の売却益との対比において、および運用資産手数料の引下げを要因として減少した。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加、および戻入の減少に伴う個別評価貸倒引当金の増加を要因として増加した。

2023年3月半期と2022年9月半期の比較

現金利益は2,000万ニュージーランドドル(+2%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高に変動はなく、住宅ローンの成長は事業貸付の減少により相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、金利上昇環境下での預金マージンの改善を要因として増加した。これは、競争圧力による資産マージンの縮小、および利鞘の小さい定期預金へのシフトに伴う預金構成の悪化により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、国内インターチェンジ・レートの引下げに伴うカード収入の減少を要因として減少した。
- ・ 貸倒引当金繰入に大きな変動はなく、一括評価貸倒引当金の減少は回収の減少に伴う個別評価貸倒引当金の増加により相殺された。

以下はニュージーランド部門についての豪ドル建の表である。

ニュージーランドドル建の業績は、上記のニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表に示す。

	半期		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
ニュージーランド部門	(百万ドル)		
純利息収益	1,582	1,517	1,354
その他営業収入	199	216	244
営業収入	1,781	1,733	1,598
営業費用	(630)	(622)	(651)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,151	1,111	947
貸倒引当金（繰入）/戻入	(75)	(76)	31
税引前現金利益	1,076	1,035	978
法人税および非支配持分	(302)	(290)	(274)
現金利益	774	745	704
構成：			
パーソナル	520	510	418
ビジネス	252	233	269
セントラル・ファンクション	2	2	17
現金利益	774	745	704
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	120,262	113,288	116,403
その他外部資産	3,303	2,930	3,264
外部資産	123,565	116,218	119,667
顧客預金	97,958	92,032	96,765
その他外部負債	23,622	23,231	22,918
外部負債	121,580	115,263	119,683
リスク加重資産	71,735	57,696	59,810
平均貸付金および前渡金総 ⁽¹⁾	118,683	115,946	116,794
平均預金およびその他借入金 ⁽¹⁾	102,113	100,984	101,729
資産運用収入純額	88	86	96
運用資産	34,580	30,324	34,719
運用資産平均残高	32,975	32,443	36,275
比率			
平均資産利益率（％）	1.28%	1.25%	1.18%
純預貸利鞘（％）	2.67%	2.61%	2.33%
営業収入に対する営業費用（％）	35.4%	36.0%	40.7%
平均資産に対する営業費用（％）	1.04%	1.05%	1.09%
個別貸倒引当金繰入/（戻入）	9	(3)	(13)
平均GLAに対する個別貸倒引当金	0.02%	(0.01%)	(0.02%)
繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽²⁾			
一括貸倒引当金繰入/（戻入）	66	79	(18)
平均GLAに対する一括貸倒引当金	0.11%	0.13%	(0.03%)
繰入/（戻入）の割合（％） ⁽²⁾			
減損資産総額	100	93	113
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.08%	0.08%	0.10%
フルタイム換算従業員数合計	6,785	6,793	6,939

注：(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入（戻入）は、貸付金および前渡し金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

[前へ](#)

[次へ](#)

G. 流動性および資本資源

(1) 流動性リスク

流動性リスクは、当グループが預金者への払戻またはホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を果たせない、あるいは、資産の増加に対して資金を調達する能力が当グループに不足するリスクである。キャッシュフローのタイミングの不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループは注意深く監視し、ANZBGLの取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取り組みは、2つの主要要素を含む。

・資金調達源のシナリオのモデル化

当グループの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること

この枠組みの主要な要素は、APRAを含む世界中の銀行規制当局により義務化された深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。

APRAの要件に沿って、当グループのCLFは、2023年3月31日現在ゼロ（2022年9月30日現在：27億ドル、2022年3月31日現在：80億ドル）であった。

・流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、パーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列挙されたその他の適格証券

当グループは、流動資産ポートフォリオの規模および構成が規制上の要件およびANZBGLの取締役会が定めたリスク選好に沿っているよう、継続的に監視および管理している。

ディスカウント後の市場価額

半期平均⁽¹⁾

	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月
	(十億ドル)		
HQLA1	253.5	228.2	224.1
HQLA2	9.7	8.3	7.6
社内担保付住宅ローン証券化商品	-	0.3	3.2
その他ALA ⁽²⁾	2.7	5.3	6.2
流動資産合計	265.9	242.1	241.1
ストレス・シナリオに基づいてモデル化されたキャッシュフロー			
キャッシュ・アウトフロー	268.8	245.9	230.3
キャッシュ・インフロー	60.5	58.5	47.2
正味キャッシュ・アウトフロー	208.3	187.4	183.1
流動性カバレッジ比率⁽³⁾⁽⁴⁾	128%	129%	132%

注：(1) APRA健全性基準（APS第210号「流動性」）で規定され、APS第330号の要件に沿った半期平均ベース。

(2) CLFの担保として適格な資産およびRBNZの「流動性方針 - 別表：流動資産 - 健全性監督局文書BS13A12」で定義されている流動資産からなる。

(3) すべての通貨のレベル2のLCR。

(4) LCRはこれらの期間を通して規制上の最低閾値を上回っていた。

当半期中、主に正味キャッシュ・アウトフローに寄与するものは、当グループのコर्ポレートおよびリテールの預金ポートフォリオに関連するモデル化されたアウトフローであったが、返済期限が到来する貸付からのインフローにより相殺された。デリバティブに関連するキャッシュ・アウトフローは重要であるものの、これらはデリバティブのキャッシュ・インフローにより効果的に相殺された。

当半期中の流動資産合計は、正味アウトフローを平均で580億ドル超過した。流動資産ポートフォリオは、主にHQLAである有価証券および現金で構成されている。

(2) 資金調達

当グループは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとに過度な集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。

2023年3月半期において、当グループは、2023年3月31日現在で残存期間が1年超の期限付ホールセール資金調達239億ドル（その他Tier 1 資本を除く。）および15億ドルのその他Tier 1 資本を発行した。下表は当グループの資金調達合計の構成を示す。

	期末現在		
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月
	(十億ドル)		
顧客預金その他債務			
オーストラリア・リテール	156.4	150.0	147.0
オーストラリア商業	113.0	112.2	116.4
法人	278.1	262.5	247.1
ニュージーランド	98.0	92.0	96.8
パシフィック	3.6	3.8	3.8
グループ・センター	(0.1)	(0.1)	-
顧客預金	649.0	620.4	611.1
その他の資金調達債務 ⁽¹⁾	12.1	8.0	9.6
顧客債務（資金調達）合計	661.1	628.4	620.7
ホールセール資金調達			
非劣後債務および中央銀行のターム資金供給 ⁽²⁾	97.1	89.0	86.4
劣後債 ⁽³⁾	32.7	27.3	22.6
譲渡性預金	44.5	34.0	36.9
コマーシャル・ペーパー	38.8	39.2	31.9
その他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾	122.5	110.8	111.3
ホールセール資金調達合計	335.6	300.3	289.1
株主資本	68.6	66.4	61.8
資金調達合計	1,065.3	995.1	971.6

注：(1) 未払利息、未払債務およびその他債務、引当金および税引後引当金を含み、支払承諾債務は正味の資金を提供しないため除外する。

(2) RBA TFFの201億ドル（2022年9月末現在：201億ドル、2022年3月末現在：201億ドル）、RBNZ FLPの32億ドル（2022年9月末現在：23億ドル、2022年3月末現在：14億ドル）およびTLFの3億ドル（2022年9月末現在：3億ドル、2022年3月末現在：3億ドル）を含む。

(3) RBNZの要件に基づくTier 2 資本を構成するがAPRAのTier 2 要件を満たさない、ANZバンク・ニュージーランドが発行した劣後債、およびAPRAの自己資本フレームワークに基づき、2022年1月1日よりバーゼル3の移行措置が適用されるTier 2 資本として扱われなくなった3億米ドルの永久劣後債を含む。

(4) 銀行借入金、買戻し契約に基づき売却された有価証券、デリバティブの正味残高、特別目的会社、その他借入金および該当する為替決済口座の現金残高によって相殺決済されたRBAのオープン・レボの取決めを含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2の正味安定資金調達比率の構成を示す。

	期末現在		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
	(十億ドル)		
所要安定調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付（35%未満のリスク加重 ⁽²⁾ ）	200.5	204.8	202.2
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付（35%超のリスク加重 ⁽²⁾ ）	221.3	198.2	190.7
その他貸付 ⁽³⁾	37.2	36.2	32.6
流動資産	13.1	12.0	11.5
その他資産 ⁽⁴⁾	45.2	39.7	36.5
所要安定調達額合計	517.3	490.9	473.5
利用可能な安定調達⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業顧客の預金	292.9	282.6	301.5
法人、公共事業体および運営上の預金	136.9	132.7	118.4
中央銀行およびその他の金融機関の預金	4.7	4.8	4.0
有期資金調達 ⁽⁵⁾	71.3	63.1	69.7
短期資金調達およびその他の債務	8.5	7.7	5.0
自己資本	99.4	93.5	84.2
利用可能な安定調達額合計	613.7	584.4	582.8
正味安定調達比率⁽⁶⁾	119%	119%	123%

注：(1) APRA健全性基準のAPS第210号「流動性」の規定に従ったNSFRにより調整された残高。

(2) APRA健全性基準のAPS第112号「自己資本充実：信用リスクに対する標準的手法」の規定に従ったリスク加重。

(3) 金融機関および中央銀行への貸付ならびに不良債権を裏付けとする貸付を含む。

(4) オフバランスシート項目、正味デリバティブおよびその他の資産を含む。

(5) RBAおよびRBNZの資金供給ファシリティ（TFF、FLPおよびTLF）の引出しによる残高を含む。

(6) 規制上の最低正味安定資金調達比率は100%である。

2023年3月31日現在の利用可能な安定資金調達額（「ASF」）の主な供給源は、ASF合計の48%（2022年9月半期：48%、2022年3月半期：52%）がリテールおよび中小企業顧客預金、28%（2022年9月半期：27%、2022年3月半期：25%）がその他のホールセール資金調達、16%（2022年9月半期：16%、2022年3月半期：14%）が自己資本であった。

2023年3月31日現在の所要安定資金調達額（「RSF」）の大半は、RSF合計の50%（2022年9月半期：49%、2022年3月半期：51%）がモーゲージおよび32%（2022年9月半期：32%、2022年3月半期：32%）が非金融機関の顧客に対するその他貸付によるものであった。

これらの資金は、当グループの2022年9月30日現在の年次財務書類に記載のとおり、当グループの事業戦略およびリスク選好と整合し、かつ、適用ある規制上の要件に従った方法により、当グループが配分し一般事業目的のために使用する。

(3) 自己資本管理

	APRA		
	期末現在		
適格資本	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
Tier 1			
株主資本および非支配持分	68,625	66,401	61,756
株主資本への適正資本調整	(358)	(175)	180
普通株式等Tier 1 総資本	68,267	66,226	61,936
控除	(10,887)	(10,354)	(11,425)
普通株式等Tier 1 資本	57,380	55,872	50,511
その他Tier 1 資本	8,184	7,686	7,490
Tier 1 資本	65,564	63,558	58,001
Tier 2 資本	24,068	19,277	14,780
適格資本合計	89,632	82,835	72,781
自己資本比率（レベル2）			
普通株式等Tier 1	13.2%	12.3%	11.5%
Tier 1	15.1%	14.0%	13.2%
Tier 2	5.5%	4.2%	3.4%
自己資本比率合計	20.6%	18.2%	16.6%
リスク加重資産	435,514	454,718	437,910

APRAの自己資本改革

APRAは、オーストラリアで設立された登録銀行に適用される新たな銀行自己資本要件を公表した。これは、APRAの銀行健全性基準に関する文書に記載されている。当グループは、2023年1月1日からこれらの新しい要件を実施している。

新しい自己資本充実度の重要な要件には、以下を含む改革の主な特徴を有する、APS第110号「自己資本比率」（「APS第110号」）、APS第112号「自己資本充実：信用リスクに対する標準的手法」（「APS第112号」）およびAPS第113号「自己資本充実：信用リスクに対する内部格付手法」（「APS第113号」）の変更が含まれる。

- ・ ストレス期間中の融資を支援するために銀行が使用できるより高い資本バッファーを通じて、自己資本フレームワークの柔軟性を向上させる。
- ・ 高リスクの融資に対しては自己資本要件を引き上げ、低リスクの融資についてはそれを引き下げることにより、リスク感応度の高いリスク加重を通じてRWAを変更する。
- ・ モーゲージ・ポートフォリオについて、内部格付手法（「IRB」）の適用が認められたLGDモデルの使用の承認を含み、デフォルト時損失率（「LGD」）を変更する。
- ・ IRBスケールリング・ファクターを引き上げる（1.06倍から1.1倍）。
- ・ IRBを用いるADIに対して標準アプローチに基づく計算および開示を義務付け、72.5%の標準的RWAの自己資本最低水準を導入する。
- ・ レベル2の所要自己資本を計算するため、ニュージーランド当局の同等の健全性規則を使用する。

加えて、オペレーショナルRWAは現在、2022年12月から従前の先進的手法に代わるAPS第115号「自己資本充実：オペレーショナル・リスクに対する標準的手法」（「APS第115号」）に基づいて計算されている。

APRAの自己資本改革の導入により、RWAは345億ドル減少し、この減少はCET 1比率においては100ベース・ポイントの便益に相当する。APRAは、ADIが問題なく強固という水準を維持するためにより高い自己資本比率で運営することを期待したことで、この減少は一部相殺された。

・ 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

当グループのCET 1比率は、2023年3月半期に+89ベース・ポイント上昇して13.18%となった。CET 1比率変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ APRAの自己資本改革の影響によるものであり、APS第115号の適用によりCET 1比率が+100ベース・ポイント上昇したことによる変動を含む。
- ・ 利益は、CET 1比率を+82ベース・ポイント上昇させた。
- ・ 基礎となる信用RWAの利用増加（為替換算変動、規制上の変更およびその他の一時的要因を除く。）により、CET 1比率は-29ベース・ポイント低下した。この低下は主に、法人部門およびオーストラリア・リテール部門の貸付の伸びに牽引された。
- ・ 基礎となる非信用RWAの利用減少（為替換算変動を除く。）により、CET 1比率は+14ベース・ポイント上昇した。この上昇は、銀行勘定金利リスク（「IRRBB」）を考慮したRWAの減少に起因したが、市場リスクを考慮したRWAの増加により一部相殺された。
- ・ 2023年1月1日のAPRA自己資本改革の実施後にIRBの最低水準を調整したことにより、CET 1比率は-13ベース・ポイント低下した。
- ・ 2022年度最終配当金の支払い（ボーナス・オプション制度（「BOP」）および配当金再投資制度（「DRP」）による発行分を除く。）は、CET 1比率を-47ベース・ポイント低下させた。
- ・ ANZバンク・グループの余剰資本のANZGHLへの移転により、CET 1比率は-6ベース・ポイント低下した。
- ・ その他としては、合計-12ベース・ポイントの影響があったが、これは主に資本控除の純変動、賦課純額およびその他の項目純額を反映している。

2023年3月の見積みCET 1比率は12.10%であり、これには以下の見積調整が含まれる。

- ・ サンコープ・バンクの買収（IRB最低水準の調整を含む。）につき、-114ベース・ポイント
- ・ NOHCの余剰資本につき、+6ベース・ポイント

(4) レバレッジ比率

2023年3月31日現在、当グループのAPRAのレバレッジ比率は5.3%で、ANZ銀行グループを含む内部格付手法を選択しているADIに関するAPRAの最低基準3.5%を上回っている。下表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	期末現在		
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月
	(百万ドル)		
Tier 1 資本（資本控除を除く）	65,564	63,558	58,001
オンバランスシートのエクスポージャー （デリバティブおよび証券金融取引のエクスポージャーを除く）	1,013,515	954,088	928,686
デリバティブのエクスポージャー ⁽¹⁾	44,612	51,800	36,474
証券金融取引のエクスポージャー	43,756	35,570	34,223
その他のオフバランスシートのエクスポージャー ⁽¹⁾	140,999	126,853	117,904
エクスポージャー測定額合計	1,242,882	1,168,311	1,117,287
APRAレバレッジ比率	5.3%	5.4%	5.2%

注：(1) 2023年3月の数値には、APRAの自己資本改革による影響が含まれている。

・ 2023年3月半期と2022年9月半期の比較

APRAのレバレッジ比率は、2023年3月半期に-16ベース・ポイント低下した。変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ 支払われた配当控除後の正味内部資本生成（主に利益および資本控除による。）により、レバレッジ比率は+10ベース・ポイント上昇した。
- ・ その他Tier 1 資本の影響（キャピタルノート3の償還を控除したキャピタルノート8の発行分）により、レバレッジ比率は+5ベース・ポイント上昇した。
- ・ 法人部門およびオーストラリア・リテール部門の流動資産エクスポージャーおよび貸付の伸びに牽引されたオンバランスシートのエクスポージャーの増加により、レバレッジ比率は-24ベース・ポイント低下した。
- ・ デリバティブ、証券金融取引およびその他のオフバランスシートのエクスポージャーの純変動は、レバレッジ比率を-5ベース・ポイント低下させた。
- ・ その他の正味影響は、レバレッジ比率を-2ベース・ポイント低下させた。

[前へ](#)

[次へ](#)

Ｈ．定義

「AASB」 — オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ADI」 - APRAが定める公認預金受入機関

「ANZBGL」は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group Limited）（オーストラリア会社番号（ACN）005 357 522）を意味する。

「ANZバンク・ニュージーランド」は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドを意味する。

「ANZバンク・ニュージーランド・グループ」は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドおよびその各子会社を意味する。

「ANZ銀行グループ」は、ANZ銀行持株会社およびその各子会社（ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランドを含む。）を意味する。

「ANZ銀行持株会社」は、事業を行わない中間持株会社（ANZGHLにより保有され、ANZ銀行グループを保有する。）であるANZ BH Pty Ltd（ACN 658 939 952）を意味する。

「ANZグループ」は、再編前の文脈では当グループを、および再編後の文脈ではANZGHLおよびその子会社（ANZ銀行持株会社、ANZBGL、ANZサービス会社およびANZ非銀行持株会社を含む。）を意味する。

「ANZGHL」は、ANZグループ・ホールディングス・リミテッド（ANZ Group Holdings Limited）（ACN 659 510 791）を意味する。

「ANZプラス」は、専用の「ANZ Plus」アプリで利用可能なANZBGLのデジタル・バンキング・サービスである。その他のANZBGLのバンキング・サービスは「ANZ」アプリ、インターネット・バンキング、支店および電話で利用可能である。

「ANZ非銀行グループ」は、ANZサービス会社、ANZ非銀行持株会社ならびにANZ非銀行持株会社が保有するすべての事業および団体を意味する。

「ANZ非銀行持株会社」は、事業を行わない中間持株会社（ANZGHLにより保有され、一部の非銀行子会社を保有する。）であるANZ NBH Pty Ltd（ACN 658 941 096）を意味する。

「ANZサービス会社」は、ANZ Group Services Pty Ltd（ACN 658 940 900）を意味する。

「APRA」 — オーストラリア健全性規制庁

「APRAレバレッジ比率」は、APRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー測定額」に対するTier 1 資本（パーセンテージ表示）である。現在リスクベースの自己資本要件に対する無リスクの補完または補強として設計され、銀行制度における過度なレバレッジの積上げを制限することを狙いとする。

「APS」 — ADIの健全性基準

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高（容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なもの）および3か月未満の買戻し契約（「リバース・レポ契約」）に基づき購入された証券からなる。

「一括評価の予想信用損失引当金」は、ECL（予想信用損失）のうち、将来予測に関する情報を包含し、信用損失引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しないものである。

「供給性流動枠（「CLF」）」は、オーストラリアにおける利用可能な高品質の流動資産（「HQLA」）の不足を補うためにRBAに設けられたファシリティであり、不測の流動性の代替形式を提供する。CLFは、RBAに担保として差入れ可能な資産（国内住宅モーゲージ・バック証券を含む。）により担保されている。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2021年9月、APRAはADIに書面で、APRAとRBAは、ADIが流動性力バレッジ比率（「LCR」）の要件を満たすために十分なHQLAを有していると認識しており、よって2022年以降はCLFの使用を義務付けない旨を通達した。

「当行」は、ANZBGLを意味する。

「コロナウィルス（COVID-19）」は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に指定された呼吸器疾患である。COVID-19は、2020年3月11日に世界保健機関（「WHO」）によりパンデミックと位置付けられた。2023年5月5日にWHOは、COVID-19パンデミックの世界的緊急事態のステータスを解除した。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリコースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、当グループの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産（CRWA）」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、救済プロジェクトの費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟の結果を含む。

「デリバティブ信用評価調整（CVA）」 — デリバティブ商品の全期間を通じて、当グループは、モデルを用いて、取引相手の信用の質の影響を考慮に入れるために公正価値を調整する。この方法論は、金融商品の全期間を通じた予想損失の現在価値を、デフォルト確率、デフォルト時損失率、予想信用リスク・エクスポージャーおよび資産相関係数の関数として計算する。減損デリバティブもCVAの対象となる。

「含み損」 — 銀行勘定の金利リスクに関連して、APRAはADIに対して、規制資本の算定時に値洗いベースで処理されない銀行勘定項目の含み損益を考慮することを要求している。含み損益は、ある時点における銀行業務の帳簿価額と経済的価値の差として測定される。

「公正価値」は、知識ある自発的な当事者間の対等な取引において資産または負債が交換されうる価額である。

「融資資金提供プログラム（FLP）」は、2020年11月にRBNZにより発表されニュージーランドの銀行に提供された、ニュージーランドの企業および家計の借入コストを低減するための3年間の資金提供を表す。

「総貸付金および前渡金（GLA）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介その他の実行費用から未収収益を控除したものである。

「当グループ」は、ANZBGLおよびその各子会社を意味する。

「当グループのポジション」は、当グループの事業、業務、業績、レピュテーション（評判）、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態を指す。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するか、または、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「個別評価貸倒引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価額、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、当グループの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関係する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク — 全般的な金利水準および/またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク — 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションリティ・リスク — 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「レベル１」とは、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したANZBGLである。

「レベル２」は、APRAの監督との関連で、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いたANZ銀行グループを意味する。

「レベル３」は、APRAの監督との関連で、もっとも範囲を広げた複合企業グループとしてのANZグループを意味する。

「大手銀行税」は、オーストラリア政府が2017年７月に導入した租税を指し、当グループを含む特定の大手銀行の負債に対して課税される。

「純預貸利鞘」とは、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、総貸付金および前渡金から予想信用損失を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（NSFR）」とは、APRAが定める所要安定調達額（RSF）に対する利用可能な安定調達額（ASF）の比率である。利用可能な安定調達額は、１年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアのADIの資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形資産」とは、ANZBGLの株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。

「RBA」 — オーストラリアの中央銀行であるオーストラリア準備銀行。

「RBNZ」 — ニュージーランドの中央銀行であるニュージーランド準備銀行。

「本再編」は、事業を行わない持株会社の設立を含むANZグループの再編を意味し、ANZBGLおよび株主の間で会社法上のスキーム・オブアレンジメントにより実施された。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティから成る。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

「本再編グループ」は、ANZBGLおよびその各子会社を意味する。

「平均資産利益率」とは、ANZBGLの株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）を平均資産合計で除した料率である。

「平均普通株主資本利益率」とは、ANZBGLの株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）を平均普通株主資本で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される資産である。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高/ANZの未払決済残高」は、決済される途上にある金融資産および/または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

「ターム資金供給ファシリティ（TFF）」は、RBAが2020年３月19日に発表した、オーストラリア企業向けの低コストな貸付を支援するための３年間の資金供給を表す。

「ターム貸付ファシリティ（TLF）」は、ニュージーランド企業向けの貸付を促進するためにRBNZにより2020年５月から2021年７月まで提供される３年間から５年間の資金供給を表す。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2023年3月半期の開始日から本書提出日までの間において、当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

完全を期するため、以下の点に留意すること。

- ・ 2022年10月26日、ANZBGLとANZGHLとの間で、2023年1月3日に実施されたスキーム・オブ・アレンジメントを含む本再編の実施に関連する、NOHC再編実施契約が締結された。詳細については、「第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (1) 概要」を参照のこと。
- ・ 要約すると、NOHC再編実施契約（上記）は、スキーム・オブ・アレンジメントの実施を遂行するために、ANZBGLおよびANZGHLが合意した条件を定めたものであった。同契約には、実施の前提条件、日程計画ならびに規制当局の承認を取得し、株主総会およびスキームの対価の発行など、他の必要な手続を遂行する義務が含まれていた。

5【研究開発活動】

当グループは、顧客の財務的健全性の改善という戦略に沿って、商品およびサービスの研究開発を続けている。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当グループは事業目的で、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を所有（自由保有）および賃借している。支店および商用管理センターを含むこれらの土地建物は、2023年3月31日現在の帳簿価格が17億3,200万ドル（2022年9月：15億3,100万ドル、2022年3月：16億5,500万ドル）であり、以下で構成されている。

不動産の数	2023年3月31日現在		2022年9月30日現在		2022年3月31日現在	
	所有 （自由保有）	賃借	所有 （自由保有）	賃借	所有 （自由保有）	賃借
リテール（支店網）	24	555	24	587	24	607
管理および オペレーション・センター	3	171	3	158	5	163
居住用	12	5	14	0	12	4
不動産の数合計	39	731	41	745	41	774

2023年3月半期中、当グループは、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカにおける事業活動を支援するために、様々な土地および建物、什器および備品ならびに技術関連設備を取得し、様々な賃借物件を改良した。当半期中、当グループの土地建物および設備機器の追加は420万ドル、処分は760万ドルであった。

2023年3月半期中、当グループは、リテール最適化プログラムの一環として、25件のリテールの賃借を終了し、商業ポートフォリオにおいてオーストラリア、アデレード、ピリー・ストリート83を取得した。さらに、当グループは、オーストラリア所在の2つのデータ・センターの売却に合意した。かかる取引はその後2023年6月に決済された。

その他には、当半期中、当グループの営業活動に重要な影響を与える不動産の動向はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

2022年10月1日から2023年3月31日までの半期中、有価証券報告書（令和4年12月20日提出）の「第一部 企業情報 - 第4 設備の状況 - 3 設備の新設、除却等の計画」に記載の内容につき、重要な変更はなかった。

「第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (1)概要」に記載の本再編により、2023年3月半期中、特定の不動産信託がANZBGLからANZサービス会社へ譲渡された。譲渡日におけるこれらの不動産信託の帳簿価額は、主にオーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833の土地建物の純資産価値、内部資産、未払物品・サービス税および当期税金負債で構成されていた。譲渡後すぐ、ANZBGLは、ANZサービス会社から受領した対価と同額で、関連する不動産資産をリースバックした。その結果、当グループへの影響はなかった。

当グループは、定期的に世界中のリテールおよび商業部門の不動産拠点を見直し、今後の営業モデルに沿わない賃借不動産を除却している。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2023年3月31日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	3,003,366,782	該当なし
合計	該当なし	3,003,366,782	該当なし

【発行済株式】

(2023年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	3,003,366,782	該当なし	普通株式(当行の 定款に定める条項 に基づき発行され る普通株式)
計		3,003,366,782		

本再編の実施前、ANZBGLの普通株式はオーストラリア証券取引所(ASX)およびニュージーランド証券取引所(NZX)に上場され、値付けされていた。本再編の結果、ANZBGLの普通株式はASXまたはNZXにおいて上場も値付けも行われていない。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	普通株式資本金 増減額 (単位:百万ドル (百万円))	普通株式資本金 残高 (単位:百万ドル (百万円))	備考
2022年 9月30日		2,989,923,751		28,797 (2,661,419)	
2023年 3月半期	13,443,031		257 (23,752)		当行のボーナス・オプション制度、配当金再投資制度および従業員株式・オプション制度に基づき株式が発行された。
2023年 3月31日		3,003,366,782		29,054 (2,685,171)	

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(2023年 3 月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
ANZピーエイチ・ピーティーワイ・ リミテッド (ANZ BH Pty Ltd)	オーストラリア、ヴィクトリア州 3008、ドックランズ、コリンズ・ ストリート833、9 階、 ANZセンター・メルボルン	3,003,366,782	100

2023年 3 月半期中、本再編の実施の一環として、主要株主が以下のとおり異動した。

2023年 1 月 3 日、ANZGHLは発行済株式のすべてを保有する主要株主となった。

2023年 1 月11日、ANZGHLはANZBGLの全株式をANZピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドに譲渡した。ANZGHLは現在、ANZピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドのANZBGLに対する議決権の100%を通じて、ANZBGLの議決権の100%を間接的に保有している。

2023年 1 月11日、ANZピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは発行済株式のすべてを保有する主要株主となった。

2【役員の状況】

(1) 取締役

2022年度に係る有価証券報告書の提出日（令和4年12月20日）から本半期報告書の提出日までの期間中、有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 取締役」に記載の当行の取締役に付き、下記を除き、異動はなかった。

新任の取締役は以下のとおりである。

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式数 (2023年5月 19日現在)	任命日
非執行取締役	Graham Hodges (グラハム・ホッジス) (68歳)	2023年2月から非執行取締役である。ホッジス氏はANZBGLの監査委員会およびリスク委員会の委員である。 <u>職歴</u> ホッジス氏は金融サービス業界において豊富な国際経験を有する。同氏はオーストラリア連邦財務省でキャリアを開始し、その後、ワシントンの国際通貨基金に出向した。2018年にANZを退職する前は、ANZで27年間順調にキャリアを積み、様々な上級職を歴任した。これには、副最高経営責任者、最高財務責任者、人事部門ヘッド、業務部門ヘッドおよびオーストラリア担当最高経営責任者、ニュージーランド担当最高経営責任者、ANZグループのニュージーランド業務の運営を担当するANZナショナル・バンク・リミテッドの取締役が含まれる。以前は、ANZ SAM (スペシャリスト・アセット・マネジメント) の取締役会会長、Esanda、ANZ富裕層事業およびオーストラリア政府の高齢者ケア資金調達機関の委員であった。 <u>関連する他の取締役職</u> 会長：リージス・ヘルスケア・リミテッド (2017年から取締役、2018年から会長) 取締役：アセンブル・コミュニティーズ (2017年から) <u>過去3年間の関連する元取締役職</u> 元取締役：AmBankホールディングスBerhad (2016年から2021年まで)	3年任期で 2023年2月 取締役任命	202,985株	2023年 2月8日

2023年5月31日、ANZグループのポール・オサリバン会長は、ホリー・クレイマー氏が、規制要件を満たすことを条件に、2023年8月1日にANZGHL、ANZBGLおよびその他の一定の子会社の取締役会に非執行取締役として参加すると発表した。任命後、クレイマー氏は、2023年12月21日のANZGHLの次回年次株主総会において取締役に立候補する予定である。

本書提出日現在、当行の取締役会は、男性6名、女性3名（取締役のうち女性の比率：33.3%）で構成されている。

(2) 経営幹部および執行役員

当行の経営幹部および執行役員についての包括的な説明は、令和4年12月20日提出の有価証券報告書に記載の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 執行役員」を参照のこと。

2022年度に係る有価証券報告書の提出日（令和4年12月20日）から本半期報告書の提出日までの期間中、当行の経営幹部および執行役員につき、下記を除き、異動はなかった。

新任の経営委員会メンバーは以下のとおりである。

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任命日	ANZグループ 入社	所有株式数 (2023年5月 19日現在)
グループ執行 役員（オース トラリア・コ マーシャル担 当）	Clare Morgan (クレア・ モーガン) (45歳)	オーストラリアおよび米国において様々なビジネス・バンキングおよび法人バンキングの営業および商品に関する役職を務めた後、金融サービスおよび経営コンサルティングの分野で豊富な経験を積んだ。 <u>ANZグループ入社前の役職</u> オーストラリア・COMMONWEALTH銀行（CBA）の小規模事業バンキングのエグゼクティブ・ジェネラル・マネージャー。CBAにおける14年超にわたる企業向け貸付、技術および戦略担当の多様な役職。	2023年 3月6日	2023年3月	25株
執行役員代理 (人材・カル チャー担当)	Richard Howell (リチャ ード・ハウ エル) (53歳)	<u>ANZグループ内の前役職</u> 人材・カルチャー変革担当リーダー、市場金融変革担当ヘッド。 <u>ANZグループ入社前の役職</u> パークレイズの金融変革担当ヘッド。パークレイズのシンガポールを拠点とするアジア太平洋金融リーダーシップ・チームのメンバー。クレディ・スイスのディレクター。CBAにおけるコーポレート・バンク向け金融担当ヘッドなどの上級職。	2023年 6月1日	2016年1月	12,462株

退任した経営委員会メンバーは以下のとおりである。

役職	氏名	退任日
グループ執行役員 (人材・カルチャーおよび サービス・センター担当)	Kathryn van der Merwe (キャスリン・ファン・ デル・マーブ)	2023年5月31日

本書提出日現在、当行の経営幹部および経営委員会は、男性7名、女性3名（経営幹部および執行役員のうち女性の比率：30.0%）で構成されている。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「当行」という。）およびその被支配法人（当行と合わせて、「当グループ」という。）の2023年3月31日現在および同日までの6か月間に係る要約連結財務書類（以下「要約中間連結財務書類」という。）は、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が公表したオーストラリア会計基準（AAS）、AASBが公表したAASB第134号「中間財務報告」（以下「AASB第134号」という。）ならびに2001年会社法（連邦法）（以下「会社法」という。）の認識および測定に関する要件に準拠して作成されたものである。国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により採用されている基準および解釈である。AASの認識および測定に関する要件を当グループが適用することにより、要約中間連結財務書類およびそれに含まれる財務情報の、IFRSの認識および測定に関する要件への準拠が確保されている。AASB第134号に従った作成により、IASBが公表した国際会計基準（IAS）第34号「中間財務報告」への準拠が確保されている。英文の要約中間連結財務書類はオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に提出され、オーストラリア証券取引所のウェブサイトにおいて公衆の縦覧に供されている。

当グループが採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「3．日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

要約中間連結財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定に基づき本書に記載されている。

(ロ) 要約中間連結財務書類は、独立会計監査人の監査を受けていない。

(ハ) 要約中間連結財務書類の原文は、豪ドルで表示されている。以下の要約中間連結財務書類に「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2023年6月1日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場（1豪ドル＝92.42円）の換算率により換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2．その他」および「3．日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、原文の要約中間連結財務書類に含まれていない。

1【中間財務書類】

2023年3月31日に終了した6か月間に係る要約中間連結財務書類

() 要約連結損益計算書

	注記	2023年3月半期		2022年9月半期		2022年3月半期		2023年 3月期対 2022年 9月期 増減率	2023年 3月期対 2022年 3月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
受取利息		22,838	2,110,688	13,902	1,284,823	9,707	897,121	64%	大
支払利息		(14,338)	(1,325,118)	(6,128)	(566,350)	(2,607)	(240,939)	大	大
純利息収益	2	8,500	785,570	7,774	718,473	7,100	656,182	9%	20%
その他営業収入	2	1,507	139,277	1,922	177,631	2,313	213,767	-22%	-35%
保険事業収入純額	2	40	3,697	85	7,856	55	5,083	-53%	-27%
関連会社投資の持分利益/(損失)	2, 15	100	9,242	103	9,519	74	6,839	-3%	35%
営業収入		10,147	937,786	9,884	913,479	9,542	881,872	3%	6%
営業費用	3	(4,986)	(460,806)	(4,788)	(442,507)	(4,791)	(442,784)	4%	4%
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益		5,161	476,980	5,096	470,972	4,751	439,087	1%	9%
貸倒引当金(繰入)/戻入	8	(133)	(12,292)	(52)	(4,806)	284	26,247	大	大
税引前利益		5,028	464,688	5,044	466,166	5,035	465,335	0%	0%
法人税	4	(1,446)	(133,639)	(1,440)	(133,085)	(1,500)	(138,630)	0%	-4%
継続事業に係る税引後利益		3,582	331,048	3,604	333,082	3,535	326,705	-1%	1%
非継続事業に係る税引後利益/ (損失)		-	-	(14)	(1,294)	(5)	(462)	大	大
当期利益		3,582	331,048	3,590	331,788	3,530	326,243	0%	1%
内訳:									
当行株主に帰属する利益		3,568	329,755	3,589	331,695	3,530	326,243	-1%	1%
非支配持分に帰属する利益	13	14	1,294	1	92	-	-	大	該当なし

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結包括利益計算書

	2023年3月半期		2022年9月半期		2022年3月半期		2023年 3月期対 2022年 9月期 増減率	2023年 3月期対 2022年 3月期 増減率
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
継続事業に係る当期利益	3,582	331,048	3,604	333,082	3,535	326,705	-1%	1%
その他の包括利益								
将来、損益に組み替えられない項目								
投資有価証券 - FVOCIで測定される 持分証券	50	4,621	(66)	(6,100)	11	1,017	大	大
その他の準備金増減	(32)	(2,957)	28	2,588	99	9,150	大	大
将来、損益に組み替えられる可能性 のある項目								
為替換算調整勘定	792	73,197	16	1,479	(775)	(71,626)	大	大
その他の準備金の増減	1,073	99,167	(1,549)	(143,159)	(2,631)	(243,157)	大	大
上記項目に帰属する法人税	(301)	(27,818)	429	39,648	743	68,668	大	大
関連会社のその他の包括利益の持分 (1)	8	739	(50)	(4,621)	10	924	大	-20%
継続事業に係るその他の包括利益 (税引後)	1,590	146,948	(1,192)	(110,165)	(2,543)	(235,024)	大	大
非継続事業に係る税引後利益/(損 失)	-	-	(14)	(1,294)	(5)	(462)	大	大
当期包括利益合計	5,172	477,996	2,398	221,623	987	91,219	大	大
包括利益合計の内訳								
当行株主に帰属するもの	5,128	473,930	2,412	222,917	987	91,219	大	大
非支配持分に帰属するもの	44	4,066	(14)	(1,294)	-	-	大	該当なし

(1) 関連会社のその他の包括利益の持分には以下が含まれる。

	2023年3月半期		2022年9月半期		2022年3月半期	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
FVOCI準備金の利益/(損失)	2	185	(51)	(4,713)	(5)	(462)
確定給付制度の利益/(損失)	6	555	-	-	15	1,386
為替換算調整勘定の利益/(損失)	-	-	1	92	-	-
合計	8	739	(50)	(4,621)	10	924

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結貸借対照表

	注記	2023年 3 月半期		2022年 9 月半期		2022年 3 月半期		2023年 3 月期対 2022年 9 月期 増減率	2023年 3 月期対 2022年 3 月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
資産									
現金および現金同等物 ⁽¹⁾		208,800	19,297,296	168,132	15,538,759	168,054	15,531,551	24%	24%
ANZの未収決済残高		7,020	648,788	4,762	440,104	7,141	659,971	47%	-2%
支払担保		9,245	854,423	12,700	1,173,734	10,764	994,809	-27%	-14%
売買目的資産		39,611	3,660,849	35,237	3,256,604	39,433	3,644,398	12%	0%
デリバティブ金融商品		45,614	4,215,646	90,174	8,333,881	45,238	4,180,896	-49%	1%
投資有価証券		93,505	8,641,732	86,153	7,962,260	79,757	7,371,142	9%	17%
正味貸付金および前渡金	7	690,737	63,837,914	672,407	62,143,855	651,436	60,205,715	3%	6%
規制上の預け金		646	59,703	632	58,409	661	61,090	2%	-2%
関連会社に対する投資		2,214	204,618	2,181	201,568	2,018	186,504	2%	10%
当期税金資産		49	4,529	46	4,251	227	20,979	7%	-78%
繰延税金資産		3,014	278,554	3,384	312,749	2,903	268,295	-11%	4%
のれんおよびその他の無形資産		3,933	363,488	3,877	358,312	4,068	375,965	1%	-3%
土地建物および設備機器		2,613	241,493	2,431	224,673	2,702	249,719	7%	-3%
その他資産		4,604	425,502	3,613	333,913	2,959	273,471	27%	56%
資産合計		1,111,605	102,734,534	1,085,729	100,343,074	1,017,361	94,024,504	2%	9%
負債									
ANZの未払決済残高		23,010	2,126,584	13,766	1,272,254	19,752	1,825,480	67%	16%
受取担保		8,002	739,545	16,230	1,499,977	6,716	620,693	-51%	19%
預金およびその他の借入金	9	843,098	77,919,117	797,281	73,684,710	780,288	72,114,217	6%	8%
デリバティブ金融商品		46,154	4,265,553	85,149	7,869,471	47,795	4,417,214	-46%	-3%
当期税金負債		342	31,608	829	76,616	320	29,574	-59%	7%
繰延税金負債		58	5,360	83	7,671	82	7,578	-30%	-29%
支払債務およびその他の負債		13,875	1,282,328	9,835	908,951	10,579	977,711	41%	31%
従業員受給権		592	54,713	549	50,739	585	54,066	8%	1%
その他引当金		1,692	156,375	1,872	173,010	2,262	209,054	-10%	-25%
発行済社債	10	106,157	9,811,030	93,734	8,662,896	87,226	8,061,427	13%	22%
負債合計		1,042,980	96,392,212	1,019,328	94,206,294	955,605	88,317,014	2%	9%
純資産		68,625	6,342,323	66,401	6,136,780	61,756	5,707,490	3%	11%
株主資本									
普通株式資本	13	29,054	2,685,171	28,797	2,661,419	25,091	2,318,910	1%	16%
準備金	13	(1,065)	(98,427)	(2,606)	(240,847)	(1,422)	(131,421)	-59%	-25%
利益剰余金	13	40,111	3,707,059	39,716	3,670,553	38,078	3,519,169	1%	5%
当行株主に帰属する株式資本および準備金		68,100	6,293,802	65,907	6,091,125	61,747	5,706,658	3%	10%
非支配持分	13	525	48,521	494	45,655	9	832	6%	大
株主資本合計		68,625	6,342,323	66,401	6,136,780	61,756	5,707,490	3%	11%

(1) 現金および現金同等物の定義を満たすANZの未収決済残高を含む。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結キャッシュフロー計算書

	2023年3月半期		2022年9月半期		2022年3月半期	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	3,582	331,048	3,590	331,788	3,530	326,243
営業活動による純キャッシュフローとの調整						
貸倒引当金繰入/(戻入)	133	12,292	52	4,806	(284)	(26,247)
減価償却費および償却費	478	44,177	499	46,118	509	47,042
データセンターの売却目的保有への分類変更に係る損失	43	3,974	-	-	-	-
土地建物および設備機器の売却(益)/損	-	-	(8)	(739)	-	-
正味デリバティブ/外貨換算調整	5,417	500,639	(4,055)	(374,763)	(379)	(35,027)
投資の売却による(利益)/損失	-	-	7	647	(259)	(23,937)
その他の非現金項目の増減	(763)	(70,516)	(734)	(67,836)	(175)	(16,174)
営業資産の純(増加)/減少						
支払担保	3,185	294,358	(704)	(65,064)	(1,934)	(178,740)
売買目的資産	(2,273)	(210,071)	4,557	421,158	3,463	320,050
貸付金および前渡金	(11,877)	(1,097,672)	(18,073)	(1,670,307)	(28,305)	(2,615,948)
その他資産	(587)	(54,251)	574	53,049	111	10,259
営業負債の純増加/(減少)						
預金およびその他の借入金	41,699	3,853,822	(32)	(2,957)	48,911	4,520,355
ANZの未払決済残高	9,053	836,678	(6,011)	(555,537)	2,525	233,361
受取担保	(7,892)	(729,379)	8,205	758,306	1,263	116,726
その他の負債	(1,067)	(98,612)	(332)	(30,683)	3,665	338,719
調整額合計	35,549	3,285,439	(16,055)	(1,483,803)	29,111	2,690,439
営業活動(に使用された)による純キャッシュフロー⁽¹⁾	39,131	3,616,487	(12,465)	(1,152,015)	32,641	3,016,681
投資活動によるキャッシュフロー						
投資有価証券:						
購入	(13,494)	(1,247,115)	(17,083)	(1,578,811)	(17,209)	(1,590,456)
売却または満期による手取金	5,432	502,025	14,305	1,322,068	18,492	1,709,031
被支配法人および関連会社:						
取得、取得会社保有現金控除後	-	-	-	-	(65)	(6,007)
売却による手取金、売却会社保有現金控除後	577	53,326	-	-	394	36,413
その他資産への純投資	(350)	(32,347)	(132)	(12,199)	(519)	(47,966)
投資活動(に使用された)による純キャッシュフロー	(7,835)	(724,111)	(2,910)	(268,942)	1,093	101,015
財務活動によるキャッシュフロー						
預金およびその他の借入金の実行	937	86,598	794	73,381	432	39,925
発行済社債: ⁽²⁾						
発行額	25,041	2,314,289	15,955	1,474,561	7,467	690,100
償還額	(14,689)	(1,357,557)	(9,141)	(844,811)	(16,876)	(1,559,680)
配当金支払額 ⁽³⁾⁽⁴⁾	(2,299)	(212,474)	(1,790)	(165,432)	(1,994)	(184,285)
自己株式の市場での購入	(19)	(1,756)	-	-	(117)	(10,813)
リース負債の返済	(156)	(14,418)	(60)	(5,545)	(158)	(14,602)
自己株式買戻し	-	-	-	-	(846)	(78,187)
ANZ/バンク・ニュージーランド永久優先株式	-	-	492	45,471	-	-
シェア・エンタイトルメントに基づく発行	-	-	3,497	323,193	-	-
財務活動(に使用された)による純キャッシュフロー	8,815	814,682	9,747	900,818	(12,092)	(1,117,543)
現金および現金同等物の純増加/(減少)	40,111	3,707,059	(5,628)	(520,140)	21,642	2,000,154
現金および現金同等物の期首残高	168,132	15,538,759	168,054	15,531,551	151,260	13,979,449
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	557	51,478	5,706	527,349	(4,848)	(448,052)
現金および現金同等物の期末残高	208,800	19,297,296	168,132	15,538,759	168,054	15,531,551

- (1) 営業活動（に使用された）による純キャッシュフローには、利息受取額22,084百万ドル（2022年9月半期：13,129百万ドル、2022年3月半期：9,619百万ドル）、利息支払額12,720百万ドル（2022年9月半期：5,223百万ドル、2022年3月半期：2,634百万ドル）および法人税納付額1,827百万ドル（2022年9月半期：749百万ドル、2022年3月半期：1,422百万ドル）が含まれている。
- (2) 発行済社債に係る現金を伴わない変動には、主に公正価値ヘッジ調整および為替差異による未実現変動からの損失2,072百万ドル（2022年9月半期：831百万ドルの利益、2022年3月半期：3,894百万ドルの利益）が含まれている。
- (3) 配当金再投資制度（DRP）に対応するための株式購入に伴うキャッシュ・アウトフローは、配当金支払額に分類されている。
- (4) 2023年3月半期中の当グループの親会社であるANZ BH Pty リミテッドへの特別配当金の一部としての320百万ドルのキャッシュ・アウトフローが含まれている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2021年10月1日現在	25,984	2,401,441	1,228	113,492	36,453	3,368,986
継続事業に係る利益/(損失)	-	-	-	-	3,535	326,705
非継続事業に係る利益/(損失)	-	-	-	-	(5)	(462)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	(2,628)	(242,880)	85	7,856
当期包括利益合計	-	-	(2,628)	(242,880)	3,615	334,098
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	-	-	-	-	(1,992)	(184,101)
グループ株式買戻し ⁽¹⁾	(846)	(78,187)	-	-	-	-
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	(47)	(4,344)	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(22)	(2,033)	2	185
2022年3月31日現在	25,091	2,318,910	(1,422)	(131,421)	38,078	3,519,169
継続事業に係る利益/(損失)	-	-	-	-	3,603	332,989
非継続事業に係る利益/(損失)	-	-	-	-	(14)	(1,294)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	(1,207)	(111,551)	30	2,773
当期包括利益合計	-	-	(1,207)	(111,551)	3,619	334,468
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	-	-	-	-	(1,973)	(182,345)
配当金再投資制度 ⁽²⁾	183	16,913	-	-	-	-
シェア・エンタイトルメントに基づく発行 ⁽³⁾	3,497	323,193	-	-	-	-
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	26	2,403	-	-	-	-
ANZバンク・ニュージーランド永久優先株式の発行 ⁽⁴⁾	-	-	-	-	(7)	(647)
その他の項目	-	-	23	2,126	(1)	(92)
2022年9月30日現在	28,797	2,661,419	(2,606)	(240,847)	39,716	3,670,553
継続事業に係る利益/(損失)	-	-	-	-	3,568	329,755
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	1,600	147,872	(40)	(3,697)
当期包括利益合計	-	-	1,600	147,872	3,528	326,058
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額 ⁽⁵⁾	-	-	-	-	(3,172)	(293,156)
配当金再投資制度 ⁽²⁾	206	19,039	-	-	-	-
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	53	4,898	-	-	-	-
再編に伴う純振替額	-	-	(39)	(3,604)	39	3,604
その他の項目	(2)	(185)	(20)	(1,848)	-	-
2023年3月31日現在	29,054	2,685,171	(1,065)	(98,427)	40,111	3,707,059

	当行株主に帰属する 株式資本および準備金		非支配持分に 帰属するもの		株主資本 合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2021年10月1日現在	63,665	5,883,919	11	1,017	63,676	5,884,936
継続事業に係る利益/(損失)	3,535	326,705	-	-	3,535	326,705
非継続事業に係る利益/(損失)	(5)	(462)	-	-	(5)	(462)
継続事業による当期その他の包括利益	(2,543)	(235,024)	-	-	(2,543)	(235,024)
当期包括利益合計	987	91,219	-	-	987	91,219
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	(1,992)	(184,101)	(2)	(185)	(1,994)	(184,285)
グループ株式買戻し ⁽¹⁾	(846)	(78,187)	-	-	(846)	(78,187)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	(47)	(4,344)	-	-	(47)	(4,344)
その他の項目	(20)	(1,848)	-	-	(20)	(1,848)
2022年3月31日現在	61,747	5,706,658	9	832	61,756	5,707,490
継続事業に係る利益/(損失)	3,603	332,989	1	92	3,604	333,082
非継続事業に係る利益/(損失)	(14)	(1,294)	-	-	(14)	(1,294)
継続事業による当期その他の包括利益	(1,177)	(108,778)	(15)	(1,386)	(1,192)	(110,165)
当期包括利益合計	2,412	222,917	(14)	(1,294)	2,398	221,623
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	(1,973)	(182,345)	-	-	(1,973)	(182,345)
配当金再投資制度 ⁽²⁾	183	16,913	-	-	183	16,913
シェア・エンタイトルメントに基づく発行 ⁽³⁾	3,497	323,193	-	-	3,497	323,193
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	26	2,403	-	-	26	2,403
ANZバンク・ニュージーランド永久優先株式の発行 ⁽⁴⁾	(7)	(647)	499	46,118	492	45,471
その他の項目	22	2,033	-	-	22	2,033
2022年9月30日現在	65,907	6,091,125	494	45,655	66,401	6,136,780
継続事業に係る利益/(損失)	3,568	329,755	14	1,294	3,582	331,048
継続事業による当期その他の包括利益	1,560	144,175	30	2,773	1,590	146,948
当期包括利益合計	5,128	473,930	44	4,066	5,172	477,996
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額 ⁽⁵⁾	(3,172)	(293,156)	(13)	(1,201)	(3,185)	(294,358)
配当金再投資制度 ⁽²⁾	206	19,039	-	-	206	19,039
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	53	4,898	-	-	53	4,898
再編に伴う純振替額	-	-	-	-	-	-
その他の項目	(22)	(2,033)	-	-	(22)	(2,033)
2023年3月31日現在	68,100	6,293,802	525	48,521	68,625	6,342,323

(1) 当グループは、2022年3月半期に15億ドルのANZ普通株式の市場買戻しを完了し、その結果、31百万株が消却された。

(2) 2022年度最終配当金の配当金再投資制度(DRP)の下で、8.4百万株が発行された(2022年度中間配当金に伴い17.2百万株、2021年度最終配当金に伴いゼロ)。2022年3月半期においてDRP向けに市場で購入した株式は204百万ドルであった。

(3) 当グループは、2022年9月半期にシェア・エンタイトルメント・オファーに基づく187.1百万株の普通株式を新規に発行した。

(4) ANZBGLの完全保有子会社であるANZバンク・ニュージーランドは、2022年9月半期に当グループの非支配持分とみなされる永久優先株式を発行した。詳細は、注記13「株主資本」を参照のこと。

(5) 2023年3月半期中の当グループの親会社であるANZ BH Ptyリミテッドに支払われた特別配当金1,000百万ドルが含まれている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

[次へ](#)

() 要約中間連結財務書類の注記

1. 作成基準

組織再編

2023年1月3日、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）はスキーム・オブ・アレンジメントによりANZグループの新たな上場持株親会社として、純粋持株会社であるANZグループ・ホールディングス・リミテッド（「ANZGHL」）を設立し、また、ANZの銀行事業と一定の非銀行事業をANZ銀行グループとANZ非銀行グループに分離するための再編を実施した（「本再編」）。ANZ銀行グループは、本再編前にANZBGLで保有されていた事業と子会社の大部分から構成されている。ANZ非銀行グループは、ANZグループの顧客に新しい技術や銀行関連サービスを提供することに注力するためにANZグループが開発または買収した銀行関連事業と、別個のサービス会社から構成されている。

本再編の際に、ANZ株主は本再編実施前に保有していたANZ普通株式1株につきANZGHL普通株式1株を受け取った。本再編は、2023年3月31日現在のANZGHLの連結財務書類において、AASB第3号「企業結合」に準拠して、ANZBGLを取得企業として特定した逆取得として会計処理された。

本再編の結果、2023年3月半期のANZBGL連結業績は以下から構成されている。

- ・旧ANZグループの2022年10月1日から2023年1月2日までの業績
- ・ANZBGLとその子会社（「当グループ」）の2023年1月3日から2023年3月31日までの業績

本再編に適用される会計方針については、後述の「iv) 会計方針」を参照のこと。

本要約中間連結財務書類は、オーストラリア・ニュージーランド銀行連結グループについて作成されている。

作成基準

本要約中間連結財務書類は、

- ・オーストラリア会計基準（「AAS」）の認識および測定要件に準じて作成している。
- ・2001年会社法およびASX上場規則に基づく継続開示義務に準拠した2022年9月30日終了事業年度のANZ年次財務報告、ならびに2023年3月31日終了の半期に関してANZGHLおよび被支配法人が行った公表と併せて読むべきものである。
- ・2022年度ANZ年次報告書に標準的に含まれていた種類のすべての注記を含んでいない。
- ・別途記載のある場合を除き、豪ドルにて表示されている。
- ・2023年5月4日に取締役会によって承認された。

i) コンプライアンス

本要約中間連結財務書類は2001年会社法およびIAS第34号「中間財務報告」の遵守を義務付けたAASB第134号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

ii) 四捨五入

別途明記されていない限り、本要約中間連結財務書類に記載された金額は、オーストラリア証券投資委員会の企業向け通達2016/191号で許容されているとおり、百万ドル単位に四捨五入されている。

iii) 測定および表示の基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価主義に基づき作成されている。

- ・デリバティブ金融商品および公正価値ヘッジの場合の基礎となるヘッジ・エクスポージャーの公正価値調整
- ・売買目的保有金融資産および金融負債
- ・損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された（「FVTPL」）金融資産および金融負債
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（「FVOCI」）金融資産
- ・売却目的保有の資産および負債（帳簿価額での測定が義務付けられるものを除く）

AASB第119号「従業員給付」に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

当期間において非継続事業はなかった。比較情報目的のために、過去の期間における非継続事業は要約連結損益計算書において単一表示科目「非継続事業に係る税引後利益/(損失)」として、継続事業の業績からは独立して表示される。

iv) 会計方針

本要約中間連結財務書類は、2022年度ANZ年次報告書で適用されたものと同じ会計方針と計算方法に基づき作成されている。

本再編に適用される会計方針

純粋持株会社の導入は、より広範な当グループ内の企業間での資産および事業体の移転を伴った。こうした移転は当グループの範囲外にも及んだため、ANZBGLの連結財務書類に影響を及ぼした。会計上の観点からは、これらの移転は完全保有法人間の移転であるため、共通支配下の取引とみなされる。このような移転については、具体的な会計基準がないため、当グループは会計方針の選択を行うことが義務付けられる。

当グループの会計方針では、共通支配下の企業間における資産および事業体の移転について、帳簿価額による会計処理を適用することとしている。この手法では、帳簿価額と移転価格との差額は資本に計上される。この会計方針の選択は、本再編の一環として資産が移転された際に、損益および資本のいずれにも重要な影響を与えなかった。

v) 見積り、仮定、判断の使用

本要約中間連結財務書類の作成には、経営陣の判断、見積りおよび仮定を用いる必要があり、これらは会計方針の適用および財務の結果に影響を及ぼす。複雑または主観的な判断や評価を含む、重要な会計上の見積りおよび判断についての議論は、2022年度ANZ年次報告書に記載されている。これらの見積りおよび判断は継続的に見直されている。

世界経済は、高インフレ、金利の上昇、労働市場の制約、地政学的緊張の継続に伴う課題に直面しており、これらが財務諸表の作成に伴う見積りの不確実性のレベルを高めている。

当グループは、2023年3月31日現在における将来の事象について、このような状況下で合理的とみなされる見込みおよび仮定を反映した経済状況の予測に基づく様々な会計上の見積りを本要約連結財務書類において行った。これらの見積りの作成には、相当な判断を伴っている。予測した事象は予期したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況は予想とは異なる可能性が高く、こうした相違による影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。これらの予測および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失および非金融資産の回収可能価額に関連している。

これらの不確実性がこれらの会計上の見積りに与える影響については、その他の重要な見積りに関連して行われた仮定および判断とともに、後述されている。本財務書類の読者は、上記の内在する不確実性に照らしてこれらの開示を検討すべきである。

予想信用損失引当金

当グループは、AASB第9号「金融商品」で要求されている予想信用損失（「ECL」）の減損モデルを用いて予想信用損失引当金を測定している。

下表は、当グループの予想信用損失引当金を示している（詳細な情報については、注記8を参照のこと）。

	期末現在		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
	(単位：百万ドル)		
一括評価	4,040	3,853	3,757
個別評価	421	542	636
合計 ⁽¹⁾	4,461	4,395	4,393

(1) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金、投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、ならびに帳簿外のコミットメント-未実行および条件付与信枠に対する予想信用損失引当金を含む。

個別評価予想信用損失引当金

2023年3月半期に、個別評価予想信用損失引当金は121百万ドル減少した。

個別評価ECLを見積もる際に、当グループは予想される返済、担保物件の実現可能価額、顧客の事業の見通し、競合請求ならびに債権処理プロセスの期間および予想発生費用に関連して、判断および仮定を行う。これらの事項に関する判断と仮定は、とりわけ上記の継続的な不確実性を反映するように更新されている。

一括評価予想信用損失引当金

2023年3月半期に、一括評価予想信用損失引当金は187百万ドル増加したが、これは経済見通しの悪化による100百万ドルの増加、経営陣による一時的調整による80百万ドルの純増、信用リスクの悪化による24百万ドルの増加、為替換算やその他の影響による24百万ドルの増加によるものである。この増加は、ポートフォリオ構成の改善からの41百万ドルの減少により一部相殺された。

一括評価ECLを見積もる際に、当グループは以下に関連して判断および仮定を行う。

- ・見積技法またはモデル化手法の選定
- ・これらのモデルへのインプットの選定、およびこれらのインプット間の相互依存性

判断および関連する仮定は、各種の要因が世界経済にどのように影響を及ぼすかについての不確実性を踏まえて作成されており、現状において合理的であると考えられる将来の事象の予測など、関連があるとみなされる過去の実績やその他の要因を反映している。当グループのECLの見積りは本質的に不確実なものであり、結果として、これらの見積りは実際の結果と異なる可能性がある。

下表は、モデルのインプット、ならびにインプット間の相互依存性に関する重要な判断および仮定をまとめたもので、当期中の重要な変更を示している。

判断 / 仮定	内容	2023年3月31日に終了した半期の検討事項
信用リスクの著しい増大（「SICR」）がいつ発生また解消したかの決定	ECLの測定において、貸付金の当初認識時以降にSICRがあり、その結果による当該金融資産のステージ1からステージ2への移動の判定には判断を伴う。ステージ1からステージ2への移動は、翌12か月間のデフォルト確率（「PD」）に基づく引当金から、全期間にわたる予想信用損失引当金へとECLを増加させることから、重要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動をもたらすその後の信用リスクの減少は、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらす。 SICRのトリガーポイントを正確に設定するためには、ECL引当金の額に重大な影響を及ぼす可能性のある判断が必要とされる。当グループは、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。	当グループは、金利の上昇、高水準のインフレおよび労働市場の圧力などの経済的圧力に対して特に脆弱であるとみなされる特定の顧客セグメントの信用力の低下が予想されることを考慮して、引き続き当期間中にECLを調整した。
向こう12か月間および全期間の両方の信用損失の測定	ECLの算定に使用されるデフォルト確率、デフォルト時損失率（「LGD」）およびデフォルト時エクスポージャー（「EAD」）の要素は、経営陣が判定する適切な将来予測的な情報を反映した一定時点での測定値である。どの将来予測的な情報が特定の貸付ポートフォリオに関連するか、および各ポートフォリオの一時点での感応度の決定に関連するかの判定には判断を伴う。 また、ECLの測定に使用する与信枠の全期間を見積るにあたり、行動特性を適用する場合にも判断が必要とされる。	PD、LGDおよびEADモデルは、定期的なモデルのモニタリングおよび再検証を規定し、モデルの重要性に応じて承認手続きおよび権限を定める当グループのモデル・リスク方針が適用される。 当該方針に重要な変更はなかった。
ベースケース経済予測	当グループは、ANZリサーチ・エコノミクス（「ANZエコノミクス」）の将来のマクロ経済状況に係る見解を反映する将来予測的な「ベースケース」経済シナリオを導き出している。	モデルのインプットとして用いられている将来情報の変数（主要経済要因）の種類に変更はなかった。 2023年3月31日現在で、高水準のインフレ、高金利の継続、生計費への圧力の継続および労働市場のひっ迫を反映して、ベースケースの仮定が更新されている。 2023年3月31日現在のベースケースシナリオについての予想される主要経済要因の結果は、「ベースケース経済予測に関する仮定」の項に後述されている。

2023年3月31日に終了した半期の検討事項

判断 / 仮定	内容	
各経済シナリオの確率加重（ベースケースシナリオ、アップサイドシナリオ、ダウンサイドシナリオ、深刻なダウンサイドシナリオ） ⁽¹⁾	各経済シナリオの確率加重は、各測定日時点のベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。 オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。	各シナリオの確率加重は2022年9月30日から変更されていない。 当期および過去の期間の加重は、後述の「確率加重」の項に詳述されている。
経営陣による一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当グループの既存のインプット、仮定およびモデル技法が当グループの貸付ポートフォリオに関連するすべてのリスク要因を捕捉していないと判断された状況で使用される。当グループの最新のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済的、ミクロ経済的または政治的な事象および自然災害は、こうした状況の例である。	経営陣は、インフレと金利の上昇に伴う不確実性に対応するための調整を引き続き適用している。 オーストラリアの住宅ローン、クレジットカードおよび小規模企業を含むリテールならびにニュージーランドのビジネス・バンキングに特有のリスク、ならびにパシフィックのパーソナルおよび観光業のリスクに対するマネジメント・オーバーレイも行われた。

(1) アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない。）、より楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済状況の組み合わせに基づく。

ベースケース経済予測に関する仮定

上記の継続的な不確実性は、経済予測のリスクを高め、その結果、ECL残高を過少または過大にする。

2023年3月31日時点で使用された、将来のマクロ経済状況についてのANZエコノミクスの見解を反映したベースケース経済予測の経済要因は以下のとおりである。以下の短期予測以降の期間について、ECLモデルは全期間の損失を算出するために単純化された仮定を適用している。

	暦年実績	暦年予測	
	2022年	2023年	2024年
オーストラリア			
GDP（年間成長率）	3.6%	2.0%	1.2%
失業率	3.7%	3.7%	4.2%
住宅用不動産価格（年間上昇率）	-6.9%	-9.2%	4.2%
消費者物価指数（年間上昇率）	6.6%	5.3%	3.3%
ニュージーランド			
GDP（年間成長率）	2.8%	1.4%	-0.1%
失業率	3.3%	3.9%	5.2%
住宅用不動産価格（年間上昇率）	-13.0%	-9.7%	2.2%
消費者物価指数（年間上昇率）	7.2%	6.1%	2.9%
世界の他の国々			
GDP（年間成長率）	2.1%	1.4%	0.4%
消費者物価指数（年間上昇率）	8.0%	4.1%	2.7%

オーストラリア、ニュージーランド、世界の他の国々のベースケース経済予測では、経済活動の減速が継続する。高インフレの継続と労働市場のひっ迫により、金利は高止まりし、予測期間中の成長率は鈍化すると予想されている。

確率加重

各シナリオの確率加重は、上記の不確実性を含め、ベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。

シナリオ加重は、下表に注記されているように、2022年9月に適用された加重から変更されていない。

オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の地域で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。当グループは、各地域における加重が、損失の可能性の見積りを示し、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける短期的および長期的な相互関係を考慮していると考えている。当グループ全体で適用される平均加重は以下のとおりである。

	2023年3月	2022年9月	2022年3月
当グループ			
ベース	45.0%	45.0%	40.0%
アップサイド	0.0%	0.0%	5.0%
ダウンサイド	40.0%	40.0%	45.0%
深刻なダウンサイド	15.0%	15.0%	10.0%

ECL - 感応度分析

足元の経済の不確実性と、将来の期間における借手の予想デフォルトを判断する際に用いられる要因に適用される判断を踏まえると、当グループが報告する予想信用損失は、潜在的な見積りの範囲内で最善の見積りと考えられる。下表は、2023年3月31日現在の一括評価ECLに対する当グループの引当金の決定に用いられる主要要因とそれに対する当該引当金の感応度を示している。

	残高	(利益)損失の影響額
	(単位：百万ドル)	
ステージ1と信枠の1%がステージ2に含まれる場合	4,121	81
ステージ2と信枠の1%がステージ1に含まれる場合	4,035	(5)
100%アップサイドシナリオ	1,315	(2,725)
100%ベースケースシナリオ	1,816	(2,224)
100%ダウンサイドシナリオ	3,272	(768)
100%深刻なダウンサイドシナリオ	7,314	3,274

金融商品の公正価値測定

当グループが金融商品を評価するために用いる評価モデルの大部分は、観察可能な市場データをインプットとして使用している。一部の金融商品については、当グループは直近の市場では容易に観察可能ではないデータを使用する場合があります。評価全体に対する観察不能なインプットの重要性次第では、公正価値を算定するために経営陣の判断を行使することが必要となる。通常、当グループは観察不能なインプットを他の関連する市場データから導き、観察された取引価格が入手可能な場合にはその価格と比較する。

2023年3月31日現在、当グループは評価額が主として観察不能なインプットに基づいた資産および負債を、それぞれ1,401百万ドルおよび26百万ドル保有している（2022年9月：1,833百万ドルの資産および31百万ドルの負債、2022年3月：1,580百万ドルの資産および23百万ドルの負債）。観察不能なインプットを用いて評価される金融商品は、大部分が活発な市場における相場価格が入手不可能な持分証券およびシンジケート・ローンである。

持分証券

当グループは天津銀行（「BoT」）に対する持分投資を保有しており、その2023年3月31日現在の帳簿価額は900百万ドル（2022年9月：854百万ドル、2022年3月：956百万ドル）であった。BoTの株式は上場されているが流動性がないため、公正価値は比較対象グループの株価倍率を使用した評価モデルに基づく。

当グループは非上場株式に対する持分投資を保有しており、その2023年3月31日現在の帳簿価額は89百万ドル（2022年9月：491百万ドル、2022年3月：426百万ドル）であった。これらの投資の公正価値は、当該投資に関連する評価技法に基づいており、これには割引キャッシュフロー手法、利用可能な場合の最近の独立企業間取引価格、および比較対象グループの株価純資産倍率などの株価倍率が含まれる。

評価技法を用いて評価される資本性金融商品については、モデルの選択と使用されるインプットの両方において判断が求められる。当グループが比較対象グループの株価倍率を採用する場合、当該特定の評価の目的に適切な比較対象グループを決定するために、判断が求められる。

シンジケート・ローン

当グループは380百万ドル（2022年9月：403百万ドル、2022年3月：113百万ドル）のシンジケート・ローンを保有しているが、これらは評価のために利用可能な市場データがない場合に公正価値で測定される。公正価値は、代用としてのクレジット・デフォルト・スワップを源泉とする割引係数を用いた割引キャッシュフロー技法を用いて得られる。

関連会社に対する投資

当グループは、減損の兆候を把握するため、関連会社に対する投資の帳簿価額を半年ごとに評価する。また、当該投資について計上された過去の期間における減損損失を戻し入れることが適切かどうかを判断するために、当該投資の回収可能価額が評価される。

投資は、減損の兆候が存在し、また、使用価値（「VIU」）または処分費用控除後の公正価値（「FVLCD」）による回収可能価額の評価により減損が必要であることが示された場合に、減損の対象となる可能性がある。

投資はまた、使用価値とFVLCDのいずれか高い方と帳簿価額を比較し、また当該投資のサービス可能性が最後に減損されてから増加したかを判断することによって、過去の期間の減損の戻入について評価される。

VIUとFVLCDは双方とも、VIU測定で使用されるインプットを含め、経営陣の判断の対象となる。減損の金額、過去の期間の減損の戻入、または帳簿価額の調整を行うか否かについての決定は、適用される判断次第で異なる可能性がある。

顧客救済引当金

2023年3月31日現在、当グループは顧客救済引当金549百万ドル（2022年9月：662百万ドル、2022年3月：853百万ドル）を認識し、これには、顧客への返金見込額、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金、訴訟費用および訴訟結果に対する引当金が含まれる。

引当金の計上額は、識別された事項を解決する費用に対する経営陣の最善の見積りを表しており、その金額の決定には重要な判断を行使することが要求される。その判断には、影響を受ける顧客数、顧客一人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、ならびに規制当局へのエクスポージャーおよび顧客の請求の影響を含む、いくつかの異なった仮定に対して、これらの具体的な事実および状況を考慮して見解を形成することがしばしば必要となる。

したがって、基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠に照らして定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

その他引当金

当グループは、組織再編費用、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠に照らして定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

vi) 金利指標改革

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）などの銀行間取引金利（「IBOR」）は、一定のデリバティブ、貸付および有価証券の参照レートとしての機能を果たし世界の金融市場で不可欠な役割を果たすほか、金融商品の評価においても引き続き不可欠な役割を果たしている。IBOR改革は、IBORと無リスク金利（「RFR」）の間の根本的な違いにより、当グループおよび当グループの顧客に広範囲の影響を及ぼす。RFRは、過去期間を参照する後決め金利として、また、一部の通貨については将来期間を参照するターム物金利として利用可能である。IBORとRFRとの重要な相違は、IBOR金利には期間と銀行の信用リスクプレミアムが含まれているのに対して、RFRにはこれが含まれていないことである。これらの相違点の結果として、IBOR金利を参照する契約について、経済的に同等なベースでの移行を確実にするためには、RFRへの調整が必要となる。

金利指標改革に対する当グループのアプローチに関するアップデート

2021年に行われた規制当局の発表に伴い英ポンド（GBP）、ユーロ（EUR）、スイスフラン（CHF）および日本円（JPY）ならびに米ドル（USD）の1週間および2か月のLIBOR金利設定を含むIBOR金利の大半は、2021年12月31日で廃止され、代替的なRFRに取って代わられている。この移行が当グループの損益に与えた影響に重要性はなかった。当グループは、顧客との貸付およびデリバティブ取引、債券の発行、ならびに資産・負債の管理活動を通じて、主に2023年6月30日までに廃止される予定の米ドルLIBORの設定値およびその他のIBOR関連指標に引き続きエクスポージャーを有する。

当グループは、残りの米ドルLIBORおよびその他のIBOR設定値からRFRへの移行を、全社的なベンチマーク移行プログラム（「プログラム」）を通じて継続的に管理する。プログラムは、移行に伴い発生する可能性のあるオペレーショナル・リスク、市場リスク、法務リスク、行動リスクおよび財務報告リスクなどのリスクの管理を担当する。

2023年3月31日現在の金利指標改革の対象となるエクスポージャー

下表は、まだIBOR改革の対象である金利指標に対する当グループのエクスポージャーを示している。これらは、RFRへの移行が計画されている契約上IBOR指標を参照する金融商品で、契約上の満期日は予定されているIBOR廃止日よりも先となっているものである。

	米ドルLIBOR	その他
	(単位：百万ドル)	
2023年3月31日現在		
貸付金および前渡金総額 ⁽¹⁾	7,735	48
その他の非デリバティブ金融資産 ⁽¹⁾	149	-
非デリバティブ金融負債 ⁽²⁾	650	32
デリバティブ資産（名目価値） ⁽³⁾	597,784	11,064
デリバティブ負債（名目価値） ⁽³⁾	578,589	9,599
貸付コミットメント ⁽¹⁾⁽⁴⁾	6,914	-

(1) 予想信用損失（「ECL」）を除く。

(2) 当グループの変動利付発行済社債で構成される。

(3) 流入側・流出側の両方が改革の対象通貨であるクロスカレンシー・スワップについて、当グループは両方について想定元本額の豪ドル相当額を開示している。スワップの片側が改革の対象である場合、当グループは流入側の想定元本額を開示している。

(4) 多通貨IBOR参照と信枠については、未実行残高は当該と信枠の価格設定通貨に割り当てられている。廃止の影響を受ける価格設定通貨が複数ある場合、この割り当ては借入の実行可能性が最も高い通貨に基づいている。

IBOR改革の対象であるヘッジ会計エクスポージャー

当グループは米ドルLIBORを参照するヘッジ会計関係を有しており、これは主として公正価値ヘッジ会計関係に指定されている米ドル建ての固定金利投資有価証券および当グループの固定金利発行済社債によるものである。下表は、IBOR改革によって影響を受けるLIBORを参照する、ヘッジ会計関係に指定されたエクスポージャーの帳簿価額の詳細を示している。関連するヘッジ手段の名目価値も示されている。

	2023年3月31日現在		
	(単位：百万ドル)		
ヘッジ対象			
FVOCIで測定される投資有価証券			7,410
正味貸付金および前渡金			201
預金およびその他の借入金			157
発行済社債			15,387
	2023年6月30日までが 指定された名目金額	2023年6月30日以降が 指定された名目金額	名目金額合計
ヘッジ手段	(単位：百万ドル)		
公正価値ヘッジ	3,278	19,098	22,376
キャッシュフロー・ヘッジ	-	277	277

2. 収入

	半期			増減率	
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月	2023年 3 月期 対2022年 9 月期	2023年 3 月期 対2022年 3 月期
(単位：百万ドル)					
受取利息	22,838	13,902	9,707	64%	大
支払利息	(14,163)	(5,953)	(2,442)	大	大
大手銀行税	(175)	(175)	(165)	0%	6%
純利息収益	8,500	7,774	7,100	9%	20%
その他営業収入					
i) 受取手数料					
貸付手数料 ⁽¹⁾	199	186	188	7%	6%
非貸付手数料	1,119	1,120	1,274	0%	-12%
コミッション	40	53	50	-25%	-20%
資産運用収入	122	124	137	-2%	-11%
受取手数料	1,480	1,483	1,649	0%	-10%
支払手数料	(543)	(494)	(666)	10%	-18%
受取手数料(純額)	937	989	983	-5%	-5%
ii) その他収入					
為替差益およびその他金融商品に よる収益(純額) ⁽²⁾	590	870	1,123	-32%	-47%
ANZワールドライン・パートナー シップの取引完了による利益	-	-	307	該当なし	大
為替換算調整勘定の戻入	-	-	(65)	該当なし	大
ファイナンシャル・プランニン グ・アドバイス事業の処分損	-	-	(62)	該当なし	大
データセンターの売却目的保有へ の分類変更に係る損失	(43)	-	-	該当なし	該当なし
その他	23	63	27	-63%	-15%
その他収入	570	933	1,330	-39%	-57%
その他営業収入	1,507	1,922	2,313	-22%	-35%
保険事業収入純額	40	85	55	-53%	-27%
関連会社投資の持分利益/(損失)	100	103	74	-3%	35%
営業収入	10,147	9,884	9,542	3%	6%

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 金利リスクおよび為替リスクを管理するために締結される会計上のヘッジ手段として指定されていないデリバティブの公正価値の変動(実現および未収利息を除く)、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値で測定されるおよび/または測定するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

3. 営業費用

	半期			増減率	
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月	2023年 3 月期 対2022年 9 月期	2023年 3 月期 対2022年 3 月期
(単位：百万ドル)					
i) 人件費					
給与および関連費用	2,602	2,376	2,378	10%	9%
年金費用	194	187	188	4%	3%
その他	90	79	88	14%	2%
人件費	2,886	2,642	2,654	9%	9%
ii) 土地建物					
賃借料	34	48	40	-29%	-15%
減価償却費	219	207	212	6%	3%
その他	90	125	89	-28%	1%
土地建物	343	380	341	-10%	1%
iii) 技術					
減価償却費および償却費	256	285	293	-10%	-13%
サブスクリプション・ライセンス費	484	455	444	6%	9%
用および外注サービス費	91	66	78	38%	17%
技術	831	806	815	3%	2%
iv) 組織再編	54	52	49	4%	10%
v) その他					
広告・広報費	90	88	77	2%	17%
専門家報酬	406	471	464	-14%	-13%
運送料、文房具、郵便および通信	86	85	87	1%	-1%
その他	290	264	304	10%	-5%
その他	872	908	932	-4%	-6%
営業費用	4,986	4,788	4,791	4%	4%

4. 法人税

税引前利益に対する計算上の法人税費用と損益に認識された法人税費用との調整。

	半期			増減率	
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月期 対2022年 9月期	2023年 3月期 対2022年 3月期
	(単位：百万ドル)				
継続事業に係る税引前利益	5,028	5,044	5,035	0%	0%
計算上の法人税費用（税率30%）	1,508	1,513	1,511	0%	0%
永久差異に係る税効果					
売却/閉鎖による純利益	-	4	(87)	大	大
関連会社投資の持分（利益）/損失	(31)	(31)	(22)	0%	41%
転換型金融商品の利息	38	28	21	36%	81%
海外税率差異	(94)	(67)	(61)	40%	54%
配当金の送金に課される外国税引当金 ⁽¹⁾	18	16	139	13%	-87%
その他	8	(7)	11	大	-27%
小計	1,447	1,456	1,512	-1%	-4%
過年度の法人税計上（超過）/不足額	(1)	(16)	(12)	-94%	-92%
法人税	1,446	1,440	1,500	0%	-4%
オーストラリア	847	884	960	-4%	-12%
海外	599	556	540	8%	11%
法人税	1,446	1,440	1,500	0%	-4%
実効税率	28.8%	28.5%	29.8%		

(1) ANZパプアニューギニアからANZBGLへの配当支払いに対して2022年3月半期に支払われた126百万ドルの源泉徴収税を含む。

5. 配当金

	半期			増減率	
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月期 対2022年 9月期	2023年 3月期 対2022年 3月期
普通株式配当（百万ドル） ⁽¹⁾					
中間配当金	-	2,012	-		
最終配当金	2,213	-	2,030		
ボーナス・オプション制度調整	(41)	(39)	(38)		
ANZ BH Ptyリミテッドへの特別配当金	1,000	-	-		
合計	3,172	1,973	1,992	61%	59%

(1) 当グループの子会社から非支配持分の保有者への配当金支払額13百万ドル（2022年9月半期：ゼロ、2022年3月半期：2百万ドル）は除外している。

普通株式

ANZBGLの配当金再投資制度（「DRP」）およびボーナス・オプション制度（「BOP」）は、2023年1月3日の本再編の実施に伴い、運用を停止した。

取締役はANZGHLの完全保有子会社で中間持株会社であるANZ BH Ptyリミテッドに対し、2023年7月3日に中間配当金2,433百万ドルを支払うことを提案している。

6. セグメント報告

i) セグメントの説明

2023年3月半期に、当グループは、オーストラリア・リテール、オーストラリア商業、法人、ニュージーランド、パシフィック、グループ・センターの6つの部門からなる部門構造で事業を行った。

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客にあらゆる銀行サービスを提供している。これには、住宅ローン、預金、クレジットカード、個人ローンが含まれる。商品・サービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センター、様々なセルフサービス・チャネル（デジタルおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATM、およびテレホン・バンキング）、および外部のブローカーを通じて提供される。また、この部門にはリテール顧客に提案するANZプラスの開発および運用に関連する費用も含まれる。

オーストラリア商業

オーストラリア商業部門は、小規模事業主および中規模商業顧客（SMEバンキング）ならびに大規模商業顧客、富裕層の個人顧客および同族グループ（スペシャリスト事業）という顧客セグメントにわたり、資産ファイナンスを含むあらゆる銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、オーストラリア、ニュージーランドおよび国外の政府、世界規模の機関顧客および法人顧客に、以下の事業部門を通じてサービスを提供する。

- ・トランザクション・バンキングは、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。
- ・コーポレート・ファイナンスは、ローン商品、ローン・シンジケーション、専門ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンス、コーポレート・アドバイザー・サービスを顧客に提供する。
- ・マーケットは、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク管理サービスを顧客に提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、以下の事業部門で構成される。

- ・パーソナルは、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人およびプライベート・バンキングの顧客に提供する。当グループのサービスは、インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャー、コンタクト・センターを通じて提供される。
- ・ビジネスは、デジタル、支店およびコンタクト・センターのチャネルを通じた小規模事業バンキング、また、従来のリレーションシップ・バンキング、ならびに専任のマネジャーを通じての高度な金融ソリューションなど、あらゆる銀行サービスを提供する。これらは、未上場の小規模、中規模、大規模企業、農業事業セグメント、政府および政府関連事業体を対象としている。

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む）、ならびにパシフィック地域の政府（法人部門の一部であるパプアニューギニアを除く）に商品・サービスを提供する。

グループ・センター

グループ・センター部門は、技術、資産、リスク管理、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務など、オペレーティング部門をサポートする。グループ・センターはまた、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズおよびアジアにおける少数持分投資を含む。

ii) セグメントの修正再表示

過去の期間の比較情報は、以下のとおり修正再表示されている。

- ・ 非銀行事業 - オーストラリア商業部門と法人部門で保有されていた非銀行事業をグループ・センター部門に移管し、その後本再編の一環として処分。
- ・ 法人顧客のセグメント変更 - 一定のビジネスおよび不動産ファイナンス顧客は、顧客のニーズを適切なサポートと専門知識の提供により整合させるために、ニュージーランド部門から法人部門に移管された。
- ・ 費用の再配賦 - 一定の費用が、オーストラリア・リテール、オーストラリア商業、法人およびグループ・センターの各部門にわたって再配賦された。

以下に示す営業セグメントは、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部部門報告と一致している。

iii) 営業セグメント

ANZは、現金利益ベースで営業セグメントの業績を測定している。現金利益は、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して算出されている。当期および過去の期間における調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響に関連している。

ANZ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

	オースト ラリア・ リテール	オースト ラリア 商業	法人	ニュー ジー ランド	パシ フィック	グルー プ・ センター	当 グループ 合計
2023年3月半期	(単位：百万ドル)						
純利息収益	3,018	1,632	2,071	1,582	62	135	8,500
受取手数料（純額）	235	162	346	199	10	(15)	937
保険事業収入純額	40	-	-	-	-	-	40
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	6	13	1,027	-	30	(117)	959
関連会社投資の持分利益/ （損失）	-	-	-	-	-	100	100
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	3,299	1,807	3,444	1,781	102	103	10,536
営業費用	(1,745)	(685)	(1,328)	(630)	(74)	(524)	(4,986)
貸倒引当金繰入および法人税 控除前現金利益	1,554	1,122	2,116	1,151	28	(421)	5,550
貸倒引当金（繰入）/戻入	(82)	(66)	74	(75)	16	-	(133)
税引前現金利益	1,472	1,056	2,190	1,076	44	(421)	5,417
法人税および非支配持分 ⁽¹⁾ ⁽²⁾	(446)	(317)	(593)	(302)	(10)	93	(1,575)
継続事業に係る現金利益/ （損失）	1,026	739	1,597	774	34	(328)	3,842
非継続事業に係る現金利益/ （損失）							-
現金利益/（損失）	1,026	739	1,597	774	34	(328)	3,842
経済ヘッジ ⁽¹⁾							(190)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾							(84)
株主に帰属する税引後利益							3,568
財政状態							
外部資産合計	303,783	60,227	525,748	123,565	3,489	94,793	1,111,605
外部負債合計	160,228	119,042	450,764	121,580	3,834	187,532	1,042,980

(1) 現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門およびグループ・センター部門に関連している。連結損益計算書上、これらの金額はその他営業収入（2023年3月半期：269百万ドルの損失、2022年9月半期：278百万ドルの利益、2022年3月半期：524百万ドルの利益）および法人税（2023年3月半期：79百万ドルのベネフィット、2022年9月半期：82百万ドルの費用、2022年3月半期：151百万ドルの費用）に計上されている。

(2) 現金利益の調整は、グループ・センター部門に関連している。連結損益計算書上、これらの金額はその他営業収入（2023年3月半期：120百万ドルの損失、2022年9月半期：7百万ドルの利益、2022年3月半期：70百万ドルの利益）および法人税（2023年3月半期：36百万ドルのベネフィット、2022年9月半期：2百万ドルの費用、2022年3月半期：21百万ドルの費用）に計上されている。

	オースト ラリア・ リテール	オースト ラリア商 業	法人	ニュー ジー ランド	バン シック	グルー プ・ センター	当 グループ合 計
(単位：百万ドル)							
2022年 9 月半期							
純利息収益	2,821	1,410	1,925	1,517	50	51	7,774
受取手数料（純額）	262	170	339	215	14	(11)	989
保険事業収入純額	85	-	-	-	-	-	85
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	6	15	529	1	20	77	648
関連会社投資の持分利益/ （損失）	-	-	-	-	-	103	103
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	3,174	1,595	2,793	1,733	84	220	9,599
営業費用	(1,656)	(652)	(1,293)	(622)	(73)	(492)	(4,788)
貸倒引当金繰入および法人税控 除前現金利益	1,518	943	1,500	1,111	11	(272)	4,811
貸倒引当金（繰入）/戻入	16	11	2	(76)	9	(14)	(52)
税引前現金利益	1,534	954	1,502	1,035	20	(286)	4,759
法人税および非支配持分 ⁽¹⁾⁽²⁾	(462)	(286)	(374)	(290)	(5)	60	(1,357)
継続事業に係る現金利益/ （損失）	1,072	668	1,128	745	15	(226)	3,402
非継続事業に係る現金利益/ （損失）							(14)
現金利益/（損失）							3,388
経済ヘッジ ⁽¹⁾							196
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾							5
株主に帰属する税引後利益							3,589
財政状態							
外部資産合計	292,876	59,983	544,066	116,218	3,707	68,879	1,085,729
外部負債合計	153,494	118,355	473,114	115,263	4,065	155,037	1,019,328
2022年 3 月半期							
純利息収益	2,706	1,158	1,772	1,354	46	64	7,100
受取手数料（純額）	214	233	312	213	12	(1)	983
保険事業収入純額	55	-	-	-	-	-	55
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	-	244	471	31	22	(32)	736
関連会社投資の持分利益/ （損失）	-	-	-	-	-	74	74
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	2,975	1,635	2,555	1,598	80	105	8,948
営業費用	(1,741)	(649)	(1,273)	(651)	(80)	(397)	(4,791)
貸倒引当金繰入および法人税控 除前現金利益	1,234	986	1,282	947	-	(292)	4,157
貸倒引当金（繰入）/戻入	113	122	25	31	(3)	(4)	284
税引前現金利益	1,347	1,108	1,307	978	(3)	(296)	4,441
法人税および非支配持分 ⁽¹⁾⁽²⁾	(410)	(225)	(498)	(274)	(3)	82	(1,328)
継続事業に係る現金利益/ （損失）	937	883	809	704	(6)	(214)	3,113
非継続事業に係る現金利益/ （損失）							(5)
現金利益/（損失）							3,108
経済ヘッジ ⁽¹⁾							373
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾							49
株主に帰属する税引後利益							3,530
財政状態							
外部資産合計	287,304	57,822	469,683	119,667	3,796	79,089	1,017,361
外部負債合計	150,732	122,812	420,226	119,683	3,986	138,166	955,605

- (1) 現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門およびグループ・センター部門に関連している。連結損益計算書上、これらの金額はその他営業収入（2023年3月半期：269百万ドルの損失、2022年9月半期：278百万ドルの利益、2022年3月半期：524百万ドルの利益）および法人税（2023年3月半期：79百万ドルのベネフィット、2022年9月半期：82百万ドルの費用、2022年3月半期：151百万ドルの費用）に計上されている。
- (2) 現金利益の調整は、グループ・センター部門に関連している。連結損益計算書上、これらの金額はその他営業収入（2023年3月半期：120百万ドルの損失、2022年9月半期：7百万ドルの利益、2022年3月半期：70百万ドルの利益）および法人税（2023年3月半期：36百万ドルのベネフィット、2022年9月半期：2百万ドルの費用、2022年3月半期：21百万ドルの費用）に計上されている。

7. 正味貸付金および前渡金

	期末現在			増減率	
	2023年3月	2022年9月	2022年3月	2023年3月期対2022年9月期	2023年3月期対2022年3月期
(単位：百万ドル)					
オーストラリア					
当座貸越	3,834	3,852	3,491	0%	10%
クレジットカード残高	5,670	5,658	5,707	0%	-1%
手形融資残高	4,898	5,214	5,632	-6%	-13%
ターム・ローン - 住宅	292,597	282,343	277,894	4%	5%
ターム・ローン - 住宅以外	166,701	163,520	151,718	2%	10%
その他	916	1,019	1,113	-10%	-18%
オーストラリアの合計	474,616	461,606	445,555	3%	7%
世界の他の国々					
当座貸越	568	561	668	1%	-15%
クレジットカード残高	6	6	6	0%	0%
ターム・ローン - 住宅	475	490	464	-3%	2%
ターム・ローン - 住宅以外	77,095	79,878	69,731	-3%	11%
その他	613	1,016	1,332	-40%	-54%
世界の他の国々の合計	78,757	81,951	72,201	-4%	9%
ニュージーランド					
当座貸越	879	853	824	3%	7%
クレジットカード残高	1,184	1,091	1,087	9%	9%
ターム・ローン - 住宅	97,939	91,792	95,794	7%	2%
ターム・ローン - 住宅以外	38,381	36,332	38,512	6%	0%
ニュージーランドの合計	138,383	130,068	136,217	6%	2%
小計	691,756	673,625	653,973	3%	6%
前受収益 ⁽¹⁾	(526)	(518)	(460)	2%	14%
資産計上された仲介手数料およびその他の組成費用 ⁽¹⁾	3,165	2,882	1,482	10%	大
貸付金および前渡金総額	694,395	675,989	654,995	3%	6%
予想信用損失引当金（注記8参照）	(3,658)	(3,582)	(3,559)	2%	3%
正味貸付金および前渡金⁽²⁾	690,737	672,407	651,436	3%	6%

(1) 貸付金の予想残存期間にわたって償却されている。

(2) 正味貸付金および前渡金には、2023年4月に売却されたANZシェア・インベスティングの貸付ポートフォリオに関連する558百万ドル（2022年9月：667百万ドル、2022年3月：724百万ドル）の残高が含まれている。

8. 予想信用損失引当金

	期末現在								
	2023年 3 月			2022年 9 月			2022年 3 月		
	一括 評価	個別 評価	合計	一括 評価	個別 評価	合計	一括 評価	個別 評価	合計
	(単位：百万ドル)								
償却原価で測定される正味 貸付金および前渡金	3,244	414	3,658	3,049	533	3,582	2,940	619	3,559
帳簿外のコミットメント	767	7	774	766	9	775	788	17	805
投資有価証券 - 償却原価で 測定される負債証券	29	-	29	38	-	38	29	-	29
合計	4,040	421	4,461	3,853	542	4,395	3,757	636	4,393
その他の包括利益									
投資有価証券 - FVOCIで測 定される負債証券 ⁽¹⁾	13	-	13	10	-	10	10	-	10

(1) FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益において認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

下表は、ECL引当金の変動を表示している。

償却原価で測定される正味貸付金および前渡金

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
2021年10月 1 日現在	968	1,994	417	666	4,045
ステージ間の移動	130	(152)	(58)	80	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(73)	(301)	46	221	(107)
戻入	-	-	-	(111)	(111)
貸倒償却 (償却債権回収額を除く)	-	-	-	(222)	(222)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	(14)	(14)	(3)	(15)	(46)
2022年 3 月31日現在	1,011	1,527	402	619	3,559
ステージ間の移動	155	(131)	(87)	63	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(41)	158	46	156	319
戻入	-	-	-	(111)	(111)
貸倒償却 (償却債権回収額を除く)	-	-	-	(206)	(206)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	16	(6)	(1)	12	21
2022年 9 月30日現在	1,141	1,548	360	533	3,582
ステージ間の移動	114	(100)	(63)	49	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(103)	264	56	188	405
戻入	-	-	-	(164)	(164)
貸倒償却 (償却債権回収額を除く)	-	-	-	(185)	(185)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	7	17	3	(7)	20
2023年 3 月31日現在	1,159	1,729	356	414	3,658

(1) その他の変動は、期中の個別評価ECL引当金の予想キャッシュフローに対する割引の影響を含む。

帳簿外のコミットメント - 未実行与信枠および条件付与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2021年10月 1 日現在	555	211	19	21	806
ステージ間の移動	28	(27)	(2)	1	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	24	(5)	21	(1)	39
戻入	-	-	-	(4)	(4)
為替換算	(30)	(6)	-	-	(36)
2022年 3 月31日現在	577	173	38	17	805
ステージ間の移動	24	(18)	(7)	1	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(29)	(12)	(2)	(1)	(44)
戻入	-	-	-	(7)	(7)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	21	1	-	(1)	21
2022年 9 月30日現在	593	144	29	9	775
ステージ間の移動	24	(22)	(2)	-	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(30)	30	1	-	1
戻入	-	-	-	(2)	(2)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	(1)	-	1	-	-
2023年 3 月31日現在	586	152	29	7	774

(1) その他の変動は、当期中に完了した事業売却の影響を含む。

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
2022年 3 月31日現在	29	-	-	-	29
2022年 9 月30日現在	38	-	-	-	38
2023年 3 月31日現在	29	-	-	-	29

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益において認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
2022年 3 月31日現在	10	-	-	-	10
2022年 9 月30日現在	10	-	-	-	10
2023年 3 月31日現在	13	-	-	-	13

貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	半期			増減率	
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月期対 2022年 9月期	2023年 3月期対 2022年 3月期
	(単位：百万ドル)				
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾⁽²⁾					
- 一括評価	163	60	(371)	大	大
- 個別評価	237	219	301	8%	-21%
戻入 ⁽³⁾	(166)	(118)	(115)	41%	44%
償却債権回収額	(101)	(109)	(99)	-7%	2%
貸倒引当金繰入/（戻入）合計	133	52	(284)	大	大

(1) 一括評価と個別評価の間の振替の影響を含む。

(2) 新規および増加した引当金(戻入控除後)は以下を含む。

	2023年3月半期		2022年9月半期		2022年3月半期	
	一括評価	個別評価	一括評価	個別評価	一括評価	個別評価
	(単位：百万ドル)					
償却原価で測定される正味貸付金 および前渡金	168	237	100	219	(408)	301
帳簿外のコミットメント	1	-	(44)	-	39	-
投資有価証券 - 償却原価で測定される 負債証券	(8)	-	4	-	(1)	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される 負債証券	2	-	-	-	(1)	-
合計	163	237	60	219	(371)	301

(3) 2023年3月半期については、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金の戻入164百万ドル(2022年9月半期：111百万ドル、2022年3月半期：111百万ドル)ならびに帳簿外のコミットメントの戻入2百万ドル(2022年9月半期：7百万ドル、2022年3月半期：4百万ドル)で構成される。

9. 預金およびその他の借入金

	期末現在			増減率	
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月期対 2022年 9月期	2023年 3月期対2 022年 3月期
(単位：百万ドル)					
オーストラリア					
譲渡性預金	37,920	29,412	29,914	29%	27%
定期預金	76,341	51,319	44,165	49%	73%
要求払い預金および短期預金	270,725	285,677	286,191	-5%	-5%
無利息預金	22,815	25,110	24,785	-9%	-8%
銀行からの預り金および 買戻条件付契約により売却した 有価証券	53,990	47,147	50,398	15%	7%
コマーシャル・ペーパーおよび その他の借入金	36,475	36,619	27,309	0%	34%
オーストラリアの合計	498,266	475,284	462,762	5%	8%
世界の他の国々					
譲渡性預金	5,233	3,193	5,013	64%	4%
定期預金	127,467	107,557	97,525	19%	31%
要求払い預金および短期預金	24,125	28,974	30,841	-17%	-22%
無利息預金	5,453	6,957	7,314	-22%	-25%
銀行からの預り金および 買戻条件付契約により売却した 有価証券	52,160	52,343	47,967	0%	9%
世界の他の国々の合計	214,438	199,024	188,660	8%	14%
ニュージーランド					
譲渡性預金	1,392	1,444	2,018	-4%	-31%
定期預金	47,598	41,188	38,931	16%	22%
要求払い預金および短期預金	56,307	54,809	59,590	3%	-6%
無利息預金	18,103	18,839	21,712	-4%	-17%
銀行からの預り金および 買戻条件付契約により売却した 有価証券	4,398	4,090	2,069	8%	大
コマーシャル・ペーパーおよび その他の借入金	2,596	2,603	4,546	0%	-43%
ニュージーランドの合計	130,394	122,973	128,866	6%	1%
預金およびその他の借入金	843,098	797,281	780,288	6%	8%

10. 発行済社債

	期末現在			増減率	
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月期対 2022年 9月期	2023年 3月期対 2022年 3月期
(単位：百万ドル)					
非劣後債務合計	73,443	66,406	64,645	11%	14%
その他Tier 1 資本（永久劣後証券） ⁽¹⁾					
ANZキャピタルノート（ANZ CN） ⁽²⁾					
ANZ CN3	-	970	969	大	大
ANZ CN4	1,620	1,619	1,618	0%	0%
ANZ CN5	929	928	928	0%	0%
ANZ CN6	1,488	1,487	1,487	0%	0%
ANZ CN7	1,297	1,297	1,298	0%	0%
ANZ CN8	1,482	-	-	該当なし	該当なし
ANZ資本証券 ⁽³⁾	1,380	1,404	1,282	-2%	8%
Tier 2 資本 - 期限付劣後債 ⁽⁴⁾	22,797	17,907	14,047	27%	62%
その他の劣後債務証券 ⁽⁵⁾	1,721	1,716	952	0%	81%
劣後債務合計	32,714	27,328	22,581	20%	45%
発行済社債合計	106,157	93,734	87,226	13%	22%

(1) ANZキャピタルノートおよびANZ資本証券は、パーゼル3 適格商品である。

(2) ANZキャピタルノートのそれぞれは、特定の強制転換日に1%の割引を適用した価格で可変数のANZGHL普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある。）。ANZの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該ノートは転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZGHL普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、当該ノートはANZの裁量により、繰上償還日または早期転換日にANZによって償還されるか、（強制転換と同様の条件で）ANZGHL普通株式に転換される。

	発行体	発行日	発行額 (百万ドル)	繰上償還または 転換日	強制転換日
CN3	ANZ（ニュージーランド支店 を通じて発行）	2015年3月5日	970	該当なし	該当なし
CN4	ANZ	2016年9月27日	1,622	2024年3月20日	2026年3月20日
CN5	ANZ	2017年9月28日	931	2025年3月20日	2027年3月20日
CN6	ANZ	2021年7月8日	1,500	2028年3月20日	2030年9月20日
CN7	ANZ	2022年3月24日	1,310	2029年3月20日	2031年9月20日
CN8	ANZ	2023年3月24日	1,500	2030年3月20日	2032年9月20日

すべてのANZキャピタルノート3は2023年3月24日にANZのニュージーランド支店によって償還され、償還金の約502百万ドルは同日にANZキャピタルノート8に再投資された。

(3) 2016年6月15日、ANZはロンドン支店を通じて、10億米ドルの全額払込済み条件付転換永久劣後証券（「ANZ資本証券」）を発行した。ANZの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該証券は転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZ普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、第1回金利変更日（2026年6月15日）およびその5年毎の応当日に、ANZはその裁量により、当該証券のすべてを償還する権利を有している。

- (4) すべての期限付劣後債は転換可能であり、バーゼル3 適格商品である。ANZがAPRAから存続不能通知を受け取った場合、転換可能劣後証券は所定の転換株数を上限として、1 %割引後の価格で可変数のANZGHL 普通株式に直ちに転換される。
- (5) 当グループの完全保有子会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッドは、2021年9月に600百万ニュージーランドドルの無担保劣後債を発行した。これらの債券はRBNZの要件の下ではTier 2 資本を構成するが、存続不能トリガー事由を含んでおらず、したがって、当グループの規制資本として適格となるためのAPRAによるTier 2 資本商品の要件を充足しない。その他の劣後債務証券には、2022年1月1日より、ANZの300百万米ドルの永久劣後債も含まれる。300百万米ドルの永久劣後債は、2022年1月1日以降、APRAの自己資本フレームワークの下ではバーゼル3の移行措置適用Tier 2 資本として取り扱われなくなった。

[次へ](#)

11. 信用リスク

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産について、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と下表において報告される額には差異がある場合がある。これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。条件付の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

下表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当グループの帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーを示したものである。

	計上			除外 ⁽¹⁾			信用リスクの 最大エクスポージャー		
	期末現在			期末現在			期末現在		
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月
(単位：百万ドル)									
貸借対照表勘定									
正味貸付金および前渡金	690,737	672,407	651,436	-	-	-	690,737	672,407	651,436
投資有価証券									
- 償却原価で測定される負債証券	7,912	7,943	8,505	-	-	-	7,912	7,943	8,505
- FVOCIで測定される負債証券	84,589	76,817	69,824	-	-	-	84,589	76,817	69,824
- FVOCIで測定される持分証券	997	1,353	1,390	997	1,353	1,390	-	-	-
- FVTPLで測定される負債証券	7	40	38	-	-	-	7	40	38
その他金融資産	314,637	314,580	273,507	8,521	9,769	13,117	306,116	304,811	260,390
貸借対照表勘定合計	1,098,879	1,073,140	1,004,700	9,518	11,122	14,507	1,089,361	1,062,018	990,193
帳簿外のコミットメント									
未実行および条件付与信枠 ⁽²⁾	292,550	285,041	264,137	-	-	-	292,550	285,041	264,137
合計	1,391,429	1,358,181	1,268,837	9,518	11,122	14,507	1,381,911	1,347,059	1,254,330

(1) その他の金融資産のうちの紙幣、硬貨および銀行預金、ならびに投資有価証券 - FVOCIで測定される持分証券は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行保証関連偶発債務が、一括評価予想信用損失引当金を控除したうえで含まれている。

信用の質

当グループは、金融資産の信用の質を管理するために、内部顧客信用格付（「CCR」）を使用している。広範な比較を可能にするために、当グループのCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ 格付け	スタンダード・ アンド・プアー ズ格付け
信用度が高い	CCR 0+ から 4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+ から 6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+ から 8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8- から 10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

正味貸付金および前渡金

2023年3月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	416,703	14,678	-	-	431,381
受入れ可能	176,054	40,305	-	-	216,359
信用度が低い	10,072	10,293	-	-	20,365
デフォルト	-	-	3,378	804	4,182
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、総額	602,829	65,276	3,378	804	672,287
ECL引当金	(1,159)	(1,729)	(356)	(414)	(3,658)
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、純額	601,670	63,547	3,022	390	668,629
引当率	0.19%	2.65%	10.54%	51.49%	0.54%
損益を通じて公正価値で測定 される貸付金および前渡金					19,469
前受収益					(526)
資産計上された仲介手数料および その他の組成費用					3,165
正味帳簿価額					690,737

2022年9月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	443,571	15,880	-	-	459,451
受入れ可能	154,823	31,864	-	-	186,687
信用度が低い	9,197	9,244	-	-	18,441
デフォルト	-	-	3,328	1,043	4,371
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、総額	607,591	56,988	3,328	1,043	668,950
ECL引当金	(1,141)	(1,548)	(360)	(533)	(3,582)
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、純額	606,450	55,440	2,968	510	665,368
引当率	0.19%	2.72%	10.82%	51.10%	0.54%
損益を通じて公正価値で測定 される貸付金および前渡金					4,675
前受収益					(518)
資産計上された仲介手数料および その他の組成費用					2,882
正味帳簿価額					672,407

2022年3月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	431,582	13,744	-	-	445,326
受入れ可能	145,404	30,144	-	-	175,548
信用度が低い	11,709	10,721	-	-	22,430
デフォルト	-	-	3,628	1,286	4,914
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、総額	588,695	54,609	3,628	1,286	648,218
ECL引当金	(1,011)	(1,527)	(402)	(619)	(3,559)
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、純額	587,684	53,082	3,226	667	644,659
引当率	0.17%	2.80%	11.08%	48.13%	0.55%
損益を通じて公正価値で測定 される貸付金および前渡金					5,755
前受収益					(460)
資産計上された仲介手数料および その他の組成費用					1,482
正味帳簿価額					651,436

帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠

2023年3月期末現在

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	200,066	1,439	-	-	201,505
受入れ可能	18,769	2,742	-	-	21,511
信用度が低い	904	782	-	-	1,686
デフォルト	-	-	89	24	113
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	219,739	4,963	89	24	224,815
その他引当金に含まれるECL引当金	(586)	(152)	(29)	(7)	(774)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	219,153	4,811	60	17	224,041
引当率	0.27%	3.06%	32.58%	29.17%	0.34%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					68,509
未実行および条件付与信枠、純額					292,550

2022年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	191,363	1,703	-	-	193,066
受入れ可能	18,583	3,078	-	-	21,661
信用度が低い	774	706	-	-	1,480
デフォルト	-	-	113	19	132
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	210,720	5,487	113	19	216,339
その他引当金に含まれるECL引当金	(593)	(144)	(29)	(9)	(775)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	210,127	5,343	84	10	215,564
引当率	0.28%	2.62%	25.66%	47.37%	0.36%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					69,477
未実行および条件付与信枠、純額					285,041

2022年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	175,462	1,244	-	-	176,706
受入れ可能	23,219	3,637	-	-	26,856
信用度が低い	1,728	782	-	-	2,510
デフォルト	-	-	112	37	149
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	200,409	5,663	112	37	206,221
その他引当金に含まれるECL引当金	(577)	(173)	(38)	(17)	(805)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	199,832	5,490	74	20	205,416
引当率	0.29%	3.05%	33.93%	45.95%	0.39%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					58,721
未実行および条件付与信枠、純額					264,137

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

2023年3月期末現在

	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	6,191	-	-	-	6,191
受入れ可能	82	-	-	-	82
信用度が低い	1,668	-	-	-	1,668
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	7,941	-	-	-	7,941
ECL引当金	(29)	-	-	-	(29)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	7,912	-	-	-	7,912
引当率	0.37%	-	-	-	0.37%

2022年9月期末現在

	2022年12月31日現在				合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	6,279	-	-	-	6,279
受入れ可能	113	-	-	-	113
信用度が低い	1,589	-	-	-	1,589
投資有価証券 - 償却原価で測定 される負債証券、総額	7,981	-	-	-	7,981
ECL引当金	(38)	-	-	-	(38)
投資有価証券 - 償却原価で測定 される負債証券、純額	7,943	-	-	-	7,943
引当率	0.48%	-	-	-	0.48%

2022年3月期末現在

	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	6,978	-	-	-	6,978
受入れ可能	120	-	-	-	120
信用度が低い	1,436	-	-	-	1,436
投資有価証券 - 償却原価で測定 される負債証券、総額	8,534	-	-	-	8,534
ECL引当金	(29)	-	-	-	(29)
投資有価証券 - 償却原価で測定 される負債証券、純額	8,505	-	-	-	8,505
引当率	0.34%	-	-	-	0.34%

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

	2023年3月期末現在				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	84,589	-	-	-	84,589
受入れ可能	-	-	-	-	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	84,589	-	-	-	84,589
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(13)	-	-	-	(13)
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

	2022年9月期末現在				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	76,668	-	-	-	76,668
受入れ可能	149	-	-	-	149
投資有価証券 - FVOCIで測定される 負債証券	76,817	-	-	-	76,817
その他の包括利益に認識されている ECL引当金	(10)	-	-	-	(10)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

	2022年3月期末現在				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	69,656	-	-	-	69,656
受入れ可能	168	-	-	-	168
投資有価証券 - FVOCIで測定される 負債証券	69,824	-	-	-	69,824
その他の包括利益に認識されている ECL引当金	(10)	-	-	-	(10)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

その他金融資産

	期末現在		
	2023年3月	2022年9月	2022年3月
(単位：百万ドル)			
信用度が高い	302,765	301,735	257,543
受入れ可能 ⁽¹⁾	2,285	2,164	2,483
信用度が低い	1,069	945	391
デフォルト	4	7	11
その他金融資産⁽¹⁾	306,123	304,851	260,428

(1) 投資有価証券 - FVTPLで測定される負債証券7百万ドル(2022年9月：40百万ドル、2022年3月：38百万ドル)を含む。

12. 金融資産および金融負債の公正価値

金融資産および金融負債の分類

当グループは、金融商品を公正価値または償却原価のいずれかで認識および測定しており、貸借対照表上、多数の金融商品が公正価値で計上されている。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

下表は、金融資産および金融負債の測定基準による分類を、貸借対照表上で認識されている帳簿価額とともに記載している。

	償却原価	公正価値	合計
	(単位：百万ドル)		
2023年3月期末現在			
金融資産			
現金および現金同等物 ⁽¹⁾	184,092	24,708	208,800
ANZの未収決済残高	7,020	-	7,020
支払担保	9,245	-	9,245
売買目的資産	-	39,611	39,611
デリバティブ金融商品	-	45,614	45,614
投資有価証券	7,912	85,593	93,505
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	671,268	19,469	690,737
規制上の預け金	646	-	646
その他金融資産	3,701	-	3,701
合計	883,884	214,995	1,098,879
金融負債			
ANZの未払決済残高	23,010	-	23,010
受取担保	8,002	-	8,002
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	811,770	31,328	843,098
デリバティブ金融商品	-	46,154	46,154
支払債務およびその他の負債	9,142	4,733	13,875
発行済社債	104,626	1,531	106,157
合計	956,550	83,746	1,040,296

	償却原価	公正価値	合計
	(単位：百万ドル)		
2022年9月期末現在			
金融資産			
現金および現金同等物	168,132	-	168,132
ANZの未収決済残高	4,762	-	4,762
支払担保	12,700	-	12,700
売買目的資産	-	35,237	35,237
デリバティブ金融商品	-	90,174	90,174
投資有価証券	7,943	78,210	86,153
正味貸付金および前渡金	667,732	4,675	672,407
規制上の預け金	632	-	632
その他金融資産	2,943	-	2,943
合計	864,844	208,296	1,073,140
金融負債			
ANZの未払決済残高	13,766	-	13,766
受取担保	16,230	-	16,230
預金およびその他の借入金	794,621	2,660	797,281
デリバティブ金融商品	-	85,149	85,149
支払債務およびその他の負債	6,596	3,239	9,835
発行済社債	92,623	1,111	93,734
合計	923,836	92,159	1,015,995

(1) 2023年3月半期に、法人部門の一部であるマーケット事業のトレーディング勘定において、当グループは買戻条件付契約および関連する売戻条件付契約の公正価値ベースでの管理を開始した。この結果、買戻条件付契約および関連する売戻条件付契約は、損益を通じて公正価値で認識および測定されることとなった。

	償却原価	公正価値	合計
	(単位：百万ドル)		
2022年3月期末現在			
金融資産			
現金および現金同等物	168,054	-	168,054
ANZの未収決済残高	7,141	-	7,141
支払担保	10,764	-	10,764
売買目的資産	-	39,433	39,433
デリバティブ金融商品	-	45,238	45,238
投資有価証券	8,505	71,252	79,757
正味貸付金および前渡金	645,681	5,755	651,436
規制上の預け金	661	-	661
その他金融資産	2,216	-	2,216
合計	843,022	161,678	1,004,700
金融負債			
ANZの未払決済残高	19,752	-	19,752
受取担保	6,716	-	6,716
預金およびその他の借入金	775,699	4,589	780,288
デリバティブ金融商品	-	47,795	47,795
支払債務およびその他の負債	5,945	4,634	10,579
発行済社債	85,362	1,864	87,226
合計	893,474	58,882	952,356

i) 公正価値で測定される資産および負債

金融資産および金融負債の公正価値は、一般的に個別商品のレベルで算定される。当グループが相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、AASB第13号「公正価値測定」（「AASB第13号」）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値が測定される。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

a) 公正価値指定

当グループは、以下のように、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・当該商品が分離可能な組込デリバティブを含み、公正価値ベースで管理される場合、公正価値の変動総額を関連するヘッジ手段の変動と同一期間に損益に認識するため。
- ・資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために使用するもの）を、損益を通じて公正価値で測定することによる。

当グループのアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に損益に確実に認識されるようにしている。

また、当グループは一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

b) 公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当グループは、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債の活発な市場における市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
売買目的保有金融商品： ・ 空売り有価証券 ・ デリバティブ金融資産および金融負債 ・ 負債証券および持分証券	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法が使用される。 活発な市場が存在しない持分証券については、比較対象企業の評価倍率（株価純資産倍率など）を用いて測定される。
以下に分類される金融商品： ・ デリバティブ金融資産および金融負債（売買目的保有以外） ・ 正味貸付金および前渡金 ・ 預金およびその他の借入金	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・カーブが適切な債務またはローンの市場金利を用いて割り引かれる割引キャッシュフロー法が使用される。
以下に分類される金融商品： ・ 投資有価証券 - 負債証券または持分証券	評価技法には、類似した特性を持つ金融商品からの観察可能なインプットを可能な限り組み込んだ、比較対象企業の倍率（株価純資産倍率など）または割引キャッシュフロー（「DCF」）技法が使用される。

当期および過去の期間のいずれにおいても、評価アプローチに重要な変更はなかった。

c) 公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号に準拠して、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・レベル2 - 類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・レベル3 - 資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価。

当期および過去の期間のいずれにおいても、区分アプローチに重要な変更はなかった。

下表は、公正価値で計上される資産および負債を公正価値ヒエラルキーに従って表示している。

	公正価値測定			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
2023年3月期末現在	(単位：百万ドル)			
資産				
現金および現金同等物（公正価値で測定） ⁽¹⁾	-	24,708	-	24,708
売買目的資産 ⁽²⁾	26,593	13,017	1	39,611
デリバティブ金融商品	315	45,275	24	45,614
投資有価証券 ⁽²⁾⁽³⁾	68,176	16,421	996	85,593
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定） ⁽¹⁾	-	19,089	380	19,469
合計	95,084	118,510	1,401	214,995
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定） ⁽¹⁾	-	31,328	-	31,328
デリバティブ金融商品	765	45,363	26	46,154
支払債務およびその他の負債 ⁽⁴⁾	3,572	1,161	-	4,733
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	1,531	-	1,531
合計	4,337	79,383	26	83,746
2022年9月期末現在				
資産				
売買目的資産 ⁽²⁾	28,455	6,782	-	35,237
デリバティブ金融商品	944	89,185	45	90,174
投資有価証券 ⁽²⁾⁽³⁾	68,211	8,614	1,385	78,210
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	4,272	403	4,675
合計	97,610	108,853	1,833	208,296
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	2,660	-	2,660
デリバティブ金融商品	309	84,809	31	85,149
支払債務およびその他の負債 ⁽⁴⁾	2,842	397	-	3,239
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	1,111	-	1,111
合計	3,151	88,977	31	92,159

2022年3月期末現在

資産

売買目的資産 ⁽²⁾	31,901	7,532	-	39,433
デリバティブ金融商品	1,302	43,889	47	45,238
投資有価証券 ⁽²⁾⁽³⁾	59,312	10,520	1,420	71,252
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	5,642	113	5,755
合計	92,515	67,583	1,580	161,678

負債

預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	4,589	-	4,589
デリバティブ金融商品	655	47,117	23	47,795
支払債務およびその他の負債 ⁽⁴⁾	4,226	408	-	4,634
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	1,864	-	1,864
合計	4,881	53,978	23	58,882

- (1) 2023年3月半期に、法人部門の一部であるマーケット事業のトレーディング勘定において、当グループは買戻条件付契約および関連する売戻条件付契約の公正価値ベースでの管理を開始した。この結果、買戻条件付契約および関連する売戻条件付契約は、損益を通じて公正価値で認識および測定されることとなった。
- (2) 2023年3月半期に、債券評価インプットの観察可能性の変化により、7,246百万ドル（2022年9月半期：1,043百万ドル、2022年3月半期：3,949百万ドル）の資産がレベル1からレベル2に振り替えられ、1,181百万ドル（2022年9月半期：1,677百万ドル、2022年3月半期：1,181百万ドル）の資産がレベル2からレベル1に振り替えられた。当期中のその他の重要な振替はなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。
- (3) 2023年3月半期に、ANZBGLは1835i信託、ティーアイエヌおよびポリネーションのエクイティ持分を本再編の一環としてANZ NBH Pty Ltdに売却した。これらは2022年9月半期および2022年3月半期に公正価値ヒエラルキーでレベル3資産に分類され、公正価値はそれぞれ402百万ドルおよび346百万ドルであった。
- (4) 支払債務およびその他の負債は、売買目的保有に分類され、FVTPLで測定される空売り有価証券に関連している。

ii) 観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定の詳細

a) レベル3の公正価値測定

レベル3の金融商品は、1,375百万ドル（2022年9月：1,802百万ドル、2022年3月：1,557百万ドル）の正味資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債は、以下のとおりである。

- ・活発な市場がない、または取引価格が観察不能な持分証券
- ・公正価値で測定され、観察可能な市場データが存在しない貸付金および前渡金
- ・主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するデリバティブ

レベル3の振替

2023年3月半期中に評価インプットが観察可能となった結果、当グループは、公正価値で測定されるデリバティブ3百万ドルをレベル3からレベル2に振り替えた。当期間において、その他のレベル3への振替もレベル3からの振替もなかった。

2023年3月31日現在の重要なレベル3の金融商品は、以下のとおりである。

i) 投資有価証券 - FVOCIに分類される株式保有

天津銀行（「BoT」）

当グループはBoTに投資している。当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループの結果として、レベル3に分類された。2023年3月期末現在、BoTの株式保有残高は900百万ドルであった（2022年9月：854百万ドル、2022年3月：956百万ドル）。

2023年3月半期におけるBoTの公正価値評価額の増加は、主に評価に用いたP/B倍率の当半期中の上昇による。

その他の持分投資

当グループは、89百万ドル（2022年9月：491百万ドル、2022年3月：426百万ドル）のFVOCIに分類される非上場株式を保有しているが、これらの株式は活発な市場も入手可能な取引価格も存在しないため、レベル3に分類される。非上場株式の保有残高の減少は、ANZBGLからANZ非銀行グループへの持分証券の売却による。

ii) 正味貸付金および前渡金 - FVTPLに分類

シンジケート・ローン

当グループは、FVTPLで測定される売買目的のシンジケート・ローンを380百万ドル（2022年9月：403百万ドル、2022年3月：113百万ドル）保有している。これらのローンは、評価のために観察可能な市場データが入手できない場合、レベル3に分類される。2023年3月半期におけるレベル3のローン残高の減少は、主に為替換算の影響および期限到来に伴う返済による。

b) レベル3インプットの感応度

評価にとって重要なインプットが直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当グループが仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として公正価値評価額を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって算定される。

投資有価証券 - 持分保有

持分投資の評価は、P/B倍率や割引キャッシュフロー技法を含む使用した評価技法と、選択した観察不能なインプットにおける変動に対する感応度が高い。例えば、評価への主たるインプットの10%の増加または減少が生じた場合（P/B倍率など）、結果として、ポートフォリオの公正価値は99百万ドル増加または減少し、その変動は純損益に影響を与えることなく当グループの株主資本に認識される。

正味貸付金および前渡金

シンジケート・ローンの評価では、公正価値評価額の算定における信用スプレッドやディスカウント・カーブに対する感応度が高い。しかし、これらは主として投資適格ローンであるため、信用スプレッドや利回りの増減が当グループの純利益や純資産に与える影響は重要ではない。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、インプットの変動による当グループの純利益および純資産への影響は軽微である。

c) 公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な影響を与える観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益と呼ばれる。）を純損益として直ちに認識することはない。当初認識時に繰り延べられた金額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

繰り延べられている取引日における損益は重要ではない。

iii) 公正価値で測定されない金融資産および金融負債

下表に掲載された種類の金融資産および金融負債は、当グループの貸借対照表において主に償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当グループは下表において、貸借対照表日現在のこれらの金融資産および金融負債の公正価値の見積額を示している。

2023年3月期末現在	貸借対照表における帳簿価額			公正価値
	償却原価	公正価値	合計	
	(単位: 百万ドル)			
金融資産				
投資有価証券 ⁽¹⁾	7,912	85,593	93,505	93,491
正味貸付金および前渡金	671,268	19,469	690,737	688,107
合計	679,180	105,062	784,242	781,598
金融負債				
預金およびその他の借入金	811,770	31,328	843,098	842,750
発行済社債	104,626	1,531	106,157	105,800
合計	916,396	32,859	949,255	948,550
2022年9月期末現在				
金融資産				
投資有価証券 ⁽¹⁾	7,943	78,210	86,153	86,128
正味貸付金および前渡金	667,732	4,675	672,407	668,407
合計	675,675	82,885	758,560	754,535
金融負債				
預金およびその他の借入金	794,621	2,660	797,281	796,784
発行済社債	92,623	1,111	93,734	93,121
合計	887,244	3,771	891,015	889,905
2022年3月期末現在				
金融資産				
投資有価証券 ⁽¹⁾	8,505	71,252	79,757	79,678
正味貸付金および前渡金	645,681	5,755	651,436	649,142
合計	654,186	77,007	731,193	728,820
金融負債				
預金およびその他の借入金	775,699	4,589	780,288	780,104
発行済社債	85,362	1,864	87,226	87,727
合計	861,061	6,453	867,514	867,831

(1) 償却原価で測定される投資有価証券には、当グループの流動性ポートフォリオの一部である4,260百万ドルの資産が含まれる(2022年9月: 3,976百万ドル、2022年3月: 4,664百万ドル)。これらはすべて、主として当グループの世界の他の国々における短期(1年未満)商品であり、2023年3月31日現在で当グループの流動性資産有価証券合計の4%未満を占めている。

13. 株主資本

i) 発行済有価証券

	期末現在		
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月
普通株式	(株式数)		
期首残高	2,989,923,751	2,794,104,174	2,823,563,652
自己株式買戻し ⁽¹⁾	-	-	(30,831,227)
シェア・エンタイトルメントに基づく発行 ⁽²⁾	-	187,105,950	-
ボーナス・オプション制度	1,657,422	1,518,519	1,371,749
配当金再投資制度に基づく発行	8,406,978	7,195,108	-
従業員持株およびオプション制度	3,378,631	-	-
期末残高	3,003,366,782	2,989,923,751	2,794,104,174
減算：自己株式	(4,099,015)	(4,209,150)	(4,391,572)
期末残高	2,999,267,767	2,985,714,601	2,789,712,602
期中発行 / (買戻し)	13,443,031	195,819,577	(29,459,478)

(1) 当グループは、2022年 3 月半期に846百万ドル相当の株式を購入して15億ドルのANZ普通株式の市場での買戻しを完了し、その結果、2022年 3 月半期に31百万株が消却された。

(2) 2022年 7 月18日、当グループは、予定されていたサンコープ・バンクの買収のための資金調達に活用するため、ANZの新規普通株式につき、全額引受済のプロラタ・アクセラレイテッド・リナウンサブル・エンタイトルメント・オファー（比例按分方式・機関株主部分先行・放棄可能・権利付与型の募集）を発表した。すべての適格株主に対して、2022年 7 月21日現在の保有株式15株につき新株 1 株を 1 株当たり18.90ドルの発行価格で購入する内容で勧誘が行われた。当グループはこのオファーに基づき、合計187.1百万株の普通株式を発行し、3,497百万ドル（発行費用控除後）の新規株式資本を調達した。

ii) 株主資本

	期末現在			増減率	
	2023年 3 月	2022年 9 月	2022年 3 月	2023年 3 月期 対2022年 9 月期	2023年 3 月期 対2022年 3 月期
(単位：百万ドル)					
普通株式資本	29,054	28,797	25,091	1%	16%
準備金					
為替換算調整勘定 ¹	644	(148)	(164)	大	大
株式オプション準備金	58	78	54	-26%	7%
FVOCI準備金	(458)	(478)	(43)	-4%	大
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	(1,287)	(2,036)	(1,247)	-37%	3%
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(22)	(22)	0%	0%
準備金合計	(1,065)	(2,606)	(1,422)	-59%	-25%
利益剰余金	40,111	39,716	38,078	1%	5%
当行株主に帰属する株式資本および準備金	68,100	65,907	61,747	3%	10%
非支配持分	525	494	9	6%	大
株主資本合計	68,625	66,401	61,756	3%	11%

(1) 英国のミネルヴァ・ホールディングス・リミテッドおよび香港のANZアジア・リミテッドの解散の結果、関連する為替換算調整勘定65百万ドルが2022年 3 月半期にその他の包括利益から損益にリサイクルされた。

iii) 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する資本			非支配持分への 配当金の支払額		
	半期			期末現在			半期		
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月
(単位：百万ドル)									
ANZバンク・ニュー ジーランドPPS	13	-	-	515	484	-	13	-	-
その他の非支配持分	1	1	-	10	10	9	-	-	2
合計	14	1	-	525	494	9	13	-	2

ANZバンク・ニュージーランド永久優先株式

ANZBGLの完全保有子会社であるANZバンク・ニュージーランドは2022年7月18日、484百万ドル（550百万ニュージーランドドル）の永久優先株式（「PPS」）を発行した。これらは当グループの非支配持分とみなされる。

PPSの主な条件は次のとおりである。

PPS配当金

PPS配当金は、ANZバンク・ニュージーランドの取締役の裁量により支払われ、累積しない。PPS配当金の支払いが行われない場合、ANZバンク・ニュージーランドは、次回のPPS配当金支払日まで、普通株式に対する配当金の支払いあるいはその他の分配を決議してはならない。

ANZバンク・ニュージーランドがPPS配当金を支払う選択をする場合、PPS配当金は、2028年7月18日まで年率6.95%とし、その後は変動利率となり、その利率は（PPS配当金が全額インピュテーション方式の税額控除対象の場合で）3か月物ニュージーランド銀行間取引金利に3.25%を上乗せした合算値に1からニュージーランド法人税率を差し引いたものを乗じたものとし、支払期日は毎年1月18日、4月18日、7月18日、および10月18日とする。

償還に係る条項

PPSの所有者は、PPSの償還請求権を有していない。ANZバンク・ニュージーランドは、RBNZの書面による事前の承認およびその他の条件を満たすことを条件として、任意の償還日（2028年7月18日以降の各PPS配当日）、または税務事由もしくは規制事由の発生後の任意の時点において、すべてのPPSの償還を選択することができる。

14. グループ構成の変更

注記1に記載のとおり、ANZGHLは2023年1月3日にANZグループの上場親会社として設立された。新しい法人であるANZ BH Pty Ltd、ANZ NBH Pty LtdおよびANZグループ・サービスPtyリミテッドが設立され、ANZGHLの完全保有子会社となった。

2023年1月11日、以下の被支配法人が、ANZ NBH Pty LtdおよびANZグループ・サービスPtyリミテッドに譲渡された。

- ・ANZ NBH Pty Ltd：1835iクリエイション・ファンドIトラスト、1835iベンチャーズ・トラストI、1835iベンチャーズ・トラストII、1835iベンチャーズ・トラストIII、ジャーニーワイズPtyリミテッド、キャッシュリワーズPtyリミテッド、セキュア・データ・コンセンストPtyリミテッド
- ・ANZグループ・サービスPtyリミテッド：ANZセンターPtyリミテッド、ANZセンター・トラスト、ANZセンター・チャテルズ・トラスト

2023年3月半期および2022年3月半期におけるANZBGL連結業績に対するこれらの法人の貢献に重要性はなかった。

2023年3月31日に終了した半期において、その他の重要な被支配法人の取得または売却はなかった。

15. 関連会社に対する投資

	半期			増減率	
	2023年 3月期 対2022年 9月期	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月期	2023年 3月期
				対2022年 9月期	対2022年 3月期
	2023年 3月				
	(単位：百万ドル)				
関連会社投資の持分利益/(損失)	100	103	74	-3%	35%

利益貢献額

	当グループの税引後利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	半期			期末現在		
	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月	2023年 3月	2022年 9月	2022年 3月
(単位：百万ドル)						
関連会社						
PTバンク・パン・インド ネシア(「PT Panin」)	56	58	24	39%	39%	39%
AMMBホールディングス Berhad(「AmBank」)	63	57	51	22%	22%	22%
ワールドライン・オース トラリアPtyリミテッド (1)	(18)	(10)	-	-	49%	49%
その他の関連会社	(1)	(2)	(1)	該当なし	該当なし	該当なし
関連会社投資の持分利 益/(損失)	100	103	74			

(1) 本再編の一環として、ANZBGLのワールドライン・オーストラリアPtyリミテッドに対する投資はANZ NBH Pty Ltdに譲渡された。

16. 関連当事者の開示

以下に示した取引を除き、2022年9月30日からの当グループの財政状態の変動および業績を理解するために重要な、関係当事者との取引はなかった。

2023年1月3日に実施された当グループの再編に伴い、ANZBGLを含むANZグループ・ホールディングス・リミテッドの完全保有子会社間で多くの取引が発生している。これらの取引には、リースの取決め、資金拠出活動および預り金が含まれる。

2023年3月現在、ANZグループ関連会社との残高は以下のとおりである。

	2023年 3月 (単位：百万ドル)
関連会社からの未収金	658
関連会社への未払金	310
関連会社からの預り金	307

2023年3月半期に、ANZグループ関連会社との間で発生した取引は以下のとおりである。

	2023年 3月 (単位：百万ドル)
支配法人への配当金支払額	1,000
関連会社への利息支払額	11
関連会社からの利息受取額	8

また、ANZBGLは2023年3月31日現在、ANZグループ・サービスPtyリミテッドとの間で714百万ドルの使用権資産および836百万ドルのリース負債を有している。2023年3月31日に終了した半期における当該使用権資産に関連する減価償却費は12百万ドルであり、当該リース負債に関する利息支払額は5百万ドルであった（リース負債に関する利息支払額は上表に含まれている。）。

17. 偶発債務および偶発資産

当グループに対する未決の訴訟、請求および潜在的な請求がある。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

2022年9月30日現在のコミットメント、偶発債務および偶発資産の説明については、2022年度ANZ年次財務報告書の注記33を参照のこと。2023年3月31日現在の偶発債務および偶発資産の説明は以下のとおりである。

- 規制および顧客に対するエクスポージャー

当グループは、オーストラリアおよび世界各国において、規制当局による調査、監視および検査、報告すべき状況、民事執行措置（訴訟によるものであるか否かを問わない。）、公式および非公式の調査、ならびに規制当局による監督活動に関連して、定期的にその規制当局とやり取りしている。当グループは、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行った。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば近年、担当する融資実務、規制されている貸付の要件、商品の適合性および販売、これらに課される利子および手数料や受給権、顧客救済措置、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場および金融取引における行為、資本市場取引、マネーロンダリング対策およびテロ資金対策の義務、個人情報保護義務および情報セキュリティ、事業継続管理、報告および開示の義務ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれるか、または含まれてきた。これらにより、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

- 南アフリカの金利に関する訴訟

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的影響は判明していない。

- 資金調達を巡る訴訟

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に知らせるべきだったと主張している。当行は、この申し立てに対し争っている。

- 消費者信用保険に関する訴訟

2020年2月に、消費者信用保険商品の販売に関連する金融助言義務の違反、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および非良心的行為を主張する集団訴訟が当行に対して申し立てられた。保険商品の発行者であるQBEおよびOnePath Lifeも請求の被告となっている。2022年11月にこの請求についての和解が合意された。財務的影響に重要性はない。これらの和解は責任を認めるものではなく、引き続き裁判所の承認を条件とする。

- **ESANDAのディーラー自動車ローンに関する訴訟**

2020年8月に、ディーラーが手配したEsanda自動車ローンにおけるフレックス・コミッションの利用に関する不正行為、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および衡平法上の錯誤を主張する集団訴訟が、当行に対して申し立てられた。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **OnePathの退職年金に関する訴訟**

2020年12月、OnePathカストディアンズが、退職年金に係る投資および手数料に関して、退職年金法に基づく義務および受託会社としての義務に違反したと主張する集団訴訟が、OnePathカストディアンズ、OnePathライフおよび当行に対して申し立てられた。またこの請求は、当行がOnePathカストディアンズの投資違反の一部に関与したと主張している。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **ニュージーランドのローン情報に関する訴訟**

2021年9月、特定のローン顧客に送付された変更通知に関して、消費者信用法に基づく開示要件違反を主張する代表訴訟が、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドに対して申し立てられた。ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドは、この申し立てに対し争っている。

- **クレジットカードに関する訴訟**

2021年11月、クレジットカード契約における特定の金利に関する条項は不公正な契約条項であり、当行が当該条項に依拠することは不当である旨を申し立てた集団訴訟が当行に対して提起された。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **利用可能資金訴訟**

2022年5月、ASICは、入金されて間もない未処理の資金を使用して行われたクレジットカードのキャッシング取引につき、ある状況下で顧客に請求された手数料に関して、当行に対する民事罰訴訟に取り掛かった。ASICは、当行が虚偽または誤解を招く表明を行い、誤解を招く行為または欺瞞行為を行い、与信業務の免許を受けた事業者として特定の法的義務に違反した旨を申し立てている。当行は、この申し立てに対し争っている。

- **王立委員会**

2019年2月4日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が最終報告書を公表した。王立委員会によると、追加費用および更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーまたは、集団訴訟、個人請求、顧客救済もしくは補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）が発生しており、また発生し続けている。これらの潜在的なエクスポージャーに関連する結果および費用の合計は依然として不確定である。

- **担保回収を巡る訴訟**

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

- **保証、補償および運用報酬**

当グループは、様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連する一連の事項およびリスクを対象に、購入者およびその他の者の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当グループは、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく請求にさらされており、これらの一部は現在も進行中である。これらのエクスポージャーに関連する結果および費用の合計は依然として不確定である。

当グループは、当グループの一定の投資に関連して、所定の運用成績の基準値が達成された場合に、外部のファンド・マネージャーに運用報酬を支払う取決めに締結している。運用成績の基準値の充足およびそれに伴う運用報酬は依然として不確定である。

- 精算および決済義務

特定のグループ会社は、様々な精算および決済の取決めに規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当グループの潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

特定のグループ会社は、ASXクリア（「フューチャーズ」）、ロンドン・クリアリング・ハウス（「LCH」）・スワップクリアおよびレボクリア、韓国取引所（「KRX」）、香港取引所（「HKEX」）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インド、上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

- 親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、それらの会社が引き続き被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

- グリンドレイズ事業の売却

2000年7月31日、当行は、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッド（「グリンドレイズ」）およびその他の特定の事業のスタンダード・チャータード・バンク（「SCB」）に対する売却を完了した。当行はこれらの事業に関する保証および補償を提供した。

補償対象事項には、1973年外国為替規制法に違反したと主張される1991年に実行された特定の取引に関して、インドの当局がグリンドレイズおよびその特定の役員に対して提起した民事罰手続きおよび刑事訴追が含まれている。2007年に民事罰が課されたが、上訴の対象となっている。刑事訴追は現在防御の過程にある。

偶発資産

- ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

当該問題のある小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの間の訴訟は2002年初頭に解決した。

現在、小切手の受取金を受け取ったグリンドレイズの顧客の財産からの回収が進められている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

18. 貸借対照表日以降の重要な事象

2023年3月31日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 後発事象

2023年3月31日から本書提出日までに、当グループに関して重要な事象はなかった。

(2) 訴訟等

当グループに有利なおよび不利な未解決の裁判所における訴訟、請求および請求の可能性がある。関連がある場合、専門的な法的助言を得ており、かかる助言に照らして、適切と考えられる引当金を計上し、および/または開示が行われている。場合により、当グループは個別の項目の財務上の影響の見積もりを開示していない。なぜなら、開示することが实际的ではないか、あるいは、かかる開示が当グループの利益を害する可能性があるからである。

詳細については、上記「1 中間財務書類 - 注記17（偶発債務および偶発資産）」および令和4年12月20日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況」中の「- 1 財務書類 - （1）連結財務書類 - 注記33（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期し補足するため、上記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - （2）主なリスクおよび不確実性」の「18. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」で開示されているリスク要因も参照のこと。

3【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの要約中間連結財務書類はオーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、要約中間連結財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務書類には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務書類が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。

ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、要約中間連結財務書類は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した上で、これを連結決算上利用できると規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産（または無形資産が配分された資金生成単位（「CGU」））に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価格はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産またはCGUの簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産またはCGUの公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたとする帳簿価格（減価償却費を控除後）を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値（売却費用控除後）および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(f) 金融資産の分類および測定

AGAAPのもとでは、金融資産は、管理におけるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュフローの特性（契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）に基づいて、「償却原価による測定」、「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」、「その他の包括利益を通じた公正価値による測定（FVOCI）」の3つに分類される。金融資産は、FVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

金融負債は、「償却原価」または、売買目的で保有される場合は「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定するものとして指定することができる。

- ・この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合で以下の場合を除く。
 - a) 組込デリバティブが、組込デリバティブがない場合には契約によって要求されるキャッシュフローを著しく変更しない。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含まれるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

日本基準においては、金融資産は金銭債権、有価証券、デリバティブおよび金銭債務といった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(g) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはAASB第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(h) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク／経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内（企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲）について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(i) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(j) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(k) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行はAASB第2014-9号を適用しており親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法が適用されている。日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(l) リース（借手の会計処理）

AGAAPのもとでは、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、借手は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。また、損益計算書において、借手はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。

日本の基準において、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。

第 7 【外国為替相場の推移】

発行会社の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
令和4年12月20日に関東財務局長に提出
- (2) 半期報告書
該当事項なし
- (3) 臨時報告書
 - 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和4年10月7日に関東財務局長に提出
 - 2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき臨時報告書を令和5年2月13日に関東財務局長に提出
 - 3. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号の規定に基づき臨時報告書を令和5年2月13日に関東財務局長に提出
- (4) 訂正報告書
 - 1. 上記(3)2.の臨時報告書の訂正報告書を令和5年2月27日に関東財務局長に提出
 - 2. 上記(3)3.の臨時報告書の訂正報告書を令和5年2月27日に関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（募集）
令和5年3月2日に関東財務局長に提出
- (6) 発行登録書（売出し）
令和5年3月2日に関東財務局長に提出
- (7) 訂正発行登録書（募集）
令和4年10月7日に関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書（売出し）
令和4年10月7日に関東財務局長に提出
- (9) 発行登録追補書類（募集）
該当事項なし
- (10) 発行登録追補書類（売出し）
該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。